平成12年(ネ)第514号 診療報酬請求控訴事件
控訴人 社会保険診療報酬支払基金
被控訴人 外川 正
控訴理由書
平成13年1月24日
仙台高等裁判所第2民事部 御中
控訴人指定代理人 近藤裕之
草薙秀雄
渡邊敬治
控訴人訴訟代理人 川本 務
第 1 本件事案の概要等4
1 事案の概要4
2 本件の争点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第2 証拠により認定できる事実4
1 被控訴人の患者2名に対する診療経過4
(1) A子患者について5
(2) B子患者について5
2 算定告示の趣旨、目的5
(1)歯周治療用装置について、独立して高い算定をしていた趣旨、目的等…
5
ア 算定告示が定める歯周治療用装置と認定するための要件、その趣旨、目
的… 6
イ 歯周治療用装置の機能、目的7
(2)暫間被覆冠の処置につき独立した点数評価をしていない趣旨 8
(3)両者の相違点の整理8
3 歯周治療用装置の点数算定要件の解釈9
(1)「治療計画書に基づき」との要件9
(2)「最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」との要件
9
(3)「残存歯の保護と咬合の回復のため」との要件10
第3 本件各被覆冠の歯周治療用装置非該当性と原判旨の誤り11
1「治療計画書に基づく」との要件について11
(1)治療計画書、カルテの歯周治療用装置の装着予定の記載の要否11
ア 本件各被覆冠の治療計画書、カルテ上の記載の不存在11
イ 判旨内容11
ウ 判旨の誤り12
(2) 「除石」、「RCT」、「ブリッジの装着」の記載と歯周治療用装置の装
着予定13

(3) 実務の運用との関係13
(4) 実際の治療経過との関係について14
ア 判旨の内容等14
イ 判旨の誤り15
(5) まとめ18
2 「最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」との要件につ
いて18
(1) 判旨の内容18
(2) 判旨の誤り18
3 「咬合の回復と残存歯の保護のため」との要件について22
(1) A子患者の処置について22
(2) B子患者の処置について23
(3) まとめ23
4 最終的治療処置との二重評価について23
(1) 判旨の内容24
(2) 歯周治療目的の不存在24
(3) 被控訴人の点数算定の経緯と最終的治療処置との二重評価24
第 4 結語25

控訴人の主張は、基本的には原審口頭弁論期日において陳述したとおりであるからこれを援用するが、原判決には、明らかな事実誤認、経験則、採証法則違反、算定告示等の解釈の誤りが存し、取消しを免れないので、控訴人は本書面において本件事案の概要、争点等を整理し、原審における主張を補足・敷術するとともに、原判決に対する不服の理由を明らかにする。

第1 本件事案の概要等

1 事案の概要

本件は、保険医療機関の指定を受け、歯科医院を開業する保険医である被控訴人が、2名の患者の治療に当たり装着した被覆冠が、健康保険法43条の9を受け、厚生大臣の告示に係る「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(点数表)」(以下「算定告示」という。)の定める「歯周治療用装置」に当たるとして、所定点数を算定して診療報酬請求をしたところ、控訴人が、右被覆冠は歯冠修復の製作に係る一連の診療行為における「暫間被覆冠」であり、その点数は最終的治療である歯冠修復等の所定点数に含まれるとして、減点査定をしたため、被控訴人が右減点査定に係る診療報酬相当額の支払を求めた事案である。

2 本件の争点

本件の争点は、本件被覆冠1ないし3(以下、これらを併せて「本件各被覆冠」という。)について、最終的治療とは独立の点数算定が認められるか否か、すなわち、右各被覆冠が暫間被覆冠にすぎないか、それとも歯周治療用装置に当たるかである。

第2 証拠により認定できる事実

1 被控訴人の患者2名に対する診療経過

被控訴人は、その患者であるA子患者(以下「A子患者」という。)及びB子患者(以下「B子患者」という。)に対し、以下の診療を施した。

(1) A子患者について

被控訴人は、A子患者に対し、平成5年11月6日から平成7年6月23日までの間、右上7番及び同4番ないし左上5番、右下6番ないし左下6番の歯牙について歯周疾患(P1という軽度のもの。)の、左上1番、2番、右上1番、2番の歯牙について歯根膜炎(齲歯が深く歯根の内部に進行した状態をいう。)の各歯科治療を実施した。この間、被控訴人は、カルテの「治療計画書」欄に「除石」、「RCT」(「根管治療」をいい、根管内容物の除去、清掃を行うことである。)と記載し、適応検査、精密検査を行い、その後、歯周初期治療、歯科衛生士の実地指導、歯周疾患指導、除石、感染根管処置等を行った。

本件で問題となるのは、右上1番、2番、左上1番の各歯牙についての治療であるが、被控訴人のカルテ(甲第6号証)によれば、右各歯牙の治療経過等の詳細は別紙1のとおりである。

(2) B子患者について

被控訴人は、B子患者に対し、平成6年12月7日から平成7年8月1日までの間、右上7番、6番、同4番ないし左上7番、右下8番、7番及び同5番ないし左下5番、7番の各歯牙につき、歯周疾患(A子患者と同様、P1という軽度のものである。)の、左上4番につき歯根膜炎の歯科治療を実施した。この間、被控訴人は、カルテの「治療計画書」欄に「除石」、「Cr」(「ブリッジ」の意味。)と記載し、適応検査、歯冠研磨、歯科衛生士の実地指導、精密検査、除石、感染根管処置等を行った。

本件で問題となるのは、右上4番ないし6番の各歯牙についての治療であるが、 被控訴人のカルテ(甲第7号証)によれば、右各歯牙についての治療経過等の詳細 は別紙2のとおりである。

2 算定告示の趣旨、目的

(1) 歯周治療用装置について、独立して高い算定をしていた趣旨、目的等

ア 算定告示が定める歯周治療用装置と認定するための要件、その趣旨、目的 算定告示(乙第9号証)は、歯周治療用装置について、最終的治療の着手時にと られる処置(メタルコア(歯の支台となる築造物)、ブリッジの印象採得、歯冠形 成(最終的な修復物を入れるため歯を削ること))及び最終的治療措置である歯冠 修復(削った歯に修復物を入れること)、欠損補綴(歯がない部分に入れ歯を入れ ること))であり、それぞれにつき、所定の点数算定が認められる。)とは別に、 独立の点数算定を認め、被覆冠1歯につき50点と定めている。

そして、厚生省保険局医療課長及び同省同局歯科医療管理官の都道府県民生主管部(局)、保険主管課(部)長及び国民健康保険主管課(部)長宛平成6年3月16日付け保険発第25号「新診療報酬点数表の制定(昭和33年告示の全部改正)等に伴

う実施上の留意事項について(通知)」(以下「保険発25号通知」という。)は、 算定告示の解釈指針を定めており、右通知によれば、歯周治療用装置の点数算定が 認められるための要件は、・治療計画書に墓づき、・最終的な治療として歯冠修復 及び欠損補綴を行うまでの間、・残存歯の保護と咬合の回復のために行うことであ る(乙第11号証の206頁の「4 歯周治療用装置」の項目)。

これは、我が国において歯周疾患(歯周組織に原発し、歯周組織を破壊し、その機能を侵す病的状態であり、その大半はプラーク中の細菌が原因となる。)は、抜歯される歯の半数近くの原因を占める国民病ともいわれ、全国の歯科治療において、歯周疾患に対する効果的な治療を奨励し、推進するための施策をとる必要があったことから、昭和60年4月から導入された歯科診療におけるP・型治療(治療計画書に基づき、適応検査、精密検査を行った上、歯周初期治療を行い、再評価検査によりその効果を確認しつつ、長期間をかけて計画的、段階的治療を実施するものであり、治療計画書に基づかないP・型治療と区別される(乙第24号証、証人鴨井久一尋問調書5枚目裏ないし14枚目表)。)に準拠して定められたものである。

なお、平成8年3月、P・型、P・型の治療区分が廃止されたことから、算定告示等も改正され、歯周治療用装置は、歯周初期治療によっても十分な治療効果の得られない重症の歯周疾患について、歯周外科手術を行い、当該手術と併行して用いられた場合に算定されることとされた(証人鴨井久一尋問調書21枚目表、57枚目ないし59枚目)。

イ 歯周治療用装置の機能、目的

P・型治療において、治療計画樹立後、適応検査、精密検査の結果、古い冠等の 辺縁不適合物(歯肉に適合しない既存の修復物をいい、歯周治療の妨げとなる。) があれば、これを除去することになるが、辺縁不適合物除去後、歯牙をそのままの 状態にしておくと、残存歯に悪影響をもたらすだけではなく、かみ合わせが不良と なり、前後の歯が傾くなどして、病変により劣化した歯肉に悪影響を及ぼし、咬合 性外傷を来すなど歯周疾患を急激に増悪させる危険を生じさせる。そこで、歯周治 療の一環として、治療用被覆冠を装着し、残存歯の保護、かみ合わせの改善等を図 りながら、除石その他の歯周治療を併せて実施し、少なくとも一か月以上の長期間 をかけて歯肉の改善が図られる。歯周疾患治療の基本は、その原因の大半を占める プラークの除去にあるが、現在の食生活、歯磨きの生活習慣では、日々プラークが 付着し易いので、患者にプラークコントロールの重要性を自覚させ、自らそれを実 行しようとする動機付けを行い、実践させる必要があり、また、歯科医師としても、 患者が清掃しにくい残存プラークを機械的に除去してプラークコントロールを補 完し、このような患者と医師との相互協中に基づいた治療を継続する必要がある。 そして、再評価検査等により、十分な歯肉の改善が得られたことが確認された場合、 印象採得、欠損補綴といった最終的治療が行われる(乙第24号証、前掲鴨井尋間調

このように、歯周治療用装置は、政策的に奨励、推進すべき歯周疾患の積極的治療処置の一環として用いられるが故に、そのような積極的治療が終了した時点でと

られる歯冠修復、欠損補綴等の点数とは別個に、独立の点数算定が認められているのである。

(2) 暫間被覆冠の処置につき独立した点数評価をしていない趣旨

これに対し、暫間被覆冠については、算定告示に、前記最終的治療と独立の点数を認める旨の定めはなく、保険発25号通知は、暫間被覆冠の点数の扱いについて、「歯冠修復及び欠損補綴物の製作に係る一連の診療行為における暫間被覆冠…の費用は、それぞれの所定点数に含まれる」としている(乙第11号証の222頁の〔歯冠修復及び欠損補綴〕〈通則〉の9項)。

暫間被覆冠は、歯周治療用装置としての被覆冠と比較し、その外観、材質はほとんど異ならないが、歯周治療用装置のように、歯周疾患の積極的治療の一環として用いられるものではなく、歯周治療が終了し、最終的治療に入る段階で、最終的治療を行うまでの短期間、暫定的に用いられるものである。すなわち、最終的な歯冠修復物やその支台歯を作るまでの間、既存の修復物を除去し、歯を削ったり、型をとったりとする処置(印象採得)がなされるが、右処置を行い、最終的な修復物を入れるまでの短期間、いわば歯に穴が開いた状態となり、このままの状態では、見栄えが悪く、また、感染等のおそれがあるため、暫定的に被覆冠を装着する処置がとられる。これが、暫間被覆冠である(証人鴨井久一尋問調書19枚目裏ないし20枚目裏)。

このように、暫間被覆冠は、最終的修復物を入れるまでの短期間、既存の修復物を除去した歯の審美性保持、感染防止の観点から暫定的に用いられるものであるため、独立の点数算定を認める必要はなく、最終的治療及びその前処置の点数に含めて評価されているのである。

(3) 両者の相違点の整理

以上に述べた歯周治療用装置と暫間被覆冠との相違点を整理すると、前者は、歯周疾患治療のための残存歯の保護、かみ合わせの改善を目的とし、計画的かつ長期の治療に役立つものであることを前提としており、かかる治療を奨励、推進するという政策的意図に基づき独立した高い点数評価がなされているのに対し、後者は、いったん既存の修復物を除去してから最終的な歯冠修復物等を装着するまでの間、一時的な審美性保持、感染防止を目的とする暫定的処置にすぎず、独立した点数評価がされていないという違いがある。

3 歯周治療用装置の点数算定要件の解釈

前述した歯周治療用装置について独立した高い点数評価がなされている目的、趣旨により、算定告示、保険発25号通知の定める歯周治療用装置の要件は、次のように解釈される。

(1) 「治療計画書に基づき」との要件

「治療計画書に基づき」とは、その字義どおり、適応検査、精密検査後に作成される治療計画書それ自体に、歯周治療用装置の装着予定が明記されなければならないことを意味し、また、適応検査、精密検査の段階では、歯周治療用装置を要しないとされたが、その後の再評価検査等の結果、これが必要となった場合には、当然、

その旨の治療計画の変更を要すべきである。そのような治療計画変更がなされないまま当初の治療計画書において予定されていない歯周治療用装置を装着したような場合は、「治療計画書に基づき」とは評価し得ない。

- (2) 「最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」との要件
- P・型の歯周治療は、適応検査、精密検査後、歯周初期治療に入る段階で、前記各検査の結果、歯周治療の妨げとなる辺縁不適合物があれば速やかにこれを除去し、その後、歯周疾患治療を行うため、長期間をかけてプラークコントロール、除石、ルートプレーニング(根面の平滑化)といった歯周初期治療を段階的に進めることが必要不可欠であり、歯科医療の常識でもある。そうすると、歯周治療用装置は、かかる歯周初期治療の段階で装着されるのが常識であり、あるいは、初期治療後に装着する場合であっても、少なくとも、その装着後更に長期にわたる歯周組織の維持、改善のための治療がなされる段階で用いられなければならない。これに対し、暫間被覆冠は、歯冠修復の最終的治療が完了するまでの暫時の間、既存の修復物を除去した歯を被覆、補綴するための処置であり、その目的は、感染防止、歯の審美性保持にある。そうすると、その装着後間もなく前記最終的処置等がとられたような場合は、当該被覆冠は暫間被覆冠にほかならず、前記のように歯周疾患治療のためになされた処置とは評価し得ないことになる。
 - (3) 「残存歯の保護と咬合の回復のため」との要件

「残存歯の保護と咬合の回復のため」とは、辺縁不適合物除去後、歯をそのままの状態にして長期間にわたる歯周治療を実施した場合、かみ合わせが悪く、また、前後の歯が傾斜するなど歯周疾患の状態をかえって悪化させる要因となることから、そのような状態を防ぎ歯周治療の効果をあげること、すなわち、当該被覆冠が、長期にわたる歯周疾患の積極的治療処置の一環として用いられたことをいうものと解される。したがって、当該被覆冠装着後、治療計画に基づき、長期にわたりプラークコントロール、除石等の歯周治療のための積極的処置が継続されているような場合には、当該被覆冠装着はそのような積極的治療処置の一環と評価し得る。しかし、これらの処置が既に終了し、支台築造や歯冠形成といった最終的治療処置のみが残された段階で装着された被覆冠は、歯周疾患治療を直接の目的とするものではない。かかる被覆冠は、歯冠形成等によりいわば穴の開いたままとなっている歯を歯冠修復等の最終的治療処置をするまでの間、一時的に補綴、被覆して保護するなどのための暫定的処置であるから、一連の最終的治療処置の一環としてその点数評価に含めて取り扱われるべきであり、独立した点数評価をすべきものではない。第3 本件各被覆冠の歯周治療用装置非該当性と原判旨の誤り

原判決は、本件各被覆冠が明らかに前記要件を満たさないにもかかわらず、歯周治療用装置に当たる旨認定・判断する誤りを犯しているので、以下、その判旨部分に即して、その要件非該当性の根拠と原判決の誤りを明らかにする。

- 1 「治療計画書に基づく」との要件について
- (1) 治療計画書、カルテの歯周治療用装置の装着予定の記載の要否
- ア 本件各被覆冠の治療計画書、カルテ上の記載の不存在

被控訴人作成のA子患者、B子患者の各治療計画書(甲第6号証、第7号証の各3枚目)それ自体はもとよりカルテ本体(甲第6号証の6頁以下、第7号証の5頁以下)にすら、本件各被覆冠の装着予定の記載は全くなく、これらが「治療計画書に基づき」装着されたものでないことは明らかである。

イ 判旨内容

しかるに、判旨は、本件各治療当時、治療計画書の記載の程度やその形式については、「臨床所見、症状の経過、評価、実施予定の療法及び療法上の指導計画等が記載されているものをいう。」とされていたほか、算定告示やその解釈通知である25号通知において、特段の定めがなされていたことも認められないから、「治療計画書に基づく」との要件について、臨床所見、症状の経過、評価、実施予定の療法及び療法上の指導計画等を記載した治療計画書(カルテをも含む。)を作成することと、それに従った治療であることを要求する以上に、「歯周治療用装置の装着の予定そのものを治療計画書に記載していないときには歯周治療用装置としての点数を算定しない。」との趣旨まで含んでいると解することはできないと判示する(原判決51、52頁)。

ウ 判旨の誤り

しかし、前記のとおり、算定告示の解釈指針である保険発25号通知が「治療計画書に基づき」という要件を明示している以上、歯周治療用装置の点数算定が認められるためには、その装着予定が治療計画書に明記されていることを要すべきは当然であって、特段の事情がない限り、判旨のいう「歯周治療用装置の装着の予定そのものを治療計画書に記載していないとき」が「治療計画書に基づくとき」に当たるとは解し難い。このように、算定告示の文理解釈上当然の事理が前記告示や通知に明記されていないからといって、これが要件とされていないとするのは極めて不合理な解釈というほかはない。

また、判旨が引用する平成 6・3・16保険発25(乙第21号証の160頁の(3))も、「実施予定の療法」を治療計画書に記載すべきものとしており、歯周治療用装置の装着予定も当然に「実施予定の療法」に含まれるから、歯周治療用装置の装着予定を治療計画書に記載しなくてよいとは到底いえない。なお、同通知は、「治療計画書が診療録に付随してこれと一体とみなすことができる状態で作成されている場合には、治療計画書に記載した所定の事項をさらに診療録に記載しなくても差し支えない。」としているが(同号証の162、163員)、これも当該治療処置が治療計画書に記載されていることを前提に、その場合、これと一体をなすカルテには二重記載を要しないとするものにすぎず、そもそも治療計画書に当該治療処置の記載を要しないとする趣旨ではない。

(2) 「除石」、「RCT」、「ブリッジの装着」の記載と歯周治療用装置の装 着予定

また、判旨は、被控訴人の供述に依拠して、カルテの臨床所見や症状の記載、A 子患者の治療計画書の「除石」、「RCT」の記載、B子患者の治療計画書の「ブ リッジの装着」の記載から、本件各被覆冠の装着が当然に予定されていたと判示す

る (原判決の48、49員)。

しかし、被控訴人作成のカルテ(甲第6号証、第7号証)には、判旨のいう臨床 所見や症状の記載はあっても、前記「実施予定の療法」としての歯周治療用装置の 記載はない。

また、「除石」や「RCT」(根管治療)は、歯周疾患のみならず齲歯の治療一般において例外なく行われる処置であり、これらの処置をもって歯周治療用装置の装着が当然に予定されているとはいえず(殊に、RCTは、もっぱら齲歯の処置であり、歯周治療ではない。)、最終的治療処置として「ブリッジの装着」が予定されているからといって、これに歯周治療用装置の装着が当然に伴うものでもない(証人鴨井久一尋問調書22枚目裏ないし23枚目裏、30枚目表ないし31枚目表)。したがって、これらの記載等から歯周治療用装置め装着が当然に予定されていたとは到底解し得ない。

しかるに、判旨は、被控訴人の不合理な供述を安易に容れ、前記鴨井証言の評価に言及することもなく控訴人の前記主張を排斥しており、経験則、採証法則に反し明らかに失当である。

(3) 実務の運用との関係

なお、歯科診療において治療計画書の記載事項や形式が簡略化されている実状が存することもあって、実務上の取扱いの一部には、必ずしも治療計画書それ自体に歯周治療用装置の装着予定が明記されていなくても「治療計画書に基づき」との要件該当性を認める運用が存したことは否定し得ないようである(甲第11号証ないし第14号証)。

しかしながら、同運用は、少なくとも、カルテの記載等や実際の診療経過に照らし、当該被覆冠の装着が当初から治療計画に組み込まれていたと認め得る客観的状況にある場合には、必ずしも治療計画書それ自体には明記がなくても「治療計画書に基づく」治療と認めるというものであって、かかる客観的状況がないにもかかわらず同要件の充足性を認めるような運用が存したわけではない。

しかるところ、本件の場合、カルテの記載等や実際の診療経過に照らしても、本件各被覆冠の装着が当初から治療計画に組み込まれていたとの客観的状況はおよそ見い出し難い(この点はさらに後述する。)のであるから、かかる一部の運用を前提としても、前記要件に該当しないことが明らかである。

なお、治療計画書作成の段階では歯周治療用装置装着を要しないとされたが、その後、再評価検査等の結果からこれが必要となる場合もあり得るが、その場合、歯周治療用装置の点数算定が認められるためには、その旨治療計画変更を要すべきところ(証人鴨井久一尋問調書24枚目表)、本件の場合、治療計画書の変更欄にはいずれも「変更なし」との記載が存するのみであって(甲第6号証の4枚目、5枚目の「臨床所見及び治療計画書の評価・変更」欄、第7号証の4枚目の同欄)、治療計画変更は一切なされていないのである。したがって、本件は、そのような場合にも該当しない。

(4) 実際の治療経過との関係について

ア 判旨の内容等

歯周治療用装置の装着は歯周疾患の初期治療の段階でなされるのが通例であり、仮に、初期治療後の段階でなされたとしても、その装着後に歯周疾患治療にふさわしい長期間の治療が行われるべきところ、本件各被覆冠は、最終的治療に入った段階又はその間際になってから、最終的治療がなされるまでの間、暫定的に装着されたものであって、歯周治療用装置に該当しないことは明らかである(控訴人の原審準備書面(一三)の56ないし58頁、59ないし61頁)。

しかるに、原判決は、歯周治療用装置が必ず歯周治療の早期の段階で装着されなければならないという医学的根拠を認めることはできず、25号通知も「最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」と規定するにとどまり何らの限定をしていないから、本件被覆冠の装着は、歯周治療の実態から見て、「治療計画書に基づく」治療と解するのが相当であるなどという独自の見解を示している(原判決の53、54頁)。

イ 判旨の誤り

しかし、以下に述べるとおり、前記判示は、本件の歯科治療、歯周疾患治療についての無理解を露呈するものである。

(ア)この点は、本件を理解するための核心部分であるので、本書面7ないし9 頁で前述したところを若干補足して主張すると、次のとおりである。

そもそも、歯周治療用装置も暫間被覆冠も、病んだ歯に被覆冠を装着する行為であり、使用する素材や外観にも大差があるわけではなく、外形的にみる限り、医療処置としての差異はほとんどない。それにもかかわらず、両者の点数算定方法に顕著な差異があるのは、次の理由によるものである。

すなわち、歯周治療用装置について高い点数が算定されているのは、歯周組織を維持、改善し咬合を回復するという積極的治療を目的としており、その後に長期にわたる除石その他の歯周治療、再評価検査を行うことを予定していることから、かかる治療を奨励するという医療政策的意図に基づくものである。

他方、最終的治療処置としての歯冠修復等を行うためには、歯科技術的な理由により、いったん既存の修復物を除去したり歯冠形成を行った上、歯の印象を採得する必要があるところ、既存の修復物除去時から最終的治療としての歯冠修復時までの間、当該歯部がいわば穴の開いた状態になるため、主として歯の審美性の保持、細菌感染等防止のための暫定的処置として被覆冠を装着するのことが不可欠である。しかるに、最終的治療としての歯冠修復等に係る歯冠形成、支台築造、歯冠修復物装着等の点数算定においては、その一環として暫間被覆冠等の処置が採られることを見込んで当該処置の点数を含む相応の点数が算定されているため、暫間被覆冠それ自体については独立した処置としての点数を算定しないこととしたものである。

そうすると、当該処置が歯周治療用装置に当たるか、暫間被覆冠に当たるかを客 観的に判定するためには、当該処置自体を対象とするのではなく(前記のとおり両 者の外形に差異がない以上、当該処置自体による区別は困難である。)、その後に 治療計画書に基づき長期にわたる歯周組織の維持、改善のための積極的治療がなされているか(前者)、その後間もなく最終的治療である歯冠形成、支台築造、歯冠修復物装着等の処置が採られているか(後者)により区別すべきことになる。したがって、歯周治療用装置の装着時期は、他の治療処置との前後関係において、その点数算定の可否を左右する事柄であって、原判決のように「歯周治療用装置が必ず歯周治療の早期の段階で装着されなければならないという医学的根拠を認めることはできない」とし、当該被覆冠の装着時期いかんは、これが歯周治療用装置に当たるか否かの判定と無関係であるかのような見解をとるのは、歯周治療用装置、暫間被覆冠のそれぞれの目的、趣旨を理解しないものであり、失当である。

(イ) もっとも、保険発25号通知は「最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」と定め、文言上、歯周治療用装置を歯周治療の早期の段階で装着されたものに限定はしていないことは判旨のとおりである。しかしながら、前述したところからすれば、仮に本件各処置が歯周治療用装置であり、被控訴人があらかじめその装着を計画、予定していたとすれば、本件各被覆冠装着の後に長期にわたる歯周組織の維持、改善のための治療がなされているはずである。

ところが、別紙1、2のとおり、カルテの記載その他の客観的状況に照らし、被控訴人が、A子患者、B子患者のいずれに対しても、本件各被覆冠装着後に、これらの治療を継続的に行った形跡は全くうかがわれず、かえって、本件各被覆冠装着と同時に、又はその後間もなく、メタルコア装着、歯冠形成、歯冠修復物装着等の最終的処置がとられているのである。

そもそも、被控訴人は、別紙1、2のとおり、A子患者については治療開始後1年半近くもの間、B子患者についても半年以上の間、古いブリッジ等を除去しないまま除石等の歯周治療を続けていたのであり、歯周治療用装置が必要であったとすれば、当然、これらの治療に先だって用いられているはずである(殊に、A子患者については、別紙1のとおり、最終的治療の一環であるTEK〈暫間被覆冠〉を複数回付け替えた後、被控訴人が歯周治療用装置と称する本件被覆冠1を装着しており(別紙1)、同被覆冠が歯周治療の必要性が乏しい状況で用いられたものであることが明らかである。)。

したがって、本件各被覆冠の装着が、あらかじめ計画、予定された処置であるとは到底解し得ない。

(5) まとめ

以上のように、本件各被覆冠の装着は、治療計画書の記載はもとより、実際の診療経過に照らしても、「治療計画書に基づき」装着されたものとは到底解し得ず、前記判旨は失当である。

2 「最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」との要件につい て

(1) 判旨の内容

判旨は、標記要件に関し、控訴人の主張に沿って「算定告示及び保険発25号が、 メタルコアの印象採得時をもって歯冠形成の開始時としていること」をうかがわせ る旨判示しつつも、被控訴人の供述に依拠して、「歯周治療の経過・態様には千差 万別のものがあり得るところ、歯科医師において、歯肉の状態がある程度改善し、 メタルコアの印象採得は可能であるが、歯肉の十分な改善及び歯周治療を終了させ るためには再度歯周治療用装置たる被覆冠を装着する必要があるとの判断に至る こともあり得るところである」とし、「このような判断に至った場合、メタルコア の印象採得をせずに、歯周治療用装置たる被覆冠の装着を行ったのみで患者を再度 通院させ、歯肉の十分な改善を確認して歯周治療を終了させた後でなければ、メタ ルコアの印象採得ができないということになると、患者の通院回数を無用に増やす ことになり不合理である」旨判示する。

そして、保険発25号通知の「最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」との要件は、「歯冠修復着手以降の被覆冠を一切認めない」という形で時期を限定するものではなく、メタルコアの印象採得と同時に行う歯周治療用装置たる被覆冠装着を排除する趣旨ではない旨判示する(原判決58頁ないし62貫)。

(2) 判旨の誤り

ア しかし、歯科治療に千差万別のものがあり得るとしても、算定告示及び保険発25号通知所定の点数算定が認められるためには、その定めに則った治療を行うべきは当然であり、いかなる治療方針によってもよいというものではない。そして、保険発25号通知が「咬合の回復と残存歯の保護のため」という要件のほか、特に「最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」という要件を定めていることからすれば、歯冠修復等の最終的治療着手後に用いた被覆冠は、歯周治療用装置として取り扱いわないものとする趣旨であることが明らかである。そして、同通知がそのような取扱いをしているのは、最終的治療の段階で装着した被覆冠は、暫間被覆冠として、歯冠修復等に係る歯冠形成、支台築造、歯冠修復物装着等の点数算定に含めて評価され、独立した点数評価に値しないからにほかならない。

原判決が説示する「歯科医師において、歯肉の状態がある程度改善し、メタルコアの印象採得は可能であるが、歯肉の十分な改善及び歯周治療を終了させるためには再度歯周治療用装置たる被覆冠を装着する必要がある」場合というのは、要するに、歯冠修復のため既存の修復物を除去し、メタルコアの印象採得をしようとした時点で、歯周疾患治療がさらに必要であることが判明した場合をいうのであろうが、かかる場合に判旨のいうようにメタルコアの印象採得と同時に歯周治療用装置を装着するなどというのは治療処置として背理である。すなわち、歯周治療用装置を装着するなどというのは治療処置として背理である。すなわち、歯周治療用装置を装着するのは、未だ歯周疾患が改善せず、長期にわたり咬合性疾患などを予防しながら同疾患に対する治療を継続する必要があるからであり、最終的治療をなすべき段階ではないからである。これに対して、メタルコアの印象採得を行うのは最終的治療である歯冠修復物を作製するためであるから、既に歯周疾患に対する治療を終え、最終的治療をなすべき段階にあるからである。そうすると両者を同時に行うなどということは治療処置として背理であり、かかる原判決の判旨は医学的知識の欠如を自覚しない故の誤りといわざるを得ない。

仮に、この場合、当該歯科医師が、本来暫間被覆冠に当たるべき処置を、素材を

若干高めのものを使用するなどして処置することにより歯周治療用装置に当たると主張したとしても、かかる処置を歯周治療用装置と解することは、本来暫間被覆冠として他の歯冠修復等の処置の点数に含めて評価され独立した点数評価をすべきでない処置を、歯周治療用装置に当たるとして独立した高い点数評価をすることになり、相当ではないというべきである。

- イ(ア) また、原判決は、前記のとおり、「メタルコアの印象採得をせずに、 歯周治療用装置たる被覆冠の装着を行ったのみで患者を再度通院させ、歯肉の十分 な改善を確認して歯周治療を終了させた後でなければ、メタルコアの印象採得がで きないということになると、患者の通院回数を無用に増やすことになり不合理であ る」と判示するが、このような見解は、控訴人には到底理解が困難である。
- (イ) メタルコアの印象採得、歯冠修復のため、既存の修復物除去時に予定されているのは、暫間被覆冠の処置のはずである。同時点で、歯肉に腫脹、発赤、炎症等が存し、未だ積極的治療を要する状態であったとすれば、最終的治療を行っても治療効果を期待し得ないのは明白であるから、更に長期にわたり歯周治療を施し
- (かかる場合であれば、治療計画に基づき歯周治療用装置を施すことも可能であろう。)、再評価検査を行って、歯肉の状態が十分改善された時点で改めて最終的治療に着手すべきことになろう。かかる場合に、歯周疾患治療を継続することをもって、「患者の通院回数を無用に増やすことになり不合理である」と解するのは、およそ良識ある歯科医師の判断とかけ離れた見解であり、歯周疾患治療を奨励、推進するのが目的である歯周治療用装置に関する前記点数評価とも矛盾するから、極めて不当である。
- (ウ) これに対して、仮に歯肉等に若干の炎症等が残存していることが確認されたが、炎症等の程度が上記よりも軽く、最終的歯冠修復物を装着してもよい程度のものであった場合には、メタルコアの印象採得後、暫間被覆冠を装着し、その後の歯冠修復までの間に、併せて当該軽度の炎症に応じた治療処置をすればよいのであり(したがって、歯周治療用装置の装着は要しないことになる。)、かかる炎症の治療は、歯周治療のように長期間を要するものではあり得ないから、「患者の通院回数を無用に増やすことになる」とはいえない。
- ウ(ア) 本件についてこれをみるに、メタルコアの印象採得時に、A子患者の歯肉の状態がなお歯周治療用装置が必要な状態であったとすれば、印象採得時以降も、除石その他の治療処置が継続されたはずであるが、被控訴人は、別紙1のとおり、その後、何らの歯周治療を施すでもなく、わずか1週間後には銀合金メタルコアー装着及び硬質レジン前装冠の歯冠形成といった最終的処置を行っている。
- そうすると、A子患者のメタルコア装着時に歯肉の改善が不十分であったとは解し難く、むしろ当該時点では歯肉の状態が長期間の積極的治療を要しない程度にまで改善されていたからこそ印象採得を行ったものとみるのが相当である。
- (イ) また、判旨は、B子患者に対する被覆冠2は、ブリッジの印象採得の15日前に装着されていることを指摘するが(原判決62頁)、B子患者のカルテ上、前記被覆冠装着後、前記印象採得まで除石その他の歯周治療処置がとられておらず、最

終的治療処置を残すのみの段階に至っていたのであるから(別紙2参照)、前記印 象採得までの15日間が歯周疾患治療に充てられたとは到底解し難い。

(ウ) いずれにせよ、本件において、本件各被覆冠装着後、長期にわたる歯周疾患治療が行われておらず、短期間で歯冠修復がなされているのであって、このことは、同名被覆冠が最終的歯冠修復物を装着するまでの暫時の間、歯を保護することを目的としてなされたことを意味するものにほかならず、これらが暫間被覆冠に該当することは明らかである。そうすると、判旨のように、これと実質的に同一の処置を歯周治療用装置であるというのは、前述のように、両者の医療処置としての意味、目的の違いを理解しないものであり、歯科医療の常識を明らかに逸脱した独自の解釈によるものであって、失当である。

3 「咬合の回復と残存歯の保護のため」との要件について

判旨は、A子患者に対する本件被覆冠1の装着は、平成7年6月6日に同人に対する根管治療は終了したものの、未だ歯肉の炎症が歯冠修復物の印象を採得するのに十分な程には改善されていなかったため、残存歯を保護することなどを目的として行われたものであり、本件被覆冠2及び3は、同年7月4日に同人の右上4番ないし6番の古いブリヅジを除去したところ、歯肉に炎症があり、ブリヅジの印象採得が可能な程度には至っていなかったため、咬合の回復、残存歯の保護等を目的として装着されたものであり、いずれも「咬合の回復と残存歯の保護のため」のものであると判示する(原判決の53、54頁)。

(1) A子患者の処置について

しかし、「咬合の回復と残存歯の保護のため」とは、前述のように、歯周疾患改善のため、長期にわたり、歯肉等に対し積極的治療をなす目的で被覆冠が用いられることを意味しているところ、別紙1のとおり、A子患者の歯肉の状態は一貫して改善傾向で推移し(A子患者の歯周疾患は、そもそも軽度のものである。)、しかも、本件被覆冠1の装着時点で、除石等の歯周治療は既に終了し、最終的治療の一環であるTEK(暫間被覆冠)が装着されるなどしており、カルテ上も、右時点で、歯肉の状態が未だ改善されていなかったことをうかがわせる記載はない(判旨も言及するとおり、前記被覆冠装着時のカルテには、歯肉の発赤、腫脹、排膿はいずれも「改善」と記載されている。)。また、もとより前記被覆冠装着後長期にわたる歯周組織の維持、改善のための治療が継続的になされた形跡もない。

したがって、右時点で、A子患者の歯肉の状態が、歯周治療用装置装着による積極的治療を要する状態であったとは到底認め難い。

(2) B子患者の処置について

また、B子患者についても、別紙2のとおり、歯周疾患の程度は軽度であったことに加え、本件被覆冠2及び3の装着時には、除石等の歯周治療は既に終了しており、殊に本件被覆冠3の装着は、最終的治療の一環であるメタルコアの印象採得と同時になされている。

被控訴人は、右各被覆冠は、ブリッジ除去後、発赤箇所が見つかったので、その 治療のため、本件各被覆冠を装着したかのように供述し、判旨も右供述を採用する が、前記治療経過に照らせば、仮にそのような発赤箇所が存したとしても、積極的 治療を要する程度の歯肉の炎症であるとは認め難い(古い辺縁不適合物を除去した 場合、軽度の炎症がしばしば見受けられるが、これは、その除去により自然治癒す る程度のものであり、積極的な歯周治療を必要とする程度の炎症ではない。)。現 に、上記各装着後、長期にわたる歯周組織の維持、改善のための治療が継続的にな された形跡もない。

前記のとおり、歯周疾患の治療には、おおむね1か月以上の長期間を要するのが 歯科医学の常識であり、少なくとも、本件各被覆冠のように、最終的治療に入る段 階で、又はその間際の歯周治療を終えた段階で装着されたものは、歯周治療の目的 のためのものとは到底解し難い。

(3) まとめ

以上のことから、前記判示は認定の誤りを犯しているというべきである。

4 最終的治療処置との二重評価について

(1) 判旨の内容

判旨は、本件各被覆冠が歯周治療の目的で用いられたものであるから、最終的治療の点数に加えて、その点数算定を認めても二重評価には当たらないとする。

(2) 歯周治療目的の不存在

しかし、前記のとおり、本件各被覆冠は、その機能、装着時期に照らし、歯周治療用のものとは解し得ず、独立の点数評価には値しない。

(3) 被控訴人の点数算定の経緯と最終的治療処置との二重評価

ア また、別紙1のとおり、被控訴人は、A子患者の右上1、2番、左上1番の各歯牙について、平成7年6月6日に本件被覆冠1を装着して点数150点を算定するとともに、メタルコアの印象採得を行い、そのわずか1週間後には、右各歯牙にメタルコアを装着して640点を算定するとともに歯冠形成を行って2916点を算定し、その10日後に前装冠の装着を終えている。

また、別紙2のとおり、B子患者についても、平成7年7月4日、右上6番の歯牙に本件被覆冠2を装着し、同月12日、右上4番の歯牙につきメタルコアの印象採得を行うとともに本件被覆冠2及び3を装着し、点数100点を算定し、既に、次回診療日には、フリッジの印象採得を予定している。そして、同月19日、右上4番の歯牙につきメタルコアを装着し、同歯牙及び右上6番の歯牙につきブリッジの印象採得を行い270点を算定し、また、同名歯牙につき歯冠形成を行い290点を算定し、同月28日にはブリッジ装着を終え、1834点を算定している。

イ 上記治療経過に照らせば、本件各被覆冠が、治療計画書に基づく長期にわたる歯周組織の維持、改善のための治療処置として装着されたものとは到底いえず、間もなく歯冠形成、支台築造、歯冠修復物装着等の処置が採られていることに照らし、独立した処置として点数を算定し得ない暫間被覆冠であることは明らかであり、前記各処置は、その後の歯冠形成等に伴う処置としてこれらの一連の最終的治療及び前処置の点数に含めて評価されているものである。

したがって、被控訴人のように、右各被覆冠をあえて歯周治療用装置に当たると

して、独立の点数評価をし、点数算定を求めることは、前記一連の最終的治療の点数に含めて評価されるべき処置を独立の処置として取り扱うことにより、実質上、 二重に評価することを求めるものにほかならず、失当である。

以上のとおり、本件各被覆冠は、算定告示及びその解釈指針である保険発25号通知の定める歯周治療用装置の3要件のいずれにも該当せず、暫間被覆冠と認定するほかはない処置であることが明らかである。しかるに、原判決は、被控訴人の不自然かつ不合理な供述に安易に依拠し、前記告示や通知の趣旨、文言を無視ないし誤解した独自の解釈によって、前記各被覆冠が前記各要件に当たる旨断ずる誤りを犯しており、相当ではないから、取り消すべきである。

別紙1

第4 結語

A子患者の治療経過と点数算定

治療経過 本件被覆冠1及び最終的治療の算定点数

平成5年11月6日 適応検査

同月20日 精密検査

12月29日 再評価検査

歯科衛生士の実地指導

平成6年1月12日 再P除石、歯周疾患指導管理科

(歯肉の発赤、腫脹、排膿改善)

同月28日 再P除石

同年2月5日 再P除石

歯周疾患指導管理科

(歯肉の発赤、腫脹、排膿改善)

同年3月15日 再P除石

同月19日 同上

同月23日 同上

同年5月10日 歯周疾患指導管理科

(歯肉の発赤、腫脹、排膿改善)

同月17日 再評価検査

歯科衛生士の実地指導

同月24日 再P除石

同月31日 同上

同年6月7日 同上

治療中断

平成7年4月17日 歯周疾患指導管理科

(歯肉の発赤、腫脹、排膿改善)

同月18日 再P除石

同月25日 左上1番のメタルコアー除去(注1)

同月27日 右上1番、2番の前装FCK除去(注2)

同年5月1日 RCT

歯周疾患指導管理科

(歯肉の発赤、腫脹、排膿改善)

同月8日 RCT

同月10日 左上1番につきTEK(注3)

同月11日 同上

同月24日 再P除石

同月26日 右上2番左上2番につきTEK

同月29日 同上

同月30日 右上2番 につきTEK

同月31日 同上

同年6月2日 同上

同月5日 右上2番につき左上2番につきTEK

同月6日 歯周疾患指導管理科

(歯肉の発赤、腫脹、排膿改善)

メタルコアーの印象採得(注4)

本件被覆冠1装着(注5) 150点

同月13日 銀合金メタルコアー装着 640点

硬質レジン前装冠の歯冠形成(注6) 2916点

TEK

同月23日 硬質レジン前装冠装着 5680点

- (注1) 古い修復物のメタルコアー(土台)を除去したとの意味。
- (注2) 古い前装冠(修復物。前装FCK)を除去したとの意味。
- (注3) テンポラリークラウン。暫間被覆冠の意味である。
- (注4) 新しいメタルコアーの型を取ったという意味。
- (注5) 本件で、歯周治療用装置か暫間被覆冠かが争われている被覆冠。
- (注6) 歯冠形成の意味。最終的修復物である硬質レジン前装冠装着のため歯を 削ること。

別紙2

B子患者の治療経過と点数算定 治療経過 本件被覆冠2、3及び最終的治療の算定点数

平成6年12月7日 適応検査

同月19日 精密検査

平成7年1月19日 右上4番、6番、7番につき歯周初期治療

除石

同年2月3日 歯周疾患指導管理科

(歯肉の発赤、腫脹、排膿改善)

同月24日 右上7番、6番、4番、2番ないし左上7番につき再評価検査

歯科衛生士の実地指導

同年3月3日 歯周疾患指導管理科

(歯肉の発赤、腫脹、排膿改善)

再P除石

同年3月10日 再P除石

同月14日 同上

同年4月1日 歯周疾患指導管理科

(歯肉の発赤、腫脹、排膿改善)

同年5月8日 同上

同月30日 再評価検査

歯科衛生士の実地指導

同年6月3日 歯周疾患指導管理科

(歯肉の発赤、腫脹、排膿改善)

再P除石

同月10日 再P除石

同月14日 同上

同年7月4日 右上4番ないし6番のダミー切除(注1)

右上6番につきFCK除去(注2)

本件被覆冠 2 装着 (注3) 50点

右上4番につきメタルコアー除去

歯周疾患指導管理科

(発赤は、不変と改善の両方の記載あり。腫脹、排膿は改善との記

載。)

同月12日 右上4番につきメタルコアーの印象採得

本件被覆冠3装着(注4) 100点

次回、ブリッジの印象採得を予定

同月19日 右上4番につき銀合金メタルコアー装着

右上4番及び同6番につきブリッジの印象採得 270点

歯冠形成 290点

同月28日 ブリッジ装着 834点

- (注1) B子患者の右上4番ないし6番の各歯牙には、古いブリッジがかけられており、右上5番の歯は人工歯(ダミー)であった。ダミー除去とは、古いブリッジを切断し、右人工歯を取り除いたという意味である。
- (注2) ブリッジを除去したという意味。
- (注3) 本件で、歯周治療用装置か、暫間被覆冠かが争われているもの
- (注4) 同上

平成12年(ネ)第514号

控 訴 人 社会保険診療報酬支払基金被 控 訴 人 外 川 正

2001年2月26日

右被控訴人訴訟代理人 弁 護 士 佐 々 木 良 博

仙台高等裁判所第2民事部 御 中

答 弁 書

- 第1 控訴の趣旨に対する答弁
 - 1 本件控訴を棄却する。
 - 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。 との判決を求める。
- 第2 控訴理由に対する答弁
- 1 控訴理由書「第1 本件事案の概要等」について
- (1) 1(「事案の概要」)は認める。
- (2) 2(「本件の争点」)は争う。

本件の争点は、本件被覆冠が「歯周治療用装置」に関して「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(点数表)」(平成六年三月一六日厚生省告示第五四号。以下「算定告示」という)並びに「新診療報酬点数表の制定(昭和三三年告示の全部改正)等に伴う実施上の留意事項について(通知)」(平成六年三月一六日保険発二五号。以下「二五号通知」という)の定める3つの要件、即ち、・治療計画書に基づくこと、・最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行なうまでの間に行なわれること(即ち、最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴の一環として行なわれるものでないこと)、・残存歯の保護と咬合の回復のために行な

われること、の3要件を満たしているか否かである。

- 2 控訴理由書「第2 証拠により認定できる事実」について
- (1) 1(「被控訴人の患者2名に対する診療経過」)については、概ね認める。 但し、控訴理由書別紙1及び2は極めて不正確である。即ち、別紙1についても、 別紙2についても、被控訴人が実施した歯槽膿漏、歯周治療の処置の記載が悉く記載されていない。

別紙1については、平成5年11月6日に実施されている「歯冠研磨」及び「歯科衛生士の実地指導」の記載がなく、11月13日に実施されている「歯周疾患指導管理」及び「歯冠研磨」の記載並びに同月20日22日、29日、12月4日に実施されている「歯周初期治療・除石」の記載がない。また、同年12月8日に実施されている「歯周初期治療・除石」及び「歯周疾患指導管理」、16日の「歯周初期治療・除石」、平成6年3月5日の「歯周疾患指導管理」、4月6日の「歯周疾患指導管理」6月7日の「再P除石」、の記載がない。さらに、平成5年12月29日以降平成6年6月7日までの間、毎回実施されていた歯槽膿漏の処置(カルテには「P処JG」と記載されている)の記載がない。さらに、平成7年4月17日に実施されている「再評価検査」及び「歯科衛生士の実地指導」の記載がなく、同年4月18日から6月23日までの間、毎回実施されていた歯槽膿漏の処置(カルテには「P処JG」と記載されている)の記載がない。

別紙2についても、平成6年12月7日に実施されている「歯冠研磨」及び「歯科衛生士の実地指導」の記載が、同月12月12日に実施されている「歯周疾患指導管理」及び「歯冠研磨」の記載がない。また、同年12月19日、22日、24日、26日、平成7年1月5日に実施されている「歯周初期治療・除石」の記載がない。また、同年1月19日以降同年7月28日までの間、毎回実施されていた歯槽膿漏の処置(カルテには「P処JG」と記載されている)の記載がない。

- (2) 2(「算定告示の趣旨、目的」)及び3(「歯周治療用装置の点数算定要件の解釈」)については、争う。
- 2 控訴理由書「第3 本件各被覆冠の歯周治療用装置非該当性と原判旨の誤り」 及び「第4 結語」については、いずれも争う。

第3 控訴理由書に対する反論

- 一 「算定告示の趣旨、目的」における控訴人の主張について
- 1 控訴人は、歯周治療用装置について保険点数が認められ、暫間被覆冠については保険点数が認められていない趣旨について、まず歯周治療用装置について保険点数が認められたのは「わが国においては歯周疾患に対する効果的な治療を奨励し、推進するための施策をとる必要があったことからP・型治療(治療計画書に基づき、適応検査、精密検査を行なった上、歯周初期治療を行ない、再評価検査によりその効果を確認しつつ、長時間かけて計画的、段階的治療を実施するものであり、治療計画書に基づかないP・型治療と区別される)に準拠して定められたものである」

とし、「P・型治療においては、治療計画樹立後、適応検査、精密検査の結果、古 い冠等の辺縁不適合物があればこれを除去することになるが、辺縁不適合物除去後、 歯牙をそのままの状態にしておくと、残存歯に悪影響をもたらすだけでなく、かみ 合わせが不良となり、前後の歯が傾くなどして、病変により劣化した歯肉に悪影響 を及ぼし、咬合性外傷を来すなど歯周疾患を急激に増悪させる危険を生じさせる」 ため、「歯周治療の一環として、治療用被覆冠を装着し、残存歯の保護、かみ合わ せの改善等を図りながら、除石その他の歯周治療を併せて実施し、少なくとも 1月 以上の長期間をかけて歯肉の改善が図られ」、「再評価検査等により十分な歯肉の 改善が得られることが確認された場合、印象採得、欠損補綴といった最終的治療が 行なわれる」のであり、「このように、歯周治療用装置は、政策的に奨励、推進す べき歯周疾患の積極的治療処置の一環として用いられるが故に、そのような積極的 治療が終了した時点でとられる歯冠修復、欠損補綴等の点数とは別個に、独立の点 数算定が認められている」とする。これにたいして、暫間被覆冠は、「歯周治療用 装置のように、歯周疾患の積極的治療の一環として用いられるものではなく、歯周 治療が終了し、最終的治療に入る段階で、最終的治療を行なうまでの短期間」、「既 存修復物を除去した歯の審美性保持、感染防止の観点から暫定的に用いられるもの であるため、独立の点数算定を認める必要はなく、最終的治療及びその前処置の点 数に含めて評価されている」とする。

- 2 しかし、控訴人の右主張は、以下に述べるとおり失当である。
- (1)控訴人も認めているように、歯周治療用装置と暫間被覆冠とは、外観においても材質においても異るものではなく、全く同一のものであって、「算定告示」並びに「25号通知」によって保険点数が認められている被覆冠を歯周治療用装置と呼び、保険点数の認められていない被覆冠を暫間被覆冠と呼んでいるにすぎない。

即ち、歯周治療用装置であれ、暫間被覆冠であれ、その機能及びこれらを装着する主たる目的は、被覆冠を装着することによって歯の機能と形態を回復させ、これにより残存歯への悪影響を防止するとともにかみ合わせの不良を是正し、あるいは感染症を防止することにある。また、2次的には、被覆冠の装着により歯の機能を回復することによって歯根膜に刺激を加え廃用性萎縮を防ぐとともに、歯の形態を回復することによって歯肉に対する食物と歯ブラシによる刺激を加えることが可能となり、歯肉の血液循環を促し本来の歯周の状態の回復が期待でき、歯周治療にも資することとなる。さらには、審美性を保持するという機能も併せ有している。

これらの点で、両者には何ら異なる点はない(控訴人は、あたかも、両者の目的、機能が異なるものであるかのように主張するが、歯の欠損等が生じた場合に装着され、しかも全く同一の外観、材質を有する被覆冠でありながら、その客観的な機能や目的が異なるとするのは理解できない)。

それにもかかわらず、歯周治療用装置には保険点数が算定され、暫間被覆冠には 保険点数が算定されないのは、暫間被覆冠が「最終的な治療としての歯冠修復及び 欠損補綴」に着手後にこれらの処置の一環として装着されるものであり、最終的な 治療としての歯冠修復及び欠損補綴の一環として行われた暫間被覆冠については 歯冠修復及び欠損補綴の保険点数によって評価済であることから、かかる被覆冠を装着した場合であってもこれについては独立して保険点数を認めないこととしたものである。そして、この点は、25号通知が「歯冠修復及び欠損補綴物の製作に係る一連の診療行為における暫間被覆冠、歯肉圧排、歯肉整形、歯肉息肉除去、特定薬剤等の費用は、それぞれの所定点数に含まれる」としているところからも明らかである。

なお、最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴に着手する以前の被覆冠(歯周治療用装置)について、これら被覆冠の装着に関連する他の処置の保険点数に含ませず独立して保険点数を算定することとしたのは、次のような事情に基づくものである。即ち、最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴に着手する以前の被覆冠(歯周治療用装置)は、従前から、一定の技術が必要なことや、材料費がかかること、保険点数が認められていなかったことから、ほとんど装着されていなかった。しかし、この段階における被覆冠には、前述したように、2次的には被覆冠の装着により歯の機能の回復により歯根膜に刺激を加え廃用性萎縮を防ぐとともに、歯の形態の回復により歯肉に対する食物と歯ブラシによる刺激を加えることが可能となり、歯肉の血液循環を促し本来の歯周の状態の回復が期待でき、歯周治療にも資するという効果が期待できる。そのため、特に、この段階での被覆冠の装着を奨励し、推進するため、かかる被覆冠に独立した保険点数を認めることとしたものである。この限りでは、歯周治療用装置に保険点数が算定されることとなったのは「政策的」なものであったとする控訴人の主張は正しいといえる。

以上述べたように、歯周治療用装置も暫間被覆冠も、歯の欠損等が生じた場合に装着され、また外観においても材質においても同一のものであり、その機能においても同一であって、保険点数が算定される被覆冠を歯周治療用装置と呼び、保険点数が算定されない被覆冠を暫間被覆冠と呼んでいるにすぎない(したがって、両者は、保険上の用語に他ならない)。

このように、両者が、歯の欠損等が生じた場合に装着され、また外観や材質等においても同一であることから、両者を区別するための要件、即ち歯周治療用装置として保険点数を認めるための要件が明確に定められることが必要となる。そして、「算定告示」並びに「25号通知」は、・治療計画書に基づくこと、・最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行なうまでの間に行なわれること(即ち、最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴の一環として行なわれるものでないこ

- と)、・残存歯の保護と咬合の回復のために行なわれること、の3要件を歯周治療用装置として保険点数を算定する要件として定めているのである。したがって、当該被覆冠が歯周治療用装置として保険点数が算定されるか否か、「歯冠修復及び欠損補綴物の製作に係る一連の診療行為における暫間被覆冠」として歯冠修復及び欠損補綴物の所定点数に含まれる」ことになるか否かは、当該被覆冠が右3つの要件を満たすものであるか否かによって判断されることとなる。
- (2) なお、控訴人の主張には、不正確ないし誤った主張が存在しているので、 指摘しておきたい。

イ 第1に、控訴人は、「算定告示は、歯周治療用装置について、最終的治療の着手時にとられる処置(メタルコア、ブリッジの印象採得、歯冠形成)及び最終的治療装置である歯冠修復、欠損補綴とは別に、独立の点数算定を認め、被覆冠1歯につき50点と定めている」としている(控訴理由書6頁)。

しかし、既述のとおり、「算定告示」並びに「25号通知」は、歯周治療用装置として保険点数を算定する要件として、「最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行なうまでの間」に行なわれることと定めているのであって、「最終的治療の着手時にとられる処置(メタルコア、ブリッジの印象採得、歯冠形成)及び最終的治療装置である歯冠修復、欠損補綴を行なうまでの間」とは定めていない。したがって、あたかも「最終的治療の着手時にとられる処置(メタルコア、ブリッジの印象採得、歯冠形成)」に着手した以降については歯周治療用装置としての保険点数が認められないが如き控訴人の主張は「算定告示」並びに「25号通知」の規定に反する主張と言わざるをえない。また、メタルコアの印象採得をもって、「最終的な治療としての歯冠修復」の着手時点と見ることはできないこと、並びに暫間被覆冠や歯周治療装置の費用がメタルコアの所定点数に含まれるものでないことについては、2000年8月11日付原告準備書面15頁以下、同26頁以下において述べているとおりであり、メタルコアの印象採得に着手後においては、歯周治療用装置として独立して点数の算定が認められていないかのごとき控訴人の主張は失当である。

ロ 第2に、控訴人は「わが国においては歯周疾患に対する効果的な治療を奨励し、推進するための施策をとる必要があったことからP・型治療(治療計画書に基づき、適応検査、精密検査を行なった上、歯周初期治療を行ない、再評価検査によりその効果を確認しつつ、長時間かけて計画的、段階的治療を実施するものであり、治療計画書に基づかないP・型治療と区別される)に準拠して定められたものである」(控訴理由書6頁、7頁)とし、「P・型治療においては、治療計画樹立後、適応検査、精密検査の結果、古い冠等の辺縁不適合物があればこれを除去することになるが、辺縁不適合物除去後、歯牙をそのままの状態にしておくと、残存歯に悪影響をもたらすだけでなく、かみ合わせが不良となり、前後の歯が傾くなどして、病変により劣化した歯肉に悪影響を及ぼし、咬合性外傷を来すなど歯周疾患を急激に増悪させる危険を生じさせる」ため、「歯周治療の一環として、治療用被覆冠を装着し、残存歯の保護、かみ合わせの改善等を図りながら、除石その他の歯周治療を併せて実施し、少なくとも1月以上の長期間をかけて歯肉の改善が図られ」、「再評価検査等により十分な歯肉の改善が得られてことが確認された場合、印象採得、欠損補綴といった最終的治療が行なわれる」(控訴理由書7頁)と主張する。

しかし、P・型治療とP・型治療とは、保険点数算定上の区別にすぎず、両者の違いは、P・型においては「治療計画書」の作成が求められ「適応検査」や「精密検査」の内容について要件が定められている点並びに歯周治療用装置等についてはP・型の場合でなければ保険点数の算定が認められていない点が異なっているだけのことである。P・型治療においても、歯周治療であることには変りはない以上、

所定の検査を行ない、歯周初期治療を行ない、再評価により計画的、段階的に治療を実施していくことは当然のことであり、P・型と異なるところはない。

また、検査の結果、「古い冠等の辺縁不適合物があればこれを除去することになるが、辺縁不適合物除去後、歯牙をそのままの状態にしておくと、残存歯に悪影響をもたらすだけでなく、かみ合わせが不良となり、前後の歯が傾くなどして、病変により劣化した歯肉に悪影響を及ぼし、咬合性外傷を来すなど歯周疾患を急激に増悪させる危険を生じさせる」ことはP・型の治療を行なっている場合に限られることではなく、P・型治療においても全く同様である。したがって、この場合、「被覆冠を装着し、残存歯の保護、かみ合わせの改善等を図りながら、除石その他の歯周治療を併せて実施し、歯肉の改善」を図っていくことも、再評価により「歯肉の改善が得られたことが確認された場合に」歯冠修復や「欠損補綴といった最終的治療が行なわれる」ことについても、P・型の治療を行なっている場合に限られることではなく、P・型治療においても全く同様である。

控訴人は、あたかも、P・型治療とP・型治療とでは被覆冠装着の必要性や治療の進め方が異なるかのごとき主張を行なっているが、これは医療の実態を無視した乱暴な主張と言うほかはない。控訴人は、P・型治療においては、辺縁不適合物除去後、歯牙をそのままの状態にしておいても何ら問題は生じることはないとでもいうのであろうか。

ハ 第3に、控訴人は、「歯周治療の一環として、治療用被覆冠を装着し、……少なくとも1月以上の長期間をかけて歯肉の改善が図られる」(控訴理由書7頁)とし、歯周治療用装置は「計画的かつ長期の治療に役立つものであることを前提として」いる(控訴理由書9頁)とする。

しかし、歯周疾患の治療の進展は、病状の程度や患者の努力等によって、千差万別であって、治療の終了まで長期間かかる患者もあれば、短期間で治療を終了する患者もある。したがって、歯周治療用装置の装着期間についても、長期間を要する者もあれば短期間の装着で済む者もあるのであって、「少なくとも1月以上の長期間」の装着が必要であるとか、歯周治療用装置が「長期の治療に役立つものであることを前提として」いると言うことはできない。

また、既述のとおり、歯周治療用装置に保険点数が認められるのはP・型に限られるのであるが、P・型においては、「精密検査」が必要とされている。そして、右「精密検査」の保険点数は「オレリーのプラークスコアが常時20パーセント以下になった場合に」初めて算定することができるとされている(乙第21号証、159頁)。すなわち、P・型治療は、「オレリーのプラークスコアが常時20パーセント以下になった患者」が対象とされるのであり、口腔清掃を適切に行なうことができる患者を対象とするものであるから、比較的早期に治療の進展が得られるのである。かかる点からしても、控訴人の主張は治療の実態を無視した主張と言うほかはない。

控訴人が、かかる主張を行なっている根拠は、証人鴨井が「歯周治療用装置の要件として、1ヵ月から数ヶ月にわたって装着する必要がある」とし、歯周組織の改

善に1ヶ月から数ヶ月を要するとする根拠として、「エキスペリメンタル・ジンジバイテス・インマン」(「 Experimental Gingivitis in Man 」)と題する論文を紹介し、「実験的な歯肉炎というのがデンマークの王立歯科大学でやった例があり」、その実験では「歯肉炎を直すのに2週間から3週間を要している」のであるから「歯肉炎を直すための目安として1ヵ月は必要であると考えている」旨証言している(同人の証人調書52丁表乃至54丁表)点にあると考えられる。しかし、証人鴨井の右証言がなんら根拠のないものであることについては、2000年8月11日付原告準備書面39頁以下で述べたとおりである。

二 第4に、控訴人は、暫間被覆冠は、「歯周治療用装置のように、歯周疾患の積極的治療の一環として用いられるものではなく、歯周治療が終了し、最終的治療に入る段階で、最終的治療を行なうまでの短期間暫定的に用いられるものである。すなわち、最終的な歯冠修復物やその支台歯を作るまでの間、既存の修復物を除去し、歯を削ったり、型をとったりする処置(印象採得)がなされるが、右処置を行ない、最終的な修復物を入れるまでの短期間、いわば歯に穴があいた状態となり、このままの状態では、見栄えが悪く、また感染等のおそれがあるため、暫定的に被覆冠を装着する処置がとられる。これが暫間被覆冠である。」とする(控訴理由書8頁)。

しかし、かかる主張は、算定告示及び25号通知に反するものであるとともに、 暫間被覆冠と歯周治療用装置の機能を理解しないものとして批判されなければな らない。

「算定告示」並びに「二五号通知」は歯周治療用装置として保険点数を算定する要件として、「治療計画書に基づくこと」並びに「残存歯の保護と咬合の回復のために行なわれること」という要件のほかには「最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行なうまでの間に行なわれること」という要件を定めているにすぎない。したがって、暫間被覆冠は、「歯周治療が終了し、最終的治療に入る段階で、最終的治療を行なうまでの短期間暫定的に用いられるものである」との要件など存在しないばかりか、「最終的な治療としての『歯冠修復及び欠損補綴を行なうまでの間』に行なわれ」た場合には、控訴人の主張とは異なり「歯周治療が終了し、最終的治療に入る段階で、最終的治療を行なうまで」の間に装着された被覆冠についても歯周治療用装置として保険点数の算定を認めているのである。したがって、控訴人の主張は、算定告示及び25号通知に反するものであると言わなければならない。

また、既述したように、歯周治療用装置であれ、暫間被覆冠であれ、その機能及びこれらを装着する主たる目的は、被覆冠を装着することによって歯の機能と形態を回復させ、これにより残存歯への悪影響を防止するとともにかみ合わせの不良を是正し、あるいは感染症を防止することにあり、2次的には、被覆冠の装着により歯の機能を回復することによって歯根膜に刺激を加え廃用性萎縮を防ぐとともに、歯の形態を回復することによって歯肉に対する食物と歯ブラシによる刺激を加えることが可能となり、歯肉の血液循環を促し本来の歯周の状態の回復が期待でき、歯周治療にも資するという機能並びに審美性を保持するという機能も併せ有して

いるのであって、その機能において同一であり、また、歯の欠損等が生じた場合に装着される点においても、外観や材質においても同一のものなのである。したがって、保険点数が算定される被覆冠を歯周治療用装置と呼び、保険点数が算定されない被覆冠を暫間被覆冠と呼んでいるにすぎないのであって、「見栄えが悪く、また感染等のおそれがあるため、暫定的に装着される被覆冠が暫間被覆冠である」とする控訴人の主張は、暫間被覆冠と歯周治療用装置の機能を理解しないものと言わなければならない。

二 「歯周治療用装置の点数算定要件の解釈」における控訴人の主張について

ばならないことを意味する」旨主張する(控訴理由書9頁)。

1 「『治療計画書に基づき』との要件」に関する控訴人の主張について 控訴人は、「治療計画書に基づき」とは、「その字義どおり、適応検査、精密検 査後に作成される治療計画書自体に、歯周治療用装置の装着予定が明記されなけれ

しかし、算定告示及び25号通知は、「治療計画書に基づき」と規定しているに すぎず、「治療計画書自体に、歯周治療用装置の装着予定が明記される」べきこと までは要求していない。のみならず、治療計画書とは、「臨床所見、症状の経過、 評価、実施予定の療法及び療法上の指導計画等が記載されているものをいう」(昭 和60年2月18日保険発第11号)とされているものの、その記載については、 「その後の疑義解釈通知により、『書』といった形式にとらわれることなく、カル テのなかでも、別紙にでも、大掴みに診療の流れを記入し、それを念頭に診療を進 めれば良いわけで、形式にとらわれることなく、実用的なメモ書きでよい」(甲第 1 1 号証 デンタルダイヤモンド増刊号 VOL. 15 NO. 9 P17) とされ、治療計画 書に個々の具体的な処置内容を詳細に記載する必要はないものであること、また、 実際に用いられている治療計画書の様式もそのほとんどが簡潔な記載を行う様式 が採用されており具体的な処置内容を詳細に記載する様式とはなっていないこと、 甲第14号証における治療計画書の具体的な記載例においては、歯周治療用装置の 記載は存在しておらず、単に「Cr」(鋳造冠)と記載されている(したがって、 鋳造冠の装着が予定されている以上、当然に暫間被覆冠〔歯周治療用装置〕の装着 も予定されている症例であると言うことができる) に過ぎないにもかかわらず歯周 治療用装置の請求が行なわれており、治療計画書の記載から歯周治療用装置の装着 が当然に予定されていると理解されるものについては「治療計画書」に基づくもの として保険点数が認められていること、さらに甲第11号証303頁以下では、歯 周治療用装置を治療計画書の作成以前に装着した症例であるにもかかわらず診療 報酬の請求が行われており、算定告示が治療計画書を作成する以前の段階で装着し た歯周治療用装置の診療報酬請求を認めているのは、治療計画書に歯周治療用装置 の記載がなくとも、カルテ等の記載から歯周治療用装置の装着の必要性を理解する ことができるからにほかならず、算定告示が、治療計画書に歯周治療用装置の記載 がなくともカルテ等の記載から歯周治療用装置の装着の必要性が理解される場合 については診療報酬請求を認めている以上、治療計画書の記載それ自体から歯周治 療用装置の必要性が理解される場合について診療報酬が認められるべきことは当然のことと言わなければならないことについては、2000年8月11日付原告準備書面31頁以下において詳細に述べているとおりである。

2 「『最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行なうまでの間』との要件」 に関する控訴人の主張について

控訴人は、「歯周治療用装置は、歯周初期治療の段階で装着されるのが常識であり」、「初期治療後に装着する場合であっても、少なくとも、その装着後さらに長期にわたる歯周組織の維持、改善のための治療がなされる段階で用いられなければならない」とし、これに対し「暫間被覆冠は、歯冠修復の最終的治療が完了するまでの暫時の間、既存の修復物を除去した歯を被覆、補綴するための処置であり、その目的は感染防止、歯の審美性保持にあ」り、「その装着後間もなく最終的処置等がとられたような場合は、当該被覆冠は暫間被覆冠にほかならず、歯周疾患治療のためになされた処置とは評価し得ない」とする(控訴理由書9頁、10頁)。

しかし、「歯周治療用装置は、歯周初期治療の段階で装着される」という常識な ど存在しておらず、歯周治療用装置はその必要に応じて装着されるものであって、 歯周治療の早期の段階でのみ装着されるものではない。控訴人は、自らの主張を裏 付ける資料として乙第18号証や同第19号証を提出しているが、これらは、控訴 人の主張とは逆に、歯周治療用装置は初診の段階から最終治療の段階に至るまで装 着することができる(必要がある)としており、歯周治療の早期の段階でのみ装着 すべきものとはしていないのである。さらに、算定告示及び25号通知は「歯周治 療用装置とは、治療計画書に基づき最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行 うまでの間、残存歯の保護と咬合の回復のために行なう被覆冠又は床義歯をいう」 と述べて「最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」に装着され たものについて保険点数を認めており、控訴人が主張するように「歯周治療の早期 の段階で」装着された場合のみ保険点数を算定できるとはしていない。加えて、現 在歯周治療用装置に関する算定告示は変更されており、歯周治療用装置について保 険点数が認められるのは、歯周外科手術を行った場合に限られることとなった。つ まり、歯周治療の早期の段階で歯周治療用装置を装着しても保険点数は算定されず、 歯周外科手術の段階で装着された場合にのみ保険点数が認められることとされて いる。これは、「最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」とし て歯周治療用装置を装着する時期を広く認めていた取扱いを大幅に制限し、歯周外 科手術の段階に限ることにしたものである。そしてこのことは、歯科治療上、歯周 治療用装置は歯周治療の早期の段階でのみ装着されるものではなく、歯周外科手術 の段階でも装着されるものであることを示すとともに、「歯周治療用装置は歯周治 療の早期の段階で装着することは医学常識である」との控訴人の主張が根拠のない 主張であることをも示すものである。

また、「初期治療後に装着する場合であっても、少なくとも、その装着後さらに 長期にわたる歯周組織の維持、改善のための治療がなされる段階で用いられなけれ ばならない」とする点については、既に述べたように、歯周疾患の治療の進展は病 状の程度や患者の努力等によって千差万別であって、治療の終了まで長期間かかる 患者もあれば、短期間で治療を終了する患者もあるのであり、したがって、歯周治療用装置の装着期間についても、長期間を要する者もあれば短期間の装着で済む者 もあるのであって、「その装着後さらに長期にわたる歯周組織の維持、改善の治療がなされる段階で用いられなければならない」とする根拠は全くない。のみならず、算定告示及び25号通知は「最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」に装着された被覆冠について歯周治療用装置としての保険点数の算定を認めているのであり、「その装着後さらに長期にわたる歯周組織の維持、改善のための治療がなされる段階で用いられなければならない」とはしていない。したがって、控訴人の主張は全く根拠がないというだけではなく、算定告示及び25号通知の定める要件以外の要件を付加するものとして批判されなければならない。

さらに、暫間被覆冠は、その主たる目的が被覆冠を装着することによって歯の機能と形態を回復させ、これにより残存歯への悪影響を防止するとともにかみ合わせの不良を是正し、あるいは感染症を防止することにあり、2次的には、被覆冠の装着により歯の機能を回復することによって歯根膜に刺激を加え廃用性萎縮を防ぐとともに、歯の形態を回復することによって歯肉に対する食物と歯ブラシによる刺激を加えることが可能となり、歯肉の血液循環を促し本来の歯周の状態の回復が期待でき、歯周治療にも資するという機能並びに審美性を保持するという機能も併せ有しているのであって、その機能においても歯周治療用装置と同一であり、また、歯の欠損等が生じた場合に装着される点においても、さらには外観や材質においても歯周治療用装置と異なる点はないのであって、「暫間被覆冠は、歯冠修復の最終的治療が完了するまでの暫時の間、既存の修復物を除去した歯を被覆、補綴するための処置であり、その目的は感染防止、歯の審美性保持にあ」るとする控訴人の主張は失当である。

また繰り返し述べているように、算定告示及び25号通知は「最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」に装着された被覆冠について歯周治療用装置としての保険点数の算定を認めているのであり、「その装着後間もなく最終的処置等がとられたような場合には、保険点数を算定しない」とはしていないのであるから、「その装着後間もなく最終的処置等がとられたような場合には当該被覆冠は暫間被覆冠にほかならず、歯周疾患治療のためになされた処置とは評価し得ない」とする控訴人の主張は全く根拠がないというだけではなく、算定告示及び25号通知の定める要件以外の要件を付加するものとして批判されなければならない。

3 「『残存歯の保護と咬合の回復のため』との要件」に関する控訴人の主張について

控訴人は、「『残存歯の保護と咬合の回復のため』とは、辺縁不適合物除去後、歯をそのままの状態にして長期間にわたる歯周治療を実施した場合、かみ合わせが悪く、また、前後の歯が傾斜するなど歯周疾患の状態をかえって悪化させる要因となることから、そのような状態を防ぎ歯周治療の効果をあげること、すなわち、当該被覆冠が、長期にわたる歯周疾患の積極的治療処置の一環として用いられたこと

をいうと解される」とし、「したがって、当該被覆冠装着後、治療計画に基づき、 長期にわたり歯周治療のための積極的処置が継続されているような場合には当該 被覆冠はそのような積極的治療処置の一環と評価し得る」が、「これらの処置が既 に完了し、支台築造や歯冠形成といった最終的処置のみが残された段階で装着され た被覆冠は、歯周疾患治療を直接の目的とするものではなく」「独立した点数評価 をすべきではない」とする(控訴理由書10頁、11頁)。

しかし、既に述べたように、歯周疾患の治療の進展は、病状の程度や患者の努力 等によって、千差万別であり、歯周治療用装置の装着期間についても、長期間を要 する者もあれば短期間の装着で済む者もあるのであって、歯周治療用装置が長期に わたって装着されなければならないとする理由はない。また、歯周治療の積極的処 置として行なわれるものは、除石、プラークコントロール、手術等であり、歯周治 療用装置は、被覆冠の装着により歯の機能を回復することによって歯根膜に刺激を 加え廃用性萎縮を防ぐとともに、歯の形態を回復することによって歯肉に対する食 物と歯ブラシによる刺激を加えることが可能となり、歯肉の血液循環を促し本来の 歯周の状態の回復が期待でき、歯周治療にも資するという点で、あくまでも2次的 な機能として歯周治療的効果を期待できるにとどまるのであり、この点では暫間被 覆冠においても異なるところはない。したがって、「当該被覆冠装着後、治療計画 に基づき、長期にわたり歯周治療のための積極的処置が継続されているような場合 には当該被覆冠はそのような積極的治療処置の一環と評価し得る」が、「これらの 処置が既に完了し、支台築造や歯冠形成といった最終的処置のみが残された段階で 装着された被覆冠は、歯周疾患治療を直接の目的とするものではなく」「独立した 点数評価をすべきではない」とする控訴人の主張は理由がなく、「残存歯の保護と 咬合の回復のため」という要件は、文字どおり「残存歯の保護と咬合の回復という 目的」で装着されることを要しそれで足りるというべきである。また、控訴人の主 張は、「算定告示」並びに「25号通知」の定める歯周治療用装置に保険点数を算 定する要件に全く新たな要件を付加するものであるが、「算定告示」並びに「25 号通知」に基づいて保険点数の算定を行なう担当係官が「残存歯の保護と咬合の回 復のため」という要件に控訴人の付加する要件を加味して算定を行なうことなど不 可能なことであって、かかる点においても控訴人の主張が失当であることは明らか である。

なお、控訴人は「支台築造……といった最終的治療処置のみが残された段階で装着された被覆冠は……一連の最終的治療の一環としてその点数評価に含めて取扱われるべきであり、独立した点数評価をすべきものではない」とする(控訴理由書10頁、11頁)が、メタルコア(歯の支台となる築造物)の印象採得をもって、「最終的な治療としての歯冠修復」の着手時点と見ることはできず、したがってメタルコアの印象採得後に装着された被覆冠も歯周治療用装置として保険点数が算定されること、並びに暫間被覆冠や歯周治療装置の費用がメタルコアの所定点数に含まれるものでないことについては、2000年8月11日付原告準備書面15頁以下、同26頁以下において述べているとおりであり、支台築造の段階に入ろうとし

ている時点においては、歯周治療用装置として独立して点数の算定が認められない かのごとき控訴人の主張は失当である。

- 三 「本件各被覆冠の歯周治療用装置非該当性と原判旨の誤り」における控訴人 の主張について
- 1 控訴人は、控訴理由書 1 1 頁以下において、歯周治療用装置に関する保険点数の算定要件毎に原判決を批判している。

しかし、控訴人の批判は、いずれも、算定告示及び25号通知の定める歯周治療用装置の要件について独自の解釈を施しないしは新たな要件を付加した上で要件を論じ、かかる独自の解釈や新たに付加した要件に基づいて、原判決を批判しているものであり、被控訴人は、右解釈等に対しては既に批判・反論を行なっているところであるので、ここでは逐一反論を行なわないこととし、以下に述べる諸点についてのみ反論を行なうに止める。

2 控訴人は、「治療計画書に基づき」とは、「歯周治療用装置の装着の予定が、 治療計画書に明記されていることを要する」として、原判決を批判する。

しかし、かかる解釈並びに主張が失当であることについては、既に述べたとおりである。

また、治療計画書は簡潔な記載を行うことで足りるとされ、治療計画書の記載から歯周治療用装置の装着が当然に予定されていると理解することができる場合には、歯周治療用装置装着の処置は治療計画書に基づくものとして、診療報酬請求(保険点数の算定)が認められるべきであり、また実際にも認められてきたものであること、本件においては「除石」、「RCT」、「ブリッジの装着」という治療計画書の記載から歯周治療用装置の装着が当然に予定されていると理解することができるものであり、本件歯周治療用装置の装着は「治療計画書に基づく」ものというべきであることについては2000年8月11日付原告準備書面28頁以下、同31頁以下において述べているとおりである。

なお、被控訴人は、本件で問題となっている歯周治療用装置の外、A子患者については平成7年5月24日に、B子患者については平成7年5月8日、5月30日並びに6月23日に、それぞれ歯周治療用装置を装着したとして控訴人に対し保険請求を行ない、控訴人は点数を算定の上支払を行なっている。控訴人が右各歯周治療用装置について保険点数を算定しているのは、「治療計画書」が作成されていること並びにその「治療計画書」が算定告示及び25号通知の定める「治療計画書に基づき」との要件を満たしていることを認めていたからにほかならない。全く同じ「治療計画書」に基づいて請求しているにもかかわらず、右各歯周治療用装置については「治療計画書に基づき」との要件を満たすとし、本件各歯周治療用装置については要件を満たさないと主張するのは、背理であると言うほかはない。

3 控訴人は、25号通知も「実施予定の療法」を治療計画書に記載すべきものとしている」とし「歯周治療用装置の装着予定も当然に『実施予定の療法』に含まれるから、歯周治療用装置の装着予定を治療計画書に記載しなくてよいとは到底い

えない」とする(控訴理由書12頁)。

確かに、25号通知は「臨床所見、症状の経過、評価、実施予定の療法及び療法 上の指導計画等が記載されているものをいう」(乙第21号証160頁)と規定し ている。

しかし、かかる規定によると、これでは予測に基づいてカルテを記載すべきことを求めるに等しく、医師においてかかる規定に従って治療計画書を作成することは不可能事であったため、P・型治療は敬遠されほとんど行なわれなかった。そのため、運用において治療計画書の記載内容を緩和することとされ、その記載については、「その後の疑義解釈通知により、『書』といった形式にとらわれることなく、カルテのなかでも、別紙にでも、大掴みに診療の流れを記入し、それを念頭に診療を進めれば良いわけで、形式にとらわれることなく、実用的なメモ書きでよいことになっ」(甲第11号証 デンタルダイヤモンド増刊号 VOL.15 NO.9 P17)たのである。

その結果、治療計画書に個々の具体的な処置内容や「実施予定の療法」を記載する必要はないとされ、実際に用いられた治療計画書の様式もそのほとんどが、簡潔な記載を行う様式が採用されており、具体的な処置内容や「実施予定の療法」を詳細に記載する様式とはなっていない(甲第11号証乃至14号証)。なお、この点については、2000年8月11日付原告準備書面27頁以下において詳細に述べているところである。

4 控訴人は、「実務上の取扱いの一部には、必ずしも治療計画書それ自体に歯周治療用装置の装着予定が明記されていなくとも『治療計画書に基づき』との要件該当性を認める運用が存したことは否定し得ないようである」と認めながら、「しかしながら、同運用は、少なくとも、カルテの記載等や実際の診療経過に照らし、当該被覆冠の装着が当初から治療計画に組み込まれていたと認め得る客観的状況にある場合には、必ずしも治療計画それ自体には明記がなくとも『治療計画書に基づく』治療と認めるというものであって、かかる客観的状況がないにもかかわらず同要件の充足性を認めるような運用が存したわけではない」とし、「本件の場合、カルテの記載等や実際の診療経過に照らしても、本件各被覆冠の装着が当初から治療計画に組み込まれていたと認め得る客観的状況はおよそ見出し難い」とする(控訴理由書13、14頁)。

控訴人のいう「カルテの記載等や実際の診療経過に照らして、当該被覆冠の装着が当初から治療計画に組み込まれていたと認め得る客観的状況」なるものが如何なる状況を意味するのか必ずしも明らかではなく、また、控訴人の主張するような運用が行なわれていたとは到底措信し難い。

仮に、控訴人の主張するような運用が行なわれていたとしても、本件においては、「カルテにおける治療計画書の記載から本件各歯周治療用装置の装着が当初から治療計画に組み込まれていたと認め得る客観的状況」が存在していたものいうことができる。即ち、本件治療計画書には治療計画の予定内容として、A子患者については「除石」(「除石〔スケーリング〕」とは、歯面に付着している歯垢や歯石等

の沈着物を除去することを言う)と「RCT」(「RCT」とは、歯の根管の治療 を意味する)とが、B子患者については「除石」と「ブリッジの装着」とが記載さ れている。そして、「除石」、「RCT」、「ブリッジの装着」という治療計画の 記載は、これらに伴って行われることが当然に予定されている具体的処置をも含む ものとして理解されるべきものである。「除石」に伴って行われることが当然に予 定されている具体的処置の内容とその手順は、「歯周組織検査→ハブラシ指導→歯 垢や歯石等の除去→歯面の研磨→歯周組織検査→メインテナンス」であり、また、 「RCT」に伴って行われることが当然に予定されている具体的処置の内容とその 手順は「古い冠の除去→歯冠部ならびに根管内の感染歯質の削除→暫間被覆冠(歯 周治療用装置)の装着→根尖周囲組織の消炎処置→根管内の消毒→根管内の人工材 料による充填封鎖→暫間被覆冠(歯周治療用装置)の装着→メタルコアーの印象採 得・咬合採得→暫間被覆冠(歯周治療用装置)の装着→メタルコアーの試適・調整・ 合着→最終的冠の支台歯形成・印象採得・咬合採得→暫間被覆冠の装着→最終的冠 の試適・調整・合着→最終的冠のメインテナンス」であり、「ブリッジの装着」に 伴って行われることが当然に予定されている具体的処置の内容とその手順は「古い ブリッジの除去→支台歯の感染歯質の削除→感染歯質を削除して形成される実質 欠損部歯面の消毒→実質欠損部分の人工材料による補填→暫間被覆冠(歯周治療用 装置)の装着→最終的ブリッジの支台歯形成・印象採得・咬合採得→暫間被覆冠の 装着→最終的ブリッジの試適・調整・合着→最終的ブリッジのメインテナンス」で ある。したがって、本件においては、「除石」、「RCT」、「ブリッジの装着」 という治療計画書の記載から前記各具体的処置が行われることは当然に理解しう るものであり、したがって、暫間被覆冠(歯周治療用装置)の装着についても治療 計画書上当然予定されているものと認められるべきであって、本件においては、「カ ルテの記載等に照らして、本件各被覆冠の装着が当初から治療計画に組み込まれて いたと認め得る客観的状況」が存在しているものというべきであり、本件各歯周治 療用装置の装着は治療計画書に基づくものと言うことができる。

なお、甲第11号証の症例では、3月1日に初めて診察を受け、3月3日には歯周治療用装置が装着されている。カルテ上では、治療計画書に「P除石」と「Pソウハ」の記載がある以外には「被覆冠の装着が当初から治療計画に組み込まれていたと認め得る客観的状況」など存在していない。したがって、治療計画書の「P除石」と「Pソウハ」という記載で「治療計画書に基づく」という要件を満たしていると判断されたものとしか考えることができない。

5 控訴人は、「そもそも、歯周治療用装置も暫間被覆冠も、病んだ歯に被覆冠を装着する行為であり、使用する素材や外観にも大差があるわけではなく、外形的に見る限り、医療処置としての差異はほとんどない」とし、「それにもかかわらず、両者の点数算定方法に顕著な差異があるのは」次の理由によるとする。すなわち、「歯周治療用装置に高い点数が算定されているのは、歯周組織を維持、改善し咬合を回復するという積極的治療を目的としており、その後に長期にわたる除石その他の歯周治療、再評価検査を行なうことを予定していることから、かかる治療を奨励

するという医療政策的意図に基づくものである」。これに対して、暫間被覆冠は、「既存の修復物除去時から最終的治療としての歯冠修復時までの間、当該歯部が穴の開いた状態になるため、主として歯の審美性の保持、細菌感染防止のための暫定的処置として被覆冠を装着することが不可欠であ」り、「最終的治療としての歯冠修復等に係る歯冠形成、支台築造、歯冠修復物装着等の点数算定においては、その一環として暫間被覆冠等の処置が取られることを見込んで当該処置の点数を含む相応の点数が算定されているため、暫間被覆冠それ自体については独立した処置としての点数を算定しないこととした」とする。そして、「当該処置が歯周治療用装置に当たるか、暫間被覆冠に当たるかを客観的に判定するためには、両者の外形に差異がなく当該処置自体による区別が困難であることから、当該処置自体を対象とするのではなく、その後に治療計画書に基づき長期にわたる歯周組織の維持、改善のための積極的治療がなされているか、その後間もなく最終的治療である歯冠形成、支台築造、歯冠修復物装着等の処置がとられているかにより区別すべきことになる」とする(控訴理由書 15頁、16頁)。

しかし、「歯周治療用装置も暫間被覆冠も、病んだ歯に被覆冠を装着する行為で あり、使用する素材や外観にも大差があるわけではなく、外形的に見る限り、医療 措置としての差異はほとんどない」ことから、何故、「当該処置が歯周治療用装置 に当たるか、暫間被覆冠に当たるかを客観的に判定するためには、当該処置自体を 対象とするのではなく、その後に治療計画書に基づき長期にわたる歯周組織の維持、 改善のための積極的治療がなされているか、その後間もなく最終的治療である歯冠 形成、支台築造、歯冠修復物装着等の処置がとられているかにより区別すべきこと になる」という結論が導きだされるのであろうか。歯周治療用装置と暫間被覆冠の 区別が困難であるからこそ、区別のための明確な基準が必要とされ、そのために「算 定告示」並びに「25号通知」が、・治療計画書に基づくこと、・最終的な治療と して歯冠修復及び欠損補綴を行なうまでの間に行なわれること、・残存歯の保護と 咬合の回復のために行なわれること、の3要件を歯周治療用装置として保険点数を 算定する要件として定めているのであって、そうである以上、両者の区別は当該被 覆冠が右3つの要件を満たすものであるか否かによって判断されることとなるは ずである。控訴人の主張は、自らに有利な結論を導くために、「算定告示」並びに 「25号通知」の定める3要件を敢えて無視し、これと異なる要件を定立しようと するものであって、極めて不当である。

なお、歯周治療用装置も暫間被覆冠も、歯の欠損等が生じた場合に装着され、また外観においても材質においても同一のものであり、その機能においても同一であって、保険点数が算定される被覆冠を歯周治療用装置と呼び、保険点数が算定されない被覆冠を暫間被覆冠と呼んでいるにすぎないこと、このように、両者が、歯の欠損等が生じた場合に装着され、また外観や材質等においても同一であることから、両者を区別するための要件、即ち歯周治療用装置として保険点数を認めるための要件が明確に定められることが必要となり、「算定告示」並びに「25号通知」が、・治療計画書に基づくこと、・最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行なうま

での間に行なわれること、・残存歯の保護と咬合の回復のために行なわれること、の3要件を歯周治療用装置として保険点数を算定する要件として定めていること、したがって、当該被覆冠が歯周治療用装置として保険点数が算定されるか否か、「歯冠修復及び欠損補綴物の製作に係る一連の診療行為における暫間被覆冠」として歯冠修復及び欠損補綴物の所定点数に含まれる」ことになるか否かは、当該被覆冠が右3つの要件を満たすものであるか否かによって判断されることとなることについては、既に第3、一において述べたとおりである。また、歯周治療用装置については独立して点数が算定され、暫間被覆冠については「歯冠修復及び欠損補綴物の所定点数に含まれる」とされる趣旨、理由についても、既に第3、一において述べているとおりである。

6 控訴人は、「算定告示」並びに「25号通知」が文言上「歯周治療装置を歯 周治療の早期の段階で装着されたものには限定していないことについては認めな がらも、「被控訴人が、歯周治療用装置の装着を計画予定していたとすれば、本件 各被覆冠装着の後に長期にわたる歯周組織の維持改善のための治療がなされてい たはずである」とする(控訴理由書17頁)。しかし、かかる主張が失当であるこ とについては既に述べたとおりである。

また、控訴人は、本件被覆冠装着後において歯周治療を継続的に行なった形跡が全く伺えない旨主張するが(控訴理由書17頁)、被覆冠装着後において歯周治療を継続的に行うことは歯周治療用装置として点数が算定されるための要件とはされていない。のみならず、A子患者について本件歯周治療用装置を装着した6月6日以降、被控訴人は、6月12日、6月13日、6月23日と歯槽膿漏の治療(P処JG)を実施しており、B子患者についても、本件歯周治療用装置を装着した7月4日並びに7月12日以降、被控訴人は、7月19日、7月28日、8月1日と歯槽膿漏の治療(P処JG)を実施し、8月1日には歯周疾患指導管理をもおこなっているのであって、歯周治療を継続的に行なっているのである。

さらに、控訴人は、A子患者について、「最終的治療の一環であるTEK(暫間被覆冠)を複数回付け替えた後、被控訴人が歯周治療用装置と称する本件被覆冠を装着しており、同被覆冠が歯周治療の必要性が乏しい状況で用いられたものであることが明らかである」と主張する(控訴理由書17頁)。しかし、被控訴人がA子患者に用いた右TEK(暫間被覆冠)は、根管治療を行なっている間に装着していたものであったことから、被覆冠を根管で支持することができず、きちんと装着することが困難であったことからで合の回復を図ることはできず、歯周治療用装置としての要件を満たすものでなかったことから、保険の請求を行なっていないものである。したがって、「最終的治療の一環であるTEK(暫間被覆冠)を複数回付け替えた後、被控訴人が歯周治療用装置と称する本件被覆冠を装着しており、同被覆冠が歯周治療の必要性が乏しい状況で用いられたものであることが明らかである」との批判は全く当たらない。

7 控訴人は、「歯周治療用装置を装着するのは、未だ歯周疾患が改善せず、長

期にわたり咬合性疾患などを予防しながら同疾患に対する治療を継続する必要があるからであり、最終的治療をなすべき段階ではないからである」とし、これに対して「メタルコアの印象採得を行なうのは最終的治療である歯冠修復物を作成するためであるから、既に歯周疾患に対する治療を終え、最終的治療をなすべき段階にあるからであり」、そうすると、「両者を同時に行なうということは治療処置として背理である」とする(控訴理由書 15頁、16頁)。

しかし、歯周治療用装置に保険点数が認められるための要件として、「長期にわたり咬合性疾患などを予防しながら同疾患に対する治療を継続する必要」があることは要求されていない。また、メタルコアは歯冠修復物の土台となるものであり、歯冠修復物ではないのであるから、メタルコアの印象採得をもって、「最終的な治療としての歯冠修復」の前段階に当たる行為であって、の印象採得は、「最終的な治療としての歯冠修復」の前段階に当たる行為であって、最終的な治療の段階には未だ至ってはいない。そのため、歯周疾患が完治には至っていなくとも、メタルコアの印象採得を行なうことができる程度には歯肉の状態が改善していることはありうることであり、この場合、メタルコアの印象を採得するともに歯周治療用装置を装着し、歯周治療を続けながら歯肉の状態が改善した時点で「最終的な治療としての歯冠修復」に着手するということは十分にあり得ることであって、メタルコアの印象採得と歯周治療用装置の装着とを同時に行なうことが治療処置として背理であると言うことはできない。

8 控訴人は、「歯肉等に若干の炎症等が残存していることが確認されたが、炎症等の程度が軽く、最終的歯冠修復物を装着してもよい程度であった場合には、メタルコアの印象採得後、暫間被覆冠を装着し、その後の歯冠修復までの間に併せて軽度の炎症に応じた治療処置をすればよいとし」「したがってこの場合歯周治療用装置は要しないことになる」とする(控訴理由書21頁)。

しかし、メタルコアは歯冠修復物の土台となるものであり、歯冠修復物ではないのであるから、メタルコアの印象採得をもって、「最終的な治療としての歯冠修復」の着手時点と見ることはできないことは既に述べたとおりである。なお、この点は、甲第14号証からも明らかである。すなわち、甲第14号証212頁の診療録には、いずれも左下5番及び6番について、

「10日 メタルコアのための形成 imp、

18日 メタルコアset

点数170+190

25日 被覆冠set

点数50×2

と記載されており、右記載によると、右症例では左下5番及び6番について、10日にメタルコアの印象採得が行われ、18日にはメタルコアがセットされている。そして、25日になって被覆冠(歯周治療用装置)がセットされ歯周治療用装置としての保険請求が行われているのである。右事実は、メタルコアの印象採得やその装着が行われた後に歯周治療用装置の装着が行われた場合であってもなお歯周治療用装置としての保険請求が認められていることを示すものであり、したがって診療報酬の算定においては、第1にメタルコアの印象採得をもって「最終的な治療と

しての歯冠修復」の着手時点と見ることはできないこと、第2にメタルコアの印象 採得後に装着された被覆冠(歯周治療用装置)の費用等はメタルコアの所定の費用 に含まれるものでないこと、を示すものと言わなければならない。

このように、メタルコアの印象採得をもって、「最終的な治療としての歯冠修復」の着手時点と見ることはできない以上、控訴人の主張する場合においては、歯周治療用装置の装着が許されることになる。ましてや、本件のように、歯肉の状態が「最終的歯冠修復物を装着してもよい程度」には至っていないものの、メタルコアの印象を採得することができる程度には改善されている場合に、メタルコアの印象を採得するとともに歯周治療用装置を装着し、歯周治療を続けながら歯肉の状態が改善した時点で「最終的な治療としての歯冠修復」に着手するということは十分にあり得ることであるとともに、この場合、メタルコアの印象採得と同時に装着した被覆冠が歯周治療用装置であることも明らかである。

9 また、控訴人は、本件においては、「メタルコアの印象採得時に、A子患者の歯肉の状態がなお歯周治療用装置が必要な状態であったとすれば、印象採得時以降も除石その他の治療処置が継続されたはずであるが、被控訴人はその後何らの歯周治療を施すでもなく、わずか1週間後には銀合金メタルコア装着及び硬質レジン前装冠の歯冠形成といった最終的処置を行なっている」として「A子患者のメタルコア装着時に歯肉の改善が不十分であったとは解し難く、むしろ当該時点では歯肉の状態が長期間の積極的治療を要しない程度にまで改善されていた」と見るのが相当であるとする(控訴理由書21頁)。

しかし、繰り返し述べているように、メタルコアの印象採得時において、A子患者の歯肉の状態はメタルコアの印象採得を行なう程度には改善されていたことから、メタルコアの印象採得を行なうとともに歯周治療用装置を装着し、その後歯周治療を続けながら歯肉の状態が改善した時点で「最終的な治療としての歯冠修復」に着手したものである。控訴人は、被控訴人がメタルコアの印象採得後何らの歯周治療を施していないとするが、本件歯周治療用装置を装着した6月6日以降、被控訴人は、6月12日、6月13日、6月23日と歯槽膿漏の治療(P処JG)を実施しており、被告の主張は事実に反するものである。

10 控訴人は、「咬合の回復と残存歯の保護のため」という要件に関して、「『咬合の回復と残存歯の保護のため』とは、歯周疾患改善のため長期にわたり、歯肉等に対し積極的治療をなす目的で被覆冠が用いられることを意味していると」とし、A子患者についてもB子患者についても、歯周治療用装置による積極的治療を要する状態であったとは言えない」とする(控訴理由書23頁)。

しかし、「残存歯の保護と咬合の回復のため」という要件は、文字どおり「残存歯の保護と咬合の回復という目的」で装着されることを要しそれで足りるというべきであること、並びに控訴人の主張は、「算定告示」並びに「25号通知」の定める歯周治療用装置に保険点数を算定する要件に全く新たな要件を付加するものであるが、「算定告示」並びに「25号通知」に基づいて保険点数の算定を行なう担当係官が「残存歯の保護と咬合の回復のため」という要件に控訴人の付加する要件

を加味して算定を行なうことなど不可能なことであって、かかる点においても控訴 人の主張が失当であることは明らかであること、については既に述べたとおりであ る。

また、控訴人は、A子患者に関して、「本件被覆冠の装着時点で、除石等の歯周治療は既に終了し、最終的治療の一環であるTEK(暫間被覆冠)が装着されるなどしている」とする(控訴理由書22頁)が、この点については、第3、三、6において反論しているとおりである。

11 控訴人は、本件被覆冠について、歯周治療用装置として点数を算定することは二重評価となるとする。

しかし、本件被覆冠は、最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴を行なうまでの間に行なわれているものであって、「歯冠修復及び欠損補綴物の製作に係る一連の診療行為における暫間被覆冠」には該当せず、一連の最終的治療の点数に含まれて評価されているものではない。

また、本件被覆冠が、メタルコアの所定点数に含まれるものでないことについては、2000年8月11日付原告準備書面15頁以下、26頁以下において述べているとおりである。

よって、控訴人の主張は失当である。

平成12年(ネ)第514号 診療報酬請求控訴事件 控訴人 社会保険診療報酬支払基金 被控訴人 外川 正

証拠申出書

平成13年2月26日

仙台高等裁判所第2民事部 御中

控訴人指定代理人 近藤 裕之

草薙 秀雄

渡邉 敬治

控訴人訴訟代理人 川本 務

第一 証人の表示

1 〒105-0004

東京都港区新橋二丁目1番3号

証人 宮武 光吉

(同行、主尋問60分、旅費・日当不要)

2 7263-0051

千葉市稲毛区園生町1267番2号

証人 石井 拓男

(同行、主尋問60分、旅費・日当不要)

第二 立証の趣旨

1 証人宮武光吉について

証人は、歯周治療の新しい方式としてのP・型が保険に導入された昭和60年3月1日施行の算定告示の一部改正当時、厚生省保険局歯科医療管理官の職にあり、 行政側の担当者として同改正に直接携わった者である。

同証人によって、上記改定の経緯、歯周治療用装置に関する算定告示、関連通知の趣旨、意味内容等について明らかにする。

2 証人石井拓男について

証人は、本件各治療当時、厚生省保険局歯科医療管理官の職にあった者である。 同証人によって、上記当時の算定告示、関連通知の運用と本件各被覆冠が歯周治療用装置算定の要件に該当しないこと等を明らかにする。

第3 尋問事項

- 1 証人宮武光吉について 別紙1尋問事項記載のとおり
- 2 証人石井拓男について 別紙 2 尋問事項記載のとおり

別紙 1

尋問事項

証人 宮武光吉

- 1 証人の経歴及び職務内容について
- 2 算定告示の改正の仕方について
- 3 昭和60年3月1日施行の算定告示の一部改正により、P・型の歯周治療が 保険に導入された経緯及び趣旨について
 - 4 歯周治療用装置の点数算定要件について
 - 5 歯周治療用装置と暫間被覆冠の相違について
 - 6 その他、上記に関連した事項

別紙2

尋問事項

証人 石井拓男

- 1 証人の経歴及び職務内容について
- 2 歯周治療の実態について

- 3 本件各治療当時の算定告示及び保険発第25号通知における歯周治療の扱いについて
 - 4 岩手県保険医協会が作成した治療計画書の書式について
- 5 本件各治療当時の歯周治療用装置の点数算定の取扱いと本件各被覆冠の同 要件該当性について
 - 6 その他、上記に関連した事項

経歴書

氏名 宮武光吉 みやたけ こうきち 生年月日 昭和12年6月6日 勤務地 東京都港区新橋二丁目1番3号 (社会保険診療報酬支払基金)

学歴

昭和37年3月 東京医科歯科大学歯学部卒業

職歴

神奈川県、厚生省、山形県勤務を経て

昭和52年2月 厚生省保険局医療課長補佐 昭和58年4月 厚生省保険局歯科医療管理官 昭和62年5月 国立がんセンター運営部長 平成元年9月 厚生省健康政策局歯科衛生課長

平成5年1月 厚生省退官

東京歯科大学教授、鶴見大学歯学部客員教授

平成12年4月 社会保険診療報酬支払基金基金特審専門役(歯科)

現在に至る。

経歴書

氏名 石井拓男 いしい たくお 生年月日 昭和23年1月21日

住所 千葉市稲毛区園生町1267番2号

学歴

昭和47年3月 愛知学院大学歯学部卒業

職歴

昭和47年5月 愛知学院大学歯学部助手(口腔衛生学教室)

昭和53年10月 愛知学院大学歯学部講師

昭和55年12月 歯学博士

昭和63年11月 愛知学院大学歯学部助教授

平成2年2月 厚生省保険局医療課医療指導監査室医療指導監査官

平成3年4月 厚生省保険局医療課長補佐 平成5年1月 厚生省保険局歯科医療管理官 平成7年6月 厚生省健康政策局歯科衛生課長 平成9年7月 厚生省健康政策局歯科保険課長

平成11年8月 厚生省退官

平成11年9月 東京歯科大学社会歯科学研究室教授

現在に至る。

公職

日本口腔衛生学理事

日本公衆衛生学会評議委員

平成12年(ネ)第514号 診療報酬請求控訴事件

控訴人 社会保険診療報酬支払基金

被控訴人 外川 正

証拠説明書

平成13年4月12日

仙台高等裁判所第2民事部 御中

控訴人指定代理人 近藤 裕之

狩野 要祐

星 庄一

控訴人控訴代理人 川本 務

乙29の1号証

標目(作成者):59年3月版「歯科点数表の解釈」(社会保険研究所)原本 立証趣旨:

昭和60年3月1日施行の算定告示の一部改正前の歯科点数表の解釈を示し、当時 の算定方法を明らかにする。

乙29の2号証

標目(作成者):60年3月版「歯科点数表の解釈」(社会保険研究所)原本

立証趣旨:

昭和60年3月1日施行の算定告示の一部改正に伴う歯周治療用装置、支台築造の 点数の取扱い等の、乙29の1との対比で明らかにする。

7.30号証

標目(作成者):陳述書(宮武光吉)原本

作成年月日:13.4.10

立証趣旨:

厚生省保険局歯科医療管理官として昭和60年3月1日施行の算定告示の一部改正に直接携わった宮武光吉が、上記改正の趣旨及び意味内容並びに本件被覆冠が、歯周治療用装置の算定要件を満たしていないことを明らかにしたものである。 乙31号証

標目(作成者): 陳述書(石井拓男)原本

作成年月日:13.4.9

立証趣旨:

保険発25号通知制定当時、厚生省保険局歯科医療管理官の職にあった石井拓男が、 同通知における歯周治療用装置の算定要件、殊に治療計画書に記載を要する事項に ついて明らかにし、本件各被覆冠が、歯周治療用装置の算定要件を、満さないこと を陳述したものである。

乙32号証

標目(作成者):陳述書(菊地萬之助)原本

作成年月日:13.4.10

立証趣旨:

昭和61年に岩手県保険医協会が作成した治療計画書の様式について、当時の岩手県生活福祉部保険課指導医療官であった菊地萬之助が、了承した内容を明らかにするものである。

乙29の1~2号証 省略

乙第30号証

陳述書

1 経歴など

私は、昭和37年3月に、東京医科歯科大学を卒業後、神奈川県、厚生省、山形県などの勤務を経て、昭和52年2月に厚生省保険局医療課長補佐となり、その後、昭和58年4月から昭和62年5月まで厚生省保険局歯科医療管理官として、社会保険医療行政に携わってきました。現在は、鶴見大学歯学部で、社会歯科学を担当する傍ら、社会保険診療報酬支払基金に特審専門役(非常勤)として勤務しています。昭和60年3月の診療報酬点数改定の際には、歯科医療管理官として、その取りまとめにあたり、施行通知の発翰者でありました。点数表すなわち算定告示は、基本的には、中央社会保険医療協議会(中区協)において審議がなされ、大臣告示となるものでありますが、その具体的な内容については、日本歯科医師会等の診療側、健康保険組合連合会等の支払側との調整を経て決定されて、施行通知として出されております。

2 歯周治療の社会保険医療における取り扱い

歯周病は慢性疾患の一種であり、その治療には長期間かかることが多く、患者の協力なくしては、効果が期待できない疾患であり、家庭療法であるプラークコントロールが大きな役割を担っております。それまでの歯周治療は、いわば対症療法的なものでありましたが、日本歯科医師会歯周病検討委員会の手によって歯周疾患治療指針がまとめ与れ、当時の木下四郎委員長から、厚生省に対して示されたことがきっかけとなって、計画的な歯周治療を社会保険診療のなかに取り入れられることになりました。そして、昭和60年3月の診療報酬点数表改定の際に、関係方面の合意を経て、新しい考えに基づく算定告示ならびに保険発11号通知等の関係通知が出されたものであります。

しかし、その当時は、計画的な歯周治療すなわちP・型については、多くの歯科 医師やその患者が理解をするに至っていなかったことから、従来型すなわちP・型 による治療法も実施できるように、点数表上に残したのであります。また、P・型 は、計画的な歯周診療を実施するものですので、最終的治療とされる歯冠修復・欠 損補綴の着手は、歯周治療が終了してからでないと認められません。そのため、歯 周治療を開始する段階において、歯冠修復物を除去したり、欠損部が'ある場合に 治療終了時点までそれを放置することは、患者にとっても不都合であることから、 そのような症例に対して「歯周治療用装置」を装着することにより、残存歯の保護 と咬合の回復をするようにしたのであります。従って、歯周治療用装置は、材料な どは暫間被覆冠と殆ど異ならないものであっても、特に点数を算定できる取り扱い にしたものであります。これらのことを、周知徹底させるために、厚生省(当時)な らびに日本歯科医師会は説明会をたびたび開催して保険医に対して理解を求めた のでありました。

3 歯周治療用装置の算定要件等

歯周治療用装置の算定要件は、次の三点であると算定告示の施行通知(保険発11号通知)に定められております。すなわち・治療計画書に基づいてなされるものであること・最終的な治療として歯冠修復および欠損補綴を行うまでの間なされるものであること・残存歯の保護と咬合の回復のために行う被覆冠または床義歯をいうものであることです。そしてこのことは、算定告示にも注1. として、治療計画書に基づく場合に算定すると記されています。歯周治療用装置の点数は被覆冠が50点床義歯が750点となっていますが、これはその当時実施されていた類似の診療行為のなかで、最も近似しているものを参考にして決めたものであります。具体的には、被覆冠形態のものは、帯冠金属冠を、また床義歯形態のものは、局部義歯を基準にしたと考えております。

算定要件の第一、治療計画書に基づいてなされるものであることとは、歯周治療用装置が、計画的治療であるP・型にのみ認められていたものであることから、それを明示しなければならないという趣旨です。ここでいう治療計画書とは、歯周治

療に関することを記載するものであり、治療計画書には、臨床所見、症状の経過、評価、実施予定の療法および療養上の指導計画等を記載すべきものとされていました。従って、歯周治療用装置を用いる場合には、治療計画書上に「実施予定の療法」として、記載されることが、その要件であるという取り扱いになっていたわけであります。したがって、歯周治療用装置の点数算定が認められるためには、あくまで治療計画書にその装着予定が明記されなければならないのが当然のことであります。

算定要件の第二、歯冠修復および欠損補綴を行うまでの間とは、いわゆるP・型の治療では、段階的に歯周治療を進め、歯周疾患の十分な改善が認められた後に、最終的治療である歯冠修復・欠損補綴を行うことが予定されていることから、歯周治療が終了し、最終的治療としての歯冠修復等が行えるようになるまでの間を指しており、これには相当な期間を要します。従って、歯冠修復に着手した後は、その部位に歯周治療用装置を用いることは認められない取り扱いとなっておりました。ここで歯冠修復等の着手時期とは、歯冠形成に着手した時点をいいます。なお、被控訴人は、メタルコアの印象採得に着手しても、最終的治療である歯冠修復に着したとはいえないと主張しているようですが、メタルコアとは支台築造のことをいい、支台築造は、もともと歯冠形成の一部を構成していたものであり、それまで、歯科点数表の区分301の2失活歯歯冠形成の項における加算点数として、メタルコアを装着した場合ほ、150点を加算することとされていたものでありますが、昭和60年の点数改定の際に、301-2支台築造として項目を分離独立させ、その1としてメタルコア130点としたものであります。従って、支台築造の一種であるメタルコアの作成に着手した時点で、歯冠修復等を開始したということになります。

算定要件の第三、残存歯の保護と咬合の回復のために行う被覆冠または床義歯をいうものであることとは、歯周治療用装置が歯周治療の期間を通じて、行われるものであることから、当然のことを述べたものであり、古い冠を除去したままの状態で歯周治療を続けると、残存歯が傾斜したり、噛み合わせが悪くなるなど歯周疾患の治療に悪影響を及ぼすので、歯周治療用装置を用いる必要が生ずるのであり、残存歯の保護と咬合の回復のためとは、このように歯周治療に役立たせる目的で被覆冠を用いた場合に点数算定が認められる趣旨であります。

- 4 本件における各被覆冠が、歯周治療用装置の要件を満たすか否か 被控訴人(外川保険医)が、阿部、吉田に対して用いた本件各被覆冠は、いずれも つぎの理由により、歯周治療用装置の算定要件に該当しないものであったと考える ものであります。
- (1)本件の場合は、患者である阿部、吉田のいずれについても治療計画書はもちるん診療録にさえ歯周治療用装置を装着する旨の記載が見当たらず、治療計画書に基づく治療と認めることはできないものであること。被控訴人は、治療計画書に除石、RCTの記載があることから、歯周治療用装置の装着が当然に予定されていることが読みとれると主張しているが、歯科治療の流れは、被控訴人も再三述べている

とおり、千差万別であり、その一部が診療録に記載されているからといって、それ 以後の治療内容を推測できるとはいえず、これらの記載を省略してよい理由はない。 まして、除石、RCTは歯周治療や根管治療に例外なく行われる基本的治療であり、 これらの記載があるからといって、その後歯周治療用装置を用いた治療が予定され ていることを推測することは到底困難であること。

- (2)本件の場合は、いずれも歯冠修復等に着手したのちに装着された被覆冠であることから、これらは、暫間被覆冠そのものであり、歯冠修復等に係る一連の診療行為に含まれているものであること。被控訴人も同一部位に暫問被覆冠(TEK)と歯周治療用装置を交互に装着したと記載していることから、このことを十分認識していると考えられること。
- (3) 歯治療用装置は、残存歯の保護と咬合の回復のために行われるものであるが、 その目的はあくまで歯周治療のためになされるものであることから、歯周治療用装 置の装着を行った場合には、継続して歯周治療が行われなければ無意味であり、最 終治療である歯冠修復に着手したのちに、歯治療用装置がなされたという本件の場 合には、歯周治療用装置が歯周治療のために用いられたとはいえず、また、計画的 な歯周治療がなされたものであるとは到底考えられないものであること。

平成13年4月10日 東京都国分寺市光町1丁目8番15号 宮武光吉

乙第31号証 陳述書

1 経歴

私は、昭和47年3月愛知学院大学歯学部を卒業し、同年4月から同学部口腔衛生学教室の助手となり、昭和53年に講師、63年に助教授となりました。その後平成2年から厚生省に入省し、平成3年に保険局医療課課長補佐、平成5年1月から7年6月まで保険局歯科医療管理官となり、社会保険医療行政に携わってきました。現在は東京歯科大学社会歯科学研究室に教授として勤務しております。

2 歯周治療の実態について

いわゆるP・型は歯周疾患の病因論が進展し、歯垢(プラーク)の歯周疾患への病因性が明確となったことから、プラークコントロールの歯周治療における重要性が確認されたことを根拠に体系づけられた療法です。P・型はいわゆる従来型の療法で、P・型による新しい歯周治療が普及するまで並行して保険診療において位置づけられたものです。P・型がプラークコントロールによる歯周組織の改善を前提にその後の治療が位置づけられているのに対し、P・型はとりあえず歯肉等の炎症症

状に対応して物理的、薬物的な処置を行う対症療法的な方法です。

歯周治療用装置とは床義歯と被覆冠の形態があり、P・型においてプラークコントロールの成果が出る迄の間、残存歯の保護と咬合の回復を目的としたものです。 暫間被覆冠は、歯冠崩壊あるいは少数歯欠損の症例で、最終補綴物を装着するまで の間、歯髄の保護や隣在歯及び対合歯との位置関係を保持することを目的に用いる ものです。

3 保険発25号通知は平成6年5月改定時にそれまでの歯科点数表についての通知を整理して通知し直したものです。ですから、歯周治療用装置に係る通知は昭和60年の保険発11号通知を、治療計画書に係る通知は平成元年の保険発19号通知「治療計画書が診療録に付随するものとして一体とみなすことができる状態で作成されている場合は、治療計画書に記載した所定の事項をさらに診療録に記載しなくても差し支えない」をそのまま25号通知として出し直したものです。この25号通知は、その字義どおり、治療計画書に所定事項が記載されている場合には、これに付随、一体をなす診療録には、治療計画書こ記載した事項の二重記載を要しないとする趣旨であって、その逆の場合、すなわち、診療録の方に所定事項の記載があれば、治療計画書には記載を省略してよいことを示唆するものではありません。当時歯科医療管理官であった私は、昭和60年と平成元年の通知の考え方をそのまま踏襲しました。

歯周治療用装置の3要件はP・型で行う場合、第1に治療計画書を作成し臨床所見や精密検査の結果等を記載し、それに基づき治療計画を立てた中に歯周治療用装置を用いることが計画されていなくてはなりません。当然治療計画善に歯周治療用装置を予定することが明記されている必要があります。

第2に歯周治療が所定の成果をおさめ最終的な治療として歯冠修復及び欠損補 綴を行うまでの間用いるのが歯周治療用装置であり、. 最終的な歯冠修復の始まる のは支台築造を含む支台歯形成からであります。したがって、支台歯形成に着手し た後に用いられた被覆冠は暫間被覆冠であって、歯周治療用装置ではありません。 第3の要件とは、第2に至るまでの間、歯周治療の目的で早期の段階から用いる 被覆冠又は床義歯を歯周治療用装置とするもので、単に歯冠修復の際に暫定的に用 いる暫間被覆冠とは異なるものです。

- 4 治療計画書について記載が簡略化されたということはありません。厚生省の示した通知類にはそのような記載のされたものはありません。
- 5 平成元年の通知は、治療計画書への記載が前提で、診療録に付随するものと一体と見なすことができる状態で作成されている場合は、そのことを二重に診療録に記載する必要は無いとしたもので、治療計画書への記載を不要としたものでほありません。

6 吉田、阿部両患者の治療において請求のあった歯周治療用装置は治療計画書に 記載が無く、その装着期日が最終補綴物の着手時であって、歯周治療の目的で用い られたものとは認められないものであることから、算定の要件を満たしておらず、 歯周治療用装置とは認められないものです。

平成13年4月9日 千葉市稲毛区園生町1267-2

石井 拓男

乙第32号証 陳述書

1 経歴

私は、昭和24年3月に日本大学専門部歯科を卒業後、日本大学歯科附属病院に研修士として入室し、その後、浅理歯科医院、岩手県宮古保健所、盛岡保健所を経て、昭和40年7月から平成5年3月まで岩手県生活福祉部保険課指導医療官として社会保険医療行政に携わってきました。現在は、盛岡市でみどりが丘歯科クリニックを開設しています。

2 治療計画書について

被控訴人の外川歯科医師は、陳述書等において岩手県保険医協会が作成した治療計画書の様式について、昭和61年3月に私が校正し、かつ了承したと記述していますが、算定告示や関係通知では、治療計画書は特定の用紙・様式によらなければならないとは定めていないので、岩手県保険医協会の作成による記号化した様式であっても、記載要件さえ満たしていれば問題はないと私は判断いたしました。

しかし、記号化されていない項目については3で述べるように、記載しなくてよいと認めたことはありません。

3 治療計画書の記載について

被控訴人の、「治療計画書には・乃至・の番号を記載するのみで、それ以外の具体的処置を記載することはなく、従ってまた、歯周治療用装置に関する事項を記載することもない。」との主張は曲解であります。・乃至・の番号以外の診療行為については、治療計画書に記載することは当然であり、私は記載が不要であると指導した覚えはありません。

また、被控訴人は、こうした曲解に基づき前2の岩手県保険医協会が作成した治療計画書を使用して、これまで請求したものが認められてきたことを理由に、「歯周治療用装置の装着が当然に予定されているものと理解されるものについては、治

療計画書に歯周治療用装置の記載がない場合でも、治療計画書に基づくものとして保険点数を算定していることを示すものです。」と主張していますが、治療計画書とは、臨床所見、症状の経過、評価、実施予定の療法及び療養上の指導計画等が記載されているもの。(昭60.2.18.保険発11号)と定められていますので、これらの記載がなされていない計画書は治療計画書と認めることはできませんので、被控訴人の主張は誤っております。また、私はそのようなことを過去に認めた事実はありません。

平成!3年4月10日

住所 盛岡市緑が丘三丁目4番36号

氏名 菊地萬之助

証人調書

(この調書は、第3回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事件の表示:平成12年(ネ)第514号

期日:平成13年7月4日午後1時30分

氏名:宮武光吉年齢:64歳

住所:東京都国分寺市光町一丁目8番15号

宣誓その他の状況:裁判長(官)は、宣誓の趣旨を説明し、証人が偽証をした場合

の罰を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。

後に尋問されることになっている証人は在廷しない。

陳述の要領:別紙速記録記載のとおり

以上

官誓書

良心に従って、本当のことを申します。

知っていることをかくしたり、無いことを申したりなど、決していたしません。 このとおり誓います。

証人 宮武光吉

谏記録

(平成13年7月4日第3回口頭弁論) 事件番号 平成12年ネ第514号

証人氏名 宮武光吉

控訴人指定代理人(近藤)

乙第30号証を示す

これは先生の陳述書ですね。

はい。

5ページ目に先生の署名押印がございますが、これ先生のものに間違いございませんね。

間違いありません。

この陳述書に書かれた内容については、間違いございませんね。

はい。

陳述書の第1項によりますと、昭和58年4月から昭和62年5月まで厚生省保険局歯科 医療管理官を務められたわけですね。

はい。

証人が歯科医療管理官に在任中の昭和60年に、歯科点数表の改定に関与されて、これに関連する通知の作成に携わったということでよろしいですか。

はい。

この点数改定にあたっては、先生が中心的な役割を果たされたと伺ってよろしいで しょうか。

はい。

乙第33号証を示す

この官報は、昭和60年2月18日付けの算定告示ですけれども、17ページの右側の「260」という欄に「歯周治療用装置」とあって、「被覆冠(1歯につき)50点、床義歯(1装置につき)750点」と記載がございますね。

はい。

乙第34号証を示す

これは、昭和60年2月18日に出された保険発11号通知ですけれども、21ページを示しますが、1番上に(13)「歯周治療用装置」とあって、アというところに、いわゆる歯周治療用装置の3要件が定められておりますね。

はい。

今示した算定告示とか保険発11号通知ですが、前年の昭和59年までには、こういった歯周治療用装置の点数であるとか要件というのは、定められていなかったわけですね。

はい。

そうすると、昭和60年の改正で新たにこれが取り入れられたということでよろしいですか。

はい。

昭和60年に点数化された歯周治療用装置ですけれども、治療計画書に基づくという要件があるので、これはいわゆる P 1型の治療の一環として用いられたときに点数が認められるということでよろしいですか。

はい。

昭和60年に、新たにこの歯周清療用装置の点数が認められることになった理由とか背景というのは、どういうものでしょうか。

それまでの歯周治療と申しますのは、言わば対症療法的なものが多かったわけですけれども、これを治療計画に基づいて計画的に行っていくということが効果があるということが分かってまいりましたので、これを保険診療の中に取り入れていくということで、点数改正のときにこのように取り入れたわけです。

この点数を定めるにあたっては、日本歯科医師会とかそういった団体との間で、協議とか調整といったことは行われたんでしようか。

実際に点数の算定をどのようにするかという点については、診療側の代表であります日本歯科医師会と、行政であります当時厚生省の間で協議をいたしまして決めたものでございます。

それではこれから先生が関与された保険発11号通知の歯周治療用装置算定の3要件の解釈についてお伺いしていきますけれども、まず、先ほどの乙34号証の21ページですが、(13)のアに、「治療計画書に基づき」という要件がございますね。

はい。

治療計画書というのは、実施予定の療法について記載しなければならないということはよろしいでしょうか。

はい。

そうしますと、例えば歯周治療用装置を用いるということを予定した場合には、そ の旨を治療計画書に記載しないと、点数は認あられないんでしょうか。

はい。

算定告示とか11号通知を作るときに協議をいろいろされたということですが、治療計画書の記載を簡略化していいとか、あるいは実施予定の療法の一部を書かなくていいというようなことが議論の対象になったことはございますか。

この治療計画書というのが初めて保険診療に取り入れられたという経緯がございましたので、今言われたようなことについて協議をしたということはございません。

そうすると、歯周治療のための処置というのは幾つか段階なり種類があると思うんですが、治療計画書には、予定した処置というものを全部記入しなければならないというふうに理解してよろしいでしょうか。

はい、そういう取扱いです。

次に先ほどの保険発11号の中に、「最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」という要件がございますね。

はい。

この要件は、どういう趣旨のものとして取決めがなされたんでしょうか。

先ほど申し上げたように、治療計画に基づいて治療を行うということでありますけれども、そのときに口の中の状態によって抜糸をしたり、あるいは歯質が崩壊をしているというふうな場合があります。そういったときに、歯周治療を行った後でないと最終的な治療を認めないという取扱いになっていたわけですけれども、そ

うしますと、その間噛めないとか、あるいは歯周治療を行う上でも不都合が起こってまいりますので、その間装着をするものを歯周治療用装置ということで、算定を認めるようにしたわけでございます。

歯周治療がまだ終わらない段階で、つまり歯肉の状態がまだ十分改善されていない 段階で最終的な治療に入るということは、保険点数上予定されていないということ でよろしいでしょうか。

はい、このP1型というのはそういう形で点数を構成したものですから、最終的な治療というのは、あくまでも歯周治療が終了した後でないと認められないという取扱いになっておりました。

今の要件ですけれども、最終的治療を行うまでの間という定め方になっていて、最終的治療までにある程度期間があると思うんですが、その期間のうちのどの時点までに付けるとかということは書いてないんですけれども、歯周'治療用装置の場合、通常はどの段階で用いるというのが通例なんでしょうか。

被控訴人代理人

通例というのはどういう意味でお使いなんでしょうか。

控訴人指定指定代理人(近藤)

では、今の要件を定めるにあたって、最終的な治療までの間という要件なんですけれども、歯周治療用装置を最終的治療までのどの段階で用いるというようなことを想定してこれは作られた要件なのか、それとも最終的治療までの間であれば、いつ用いてもいいという前提で作られた要件なのか、そのあたりちょっとお伺いできますか。

これはあくまでも歯周治療を目的に用いられる装置ですから、歯周治療を行っている間に使われるということになっておりますが、もちろん症状によっても違いますけれども、先ほど申し上げたように抜けた歯があったり、それから歯質が崩壊しているというものを治療しなければいけないということがあった場合には、それをまず歯周治療用装置によって補ってやらないと、噛めないとかそういった不都合が起こりますので、それを行うということですから、通常は早期の段階でこれを用いるということが想定されておりました。

例えば歯周治療が完了して特段の歯周治療の必要がなくなった段階で被覆冠を付けた場合には、その被覆冠は、今おっしゃった要件にはあたらないということになるわけですか。

はい、これはここにありますように最終的な治療として歯冠修復、あるいは欠損補綴を行うということに着手したわけですから、それに対して用いられる暫間被 覆冠というものに該当することになります。

ところで、支台築造というものがございますよね。

はい。

その1っとしてメタルコアというものがございますね。

(うなずく)

メタルコアの印象採得ですね、型を採るということですが、これに着手をしたとい

うのは、最終的治療に入ったというふうに見てよろしいんでしょうか。

はい、これは歯冠修復及び欠損補綴に着手したというふうに考えられます。 乙第29号証の1を示す

193ページ、左側に2という項目があって、「失活歯歯冠形成」とあって、その中の口に「メタルコアを装着した場合は、150点を加算する。」と。そうすると、昭和59年の歯科点数表では、歯冠形成の中にメタルコアというのは入っていたわけですね。

そうです。

乙第29号証の2を示す

195ページの左側に「301-2支台築造」とありますね。「1.メタルコア130点」とあって、この昭和60年の点数表では、メタルコアの点数が歯冠修復とは別個の項目になったということでよろしいですか。

歯冠形成とは別になったということです。

歯冠形成とは別の項目で。

これを独立させて支台築造という項目を起こしたわけですけれども、これはあくまでも歯冠修復及び欠損補綴の中に入っている項目であります。

そうすると、昭和60年の点数表では、そういうふうに項目が改められたわけですけれども、ただメタルコアが最終的治療の一環であるということには変わりはないんでしょうか。

はい。

それから先ほどの3要件の3つ目ですけれども、残存歯の保護と咬合の回復のために 行うというのがございますね。

はい。

この要件は、どのような意味内容のものでしょうか。

歯周治療を行うにあたって、残存歯あるいは咬合というのが損なわれているケースがありますが、それを残存歯を保護していく、あるいは咬合を回復していくということが歯周治療のためにも必要でありますし、それから言わば咬合というのは噛み合わせですから、物を噛んでいくためにも必要なことでありまして、その間、歯周治療をしている間、こういったものを行うことによって、歯周治療そのものの効果を上げるということもありますし、それからその後の治療になりますけれども、歯冠修復及び欠損補綴を補っていくという効果もありました。

残存歯の保護と咬合の回復ということなんですけれども、例えばメタルコアの印象 採得とか、そういった最終的な治療に入った段階で、例えば若干の炎症が、まだ歯 肉の炎症が残っているということもあり得るわけでしょうか。

それはあり得ると思います。そこは見ていかなければいけないと思いますけれども、あくまでも歯周治療としては完結をして、それで次の. 最終的な治療に移っていくということでありました。

今お聞きしたような最終的治療の段階で被覆冠を付けた場合、それは今申し上げた 残存歯の保護と咬合回復ということに役立つものとは言えないんでしようか。 それはもう最終的な治療を行うという前提で行うとすれば、もちろん咬合の回復のために行われるわけですから、これは歯周治療を終了した後の治療ということになっていくと思います。

被控訴人のほうで、要するにメタルコアの印象採得着手後に付けた被覆冠でも、噛み合わせの保持とか歯根膜の萎縮防止とか、そういったことには役立つから、これは残存歯の保護と咬合の回復にほかならないというようなことを御主張になっているんですけれども、そういうことは言えるんですか。

これは歯周治療の目的で行うかどうかということになってくると思いますので、歯周治療を行うために必要であるということでなされるものであれば、そうだと思いますけれども、そうでなければ、これは次の最終的な治療に移ろたものというふうに考えざるを得ないと思います。

これ歯根膜の萎縮防止とか、こういうことは歯周治療とは直接関係があるんですか。 まあ歯根膜も歯周組織の一部ですから、そういう効果も期待できなくはないと 思います。

それは、ただ、この要件との関係ではどうなんですか。そういう機能があるとすれば、残存歯の保護と咬合の回復に当たるということなんでしょうか。

それはやはりその治療装置を用いるということでしたら、そういうことを期待 しなければできないということになると思います。

暫間被覆冠の点数というのは、一連の最終的処置に含まれるということになるわけでしょうか。

歯冠修復欠損補綴を行うということになりますと、これは一連の点数の中に含まれて、別に算定することが認められていないということです。

そうすると、歯周治療用装置と点数の扱いが違うわけですけれども、こういうふう に暫間被覆冠と歯周治療用装置で取扱いが違う理由というのは、どういうことなん でしょうか。

これは最初に申し上げたように、計画的に歯周治療を行っていくということと、それから現実に口の中の状態が、次の治療につないでいかなければいけないという両面がありますので、そういった点から言いますと、歯周治療を行っている過程で用いているものが歯周治療用装置ということで点数の算定を認めておりますし、それから歯冠修復欠損補綴に移行した後のものについては暫冠被覆冠ということで、点数はそれぞれの所定点数の中に含まれているという、そういうルールになっております。

ところで、本件で問題になっている患者の患者Aさんと患者Bさんのカルテは御覧にならたことはございますか。

はい。

甲第6号証を示す

患者Aさんのカルテですけれども、3枚目、これを見ますと、歯周精密検査の結果が記載されていて、三つの欄に分かれていて、上の二つに「OB」という記載がございますよね。これ「付着歯肉検査」「咬合の検査」「OB」となっているんですが、

これはどういう意味ですか。

これは所見がないということで、異常がないという略称でございます。 そうすると、歯槽膿漏の程度としては軽症ということになるんですか。

そうですね。

こういった場合というのは、歯周治療用装置を用いる必要性というか、そういうのはどうなんでしょうか。

これは全体の流れから見ていかなければならないと思いますけれども、ここに示されているものにつきましては、これは次の処置である歯冠修復なり欠損補綴に入れる状態になっているというふうに見られると思います。

それからその下の欄に「治療計画書」というのがあって、ここに「除石」とか「RCT」という記載があるんですけれども、歯周治療用装置を用いるという記載はございませんね。

はい、これは出ておりませんですね。

そうすると、こういう記載では、歯周治療用装置が治療計画書に基づくというふうには言えないということになりますか。

はい、予定が記載されておりませんので、ここからは歯周治療用装置を装着するということは読めません。

被控訴人のほうで、除石とかRCTという記載から、歯周治療用装置を用いるということも当然に読み取れるんだというような趣旨の御主張をされているんですが、そういうことは言えるんですか。

これは一般的な歯周疾患の治療に用いられる処置ですので、これがあるからといって歯周治療用装置が用いられるということはうかがえないと思います。

甲第6号証の後ろから2枚目を示しますけれども、これ1番下の欄に平成7年6月6目の 治療欄がありますね。これ「211」という記載がある欄があって、これは右上2番、 1番と、左上1番についての治療の記載でございますね。

はい。

次のページ、甲6号証の最終ページですけれども、ここの真ん中辺りに右上2番、1番、左上1番について、メタルコアインプと、インプレッションの意味ですね、とあって、その下に歯周治療用装置とあって、これも本件で問題となっている被覆冠なんですけれども、この前後の治療経過に照らして、先ほどの治療計画書に基づくという以外の要件ですね、2つの要件、それの該当性という点ではいかがなんでしょうか。

治療計画書並びに診療録に記載されていないということから、この歯周治療用 装置が用いられるに至った経緯はここからは分からなくて、診療録上は確かにそう いうものを装着したという記載にとどまっております。ですから、これは歯周治療 用装置の算定要件には該当しないというふうに考えられます。

最終的な治療を行うまでの間という観点からはどうでしょうか。

実際には6月6目に治療を始めまして、それでメタルコアの印象を採って、その後12日に1回やっておりますが、ここでは暫間被覆冠を同じ部位に用いております。

それでその次にもう既にできたものをセットしていると、メタルコアと並びに硬質レジン前装冠をセットしているということで、この間、1週間という期間になります。それで1週間の間、歯周治療用装置を行って、それで歯周治療が十分効果を発揮できるとは思えない。これはあくまでも最終的な段階である、この場合には歯冠修復になりますけれども、歯冠修復を始めたということになりますから、ここに6月12日の欄に「TEK」と書いてありますが、これは同じ部位に歯周治療用装置を入れながら被覆冠を入れて、ここは算定できないというふうに言っているので、まさに暫間被覆冠そのものであるということが示されていると思います。

先ほど残存歯の保護と咬合の回復というのは、歯周治療に役立つものを言うんだということでしたが、その観点からは。

被控訴人代理人

そういう表現でしたか。違うと思いますけど。もう1度聞いてください。先ほどお尋ねになったのは、暫間被覆冠でも咬合の回復に役立つかどうかということをお聞さになって、先生がお答えになったのは、歯周治療の目的かどうかが違うだけであって、咬合の回復の目的には合うんだという御証言を先ほどされたと思いますけれども。

控訴人指定代理人(近藤)

じゃ、もう1度お尋ねしますけれども、先ほどの3要件の最後の残存歯の保護と咬合の回復というのはどういう意味でしょうか。

歯周治療を行う間に、残存歯の保護なり、あるいは咬合の回復を行っていくということが歯周治療の効果を上げる上でも必要な事柄ですので、これを治療用装置をもってそれを期待しているということになっているということだと思います。 じゃ、本件の患者Aさんの被覆冠ですね、これはその要件に該当しますか。

該当しないと思います。

その理由をお聞かせください。

これはもう既にメタルコアに入ってるということが1つです。メタルコアを印象採得したというのは、先ほどの御説明のとおり歯冠修復に着手をしたということになります。ということは、歯周治療が一応これで完了したので、次の最終的な治療に移行したというふうに読めるということが一つです。それから、残存歯の保護と咬合の回復のためにということですと、これはメタルコアを、印象を採って、その後そこに付けたということになっておりますので、もちろん歯周の治療はやってはおりますけれども、これをもって歯周治療が、よりこの歯周治療用装置を入れることによって効果が上がったとは見えないということになりますので、そうしますと、これはどうしても歯冠修復を行なっていく一連の処置の中で暫間被覆冠を装着し、それを歯周治療用装置として請求したというふうに考えられます。

(以上佐々木和枝)

甲第7号証を示す

これ患者Bさんのカルテですけれども、3ページ目に、これやっぱり精密検査に「OB」

という記載があって、これは同じ趣旨でございますね。

はい。

それから、治療計画書にも、歯周治療用装置の装着予定の記載はないんですけれども、これも先ほどの患者Aさんの場合と同じことが言えますか。

はい。これは一般的な歯周治療を行うという計画が記載されているとすぎないと思います。同じく甲7号証の後ろから4枚目を示しますが、7月4目という日付があって、これ一番下の欄に、右上6番5番4番について、「ダミー切断」という記載がありますね。

はい。

これはつまり古いブリッジのダミーを切断したということですか。

はい、そういうことだと思います。

次のページですけれども、右上6番について、「歯周治療用装置ヒフク冠」という 記載がありますね。

はい。

もうちょっと下のほうにいって、7月12日、今度、右上5番と4番について同じような記載がありますね。

はい。

これ、本件で問題になっている被覆冠ですけれども、これらの被覆冠は、治療経過から見て、最終的治療を行うまでの間という要件と、それから、残存歯の保護と咬合の回復のためという要件を満たすものでしょうか。

本件の初診が前年の12月の7日ということになっております。したがって、半年以上経過した後に、この治療が行われているということでありまして、先ほど申し上げたように、もし歯周治療上不都合があって、全部鋳造冠ですけれども、全部鋳造冠を含むダミー、ブリッジを除去するという必要があるならば、これは、歯周治療のために必要ならばもう少し前の段階にやらなければ意味がない。もし、これがこの段階で出ているとすれば、この半年間、何を治療してきたのかということになってきます。しかも、先ほどの検査の結果から見ますと、ほとんど異常がないという状態で、次の処置にいっておりますから、これは明らかに歯冠修復に移行した後に行われた処置としいうことになると思います。

そうしますと、先ほどの二つの要件には該当しないということでしょうか。 そうですね。

被訴人代理人

歯周治療用装置と暫間被覆冠の違いについて先ほどお尋ねを受けていらっしゃいましたが、歯周治療用装置も、暫間被覆冠と比べて、材質や形状で違いはありますか。

ありません。

端的にこう聞いてよろしいでしようか。歯周治療の目的で保険点数の要件を満たして装着されるもの、これを歯周治療用装置と呼び、その後の、つまり要件を満たさ

ないもの、これが暫間被覆冠ということ、これでよろしいですか。

要件を満たさないという言い方はないですね。もう少しきちんと言ってください。

暫間被覆冠として使う場合でも、咬合の回復の機能、これはありますか。

それはあります。

暫間被覆冠に、残存歯の保護、こういう目的もありますか。機能はありますか。 残存歯そのものの保護はしているわけですね。

そういう機能もあると。

はい。

先生は歯科医学での御専門は何でいらっしゃいますか。

口腔衛生です。

歯周治療学を御専門として学ばれたということはございますか。

ありません。

歯周治療にかかわったことはございますか。

ありません。

P1型及び治療計画書の関係で伺っていきますが。P1型が導入されたのが昭和60年の3月からと。これでよろしいでしょうか。

はい。

ごく簡単で結構ですが、P 1型というのはどういう治療の方式を言うのでしようか。 計画的に治療計画書に基づいて、それで治療を行っていくということでありま して、計画的に行うということは、歯周治療が完了してからでないと、その後の治 療を行ったのでは、歯周治療そのものの効果が上がらない。土台がしっかりしてい ないわけですから、その上にかぶせたり作ったりしても、それはうまくいかないと いうことになりますから、それを、まず順序を追ってやっていくということを、60 年から始めようということで、新しく点数を作ったものですね。

医療保険の改正で、P 1型を採用するにあたって、歯周治療の専門の方が委員の中に入っていたということはございますか。

歯周治療につきましては、歯槽膿漏の治療指針というのが30年代にありまして、それを用いてやっていたんですけれども、先ほど申し上げたように、対症療法が中心で、計画的なものになってなかったということなんですね。それを受けて、日本歯科医師会のほうで、歯周疾患治療指針というものを。

すいません、端的にお答えいただければ結構なんですが。

何を聞きたいんですか。

ですから、先ほどの質問とおりなんですが、歯周治療の専門の方が、その委員の中に入っていましたかと。

だから今、日本歯科医師会がと申し上げているわけです。日本歯科医師会の中にそういう委員会ができまして、その委員会から答申が出て、それを受けて、歯科医師会としても、これは直してもらえないかということが出て。点数の改正のときでないと直せませんから。そういう時期をとらえて直したのが昭和60年の改正だっ

たということですね。

日本歯科医師会のチームのようなものがあって、そこの中に歯周治療の専門家がいただろうと、こういうことでしょうか。

いいえ、治療指針を検討する委員会が日本歯科医師会の中にできておりまして、それで、答申が58年に発表されてます。その答申は、歯科医師会の会員のみならず、厚生省のほうにも回ってき下おりましたので、それを見て、それで、改正をするときに、その方針に沿って改正しようとしたわけです。ですけれども、全部それに切り替えるということが、残念ながらその当時としてはできませんでした。で、P1型というのと、それから、従来どおりの診療を認めるという形、つまり、対症療法をして、歯周治療をしながら、欠損補綴なり歯冠修復しても、それは認めると。そのかわり、点数のウエートが違ったわけですけれども、そういうものを残した形で、新しい点数表を作った。ですから、基になる考え方は、歯科医師会の出された歯周疾患治療指針というものが出されておりまして、それに、ほぼのっとって点数を更正したということでございます。

厚生省のP1型導入にあたって検討するチームの中に、歯周治療の専門の方がいたかどうか、この点はどうですか。

それは、実際には。

いたかどうかだけで結構なんですけれども、

厚生省の中にはおりません。しかし。

結構です。P1型とP2型の区別というのは、昭和60年3月から採用されましたが、 現在は廃止になっていますね。

はい。

いつ廃止になりましたか。

平成8年に廃止になりました。

なぜ廃止になったんですか。

だんだん、P1型が普及をしてまいりまして、それで、日本の、これは歯科医師のみならず、患者さんのほうにも、計画的な診療を行っていくということが普及してまいりました。そうしますと、従来行ってきたP2型というのを残しておくという必要がなくなってきたということがあると思います。それから、どうしても二本立てになっているということで、今問題になっておりますように、非常に紛らわしい治療を行う歯科医師がいたということも事実だと思います。

普及したからだという御説明でしたが、P1型についてはいろんな批判があって、維持できなくなった、あるいは、実際にはほとんど普及しなかったのではなかったですか。

いえ、そんなことありません。社会保険の診療個別調査というのがありますけれども、その中で見ていきますと、歯周治療の中で、1割以上のものをP1型が占めてやっているということになっておりました。

普及しているのは10パーセント程度でしたね。

はい、そうです。

P1型が採用になってから、先ほども聞きましたが、いろんな批判が沸き上がったということ、これはありましたね。

それは私のほうには直接は聞こえておりません。

直接間こえてきたかどうか知りませんが、あなたはそのことは御存じありませんか。 いろんな意見はありました。

批判があったのではありませんか。

批判というふうに聞くかどうか分かりませんけれども、どういうふうにしたらいいかということについての意見は出ましたし、それに応じて対応もし、訂正もしてまいりました。

P1型が採用されて4か月半経過した時点で、P1型の普及率がわずか0.1パーセントだったということは御存じですか。

何をもってそれを言われるのか分かりませんが、証拠があればそれを認めます。 甲第21号証を示す

24ページのところですけれども、ここのところに、「医療の本質を歪められた保険診療」とありまして、今回の保険改定の下で既に4か月半の月日がうんぬんとあって、5番目あたりに、実に0.1パーセントに満たないとなっている、こういう指摘がございますね。

これはそういうふうに言っているだけですね。これ、いつですか。7月ですね。 7月ということは、まだ、4か月たったのでと、この雑誌が出たときにはそうかもしれませんけれども、この原稿が書かれたときには、そういったことは分からなかったはずです。

こういう記載があることはお分かりですね。

そういう意見があったということは、そこに書いてあったんでしょう。 採用後2年たった時点で、普及率が3パーセントにすぎなかった、これは御存じです か。 存じません。

甲第22号証を示す

26ページですが、日本歯科医師会の常務理事の方の発言の中に、左、「大浦」とあって、「2型が97%、1型が3%」という数字がありますね。

はい。これは当初ということですから、初めですね。当初というのは、始まったときにということですね。当初聞かされましたということですよ。

しょせんは3パーセント、実際的に余り大きな違いがなかったために実施後既に2年もたつのにこの状態ですと。

この状態というのは、この3パーセントかどうかは分かりません。そもそもその雑誌に書いてあることは真実とは言えませんよ。 どうしてですか。

証拠が全然ないですから。何に基づいてそういうふうに言っているかということがないものを、単に書かれておることをもって証拠として出されるというのは、 見識がなさ過きますよ。私どもは証拠に基づいた、行政もやり、また、それに基づいて治療を進めてきたつもりです。 P1型の治療に対して、あなたの耳に届いたかどうかあれですが、初診から適応検査をクリアして、しかも、1か月たたなければ、指導管理、「型の精密検査や歯周初期治療ができないのはおかしいじゃないかという批判だとか、オレリーのプラークスコアで、20パーセント以下にならないと適応検査をクリアできないとか、こういう問題だとか、治療計画書が画一的で、かつ、非臨床的、非現実的なものだったとか、再評価の算定がうんぬんかんぬんだとか、こういう批判があったことは御存じですか。

そういう批判が出たんでしょうね。

でしょうねというのではなくて、御存じですかと聞いているんです。

私は知りません。

あなたは厚生省には、いつまでいらっしゃったんですか。

平成5年までおりました。ただし、保険の仕事はやっておりませんよ。昭和62年以降はやっておりませんですよ。

そうすると、60年以降にP1型が導入された以降に、2年間はやっていらっしゃったけれども、それ以降のことは分からないんですか。

担当しておりませんからね。行政官としては。

批判があったかどうかについての事実も、あなたは聞こえてこなかった、分からな かったということですか。

はい、全然別の部署に就いておりましたから。

P1型導入後の批判の一つとして、治療計画書が繁雑だとか、あるいは画一的だとか、そういう批判があったこと、これは全然聞いたことありませんか。

画一的というのは、形式は画一的ですけれども。

そういう批判があったことは御存じですかと。

中に記載することは画一的じゃないんです。画一的に書いちゃ困るんです。それぞれ患者の状態によって書くようにという指導をしてきたんですからね。それを今ここで、画一的にあったと決めつけないでください。

そういうことを聞いているのではなくて、そういう批判があったことは御存じですかと聞いているんですよ。

そういう批判があったから、多少変えてきました。しかし、内容は変わっておりませんよ。形式を変えたり簡略化しても、記載すべき内容について、変えたことは全くありません。

甲第11号証を示す

こういう雑誌も御存じないですか。

雑誌があることは知ってます。

17ページのところですが、「治療計画(書)とは」というところで、「臨床所見、症状の経過、評価、実施予定の療法および療養上の指導計画等が記載されているものをいう」「とあるが、その後の疑義解釈通知により、『書』といった形式にとらわれることなく、カルテのなかでも、別紙にでも、大掴みに診療の流れを記入し、それを念頭に診療を進めれば良いわけで、形式にとらわれることなく、実用的なメモ

書きでよいことになった。」こう記載があることは分かりますね。

疑義解釈通知そのものではないので、この記載については私は存じません。 御存じないですか。

疑義解釈通知そのものを出してください。

甲第12号証、甲第13号証を示す

甲12号証、これは岩手県の保険医協会が作成した治療計画書の様式です。甲13号証、これは岩手歯科医師会が作成した治療計画書のガイドブックです。甲12号証、治療計画書の書き方として、治療計画書のところ星印がありますが、ここに1)や2)を書くような形になっているようですね。

はい。

甲13号証ですが、127ページのところですけれども、「治療計画の立案・修正」とあって、書き方が書かれてますね。

はい。

これも1)2)というようなものを書き入れると。

はい。

126ページを見ますと、真ん中ほどに「治療計画の立案」とあって、ブロックごとに、このように1)とか2)とかというふうに記載すると、そういう指示がされてますね。

はい。

これらの様式の治療計画書で、例えば、治療用装置を使いますとか、その他、これから予定している処置を書き入れることは可能でしょうか。

「その他」という欄がありますから、「その他」というところに書き入れることは可能です。定型的に書いてあるもの以外に、「その他」という欄があります。 もう1度示します。

ここに、「その他」と書いてありますね。ですから、「その他」のところに書けばよろしいわけです。

これは、「その他」というのを丸で書き入れることになっているんじやないですか。

「その他」というのは、「その他」じゃ何があるか分からないわけですから、「その他」の内容書くのが当然です。というのは、SRPとか、PCurとか、ソウハ術とか、各々具体的に書いてあるわけですから、「その他」は何をやるかというの書くの当たり前ですよ。

書くスペースがありますか。

十分ありますよ。「その他」という、これだけ空いているわけですから。 P 1 型で、保険点数を算定されるために治療計画書に基づかなければならないとされているのは、歯周治療用装置だけではないですね。

はい。

甲第23号証を示す

ここに書かれているような、適応検査とか精密検査とか再評価検査とかPの指導管理だとか、これらもそうですね。

ここに書かれていること、これは計画書に書くことじゃなくて、検査は検査結果として書き、それから、あと予定しているものについてはそれを書くということになっているので、これそのものが治療計画書に書くそのものではありません。甲23号証の左側に書かれているものも、治療計画書に基づく場合に算定されるものでしょう。

そうです。

今のお話だと、そうすると、適応検査、精密検査、歯周初期治療、Pの指導管理、 再度の歯周処置、これらは、いちいち治療計画書に書かなくてもいいということで すか。

今言われたのは、ここに、検査の項目とか、そういったものを治療計画書に書く必要あるかと言われたから、これは検査の結果を記すのであって、治療計画書に書かなくていいということを申し上げたんじゃないんです。これらの事柄については、すべて治療計画書に記載をされて、それで行われるということになるわけですし、再評価検査をした後で、もし治療内容に変更があれば、変更があるということを書くわけですから。その証拠になるのは、再評価検査をやったということに基づいて書かれるわけですから、当然それは、治療計画書に記載されるということは当然のことですね。

先ほどは治療計画書に書く必要ないという趣旨のことをおっしゃったんですが、これらも治療計画書に書かないと、保険点数は認められないんですね。

治療計画書に基づいて行ったものでなけれぱ認められないということです。 治療計画書に書かれなくてもいいのですか。

もちろん、その内容は書かなきゃいけないでしょうね。

つまり、歯周治療用装置だけではなくて、P1型で保険点数が認められる、つまり治療計画書に基づかなければ認められないとされているものは、甲23号証に書かれている欄にもあるわけですよ。先生の御見解では、これらの治療を全部、治療計画書の中に書き入れないと、P1型の治療として保険点数を認めないという趣旨なのかどうかということです。 そういうことではないです。治療計画書に基づくというふうに書かれたものに限って記載をするということになっておりますし、そのことは治療予定の中に記載するという事柄かどうかというのは、歯科医師が判断するので、あなたが判断することじゃないんですよ。

ちょっと質問に答えてくれませんか。私の質問の意味分からないでしょうか。

歯科医師が、そこにいるけれども(被控訴人を指示)、あなたがやったときに、 それを分かるように書くのが、治療計画書の趣旨なんであって、治療計画書の中身、 それを逐一全部書かなければならないということではありません。

P1型で治療計画書がある場合にのみ保険点数が認められるものでも、心ずしも治療計画書に書かなくてもいいと、こういうことですね。

だから、事柄によるわけです。治療予定のちのについて書いてないものを請求 したからといって、それは治療計画書に基づいたといっても、証拠がないわけです から。歯周治療用装置を使って行うんだということを書いてないものについて、保 険のほうで支払うということはできないわけです。だから、必要があるものについては記載するのは当然のことです。それを、記載しなくていいのがあるから記載しなくても請求していいというのは、これは架空請求になります。

裁判長

証人の言っているのは、飽くまでも計画書に書いてなければ請求はできないんだという趣旨です。ただ、ここに書いてある項自は、いろんなことによって点数の評価がなされるんだけれども、これを全部書けと言っているんじゃない。やろうとした計画のものは書いてもらわなければならないし、その計画に基づいてしか請求は認められないと、こういう趣旨のようですよ。

はい、そのとおりでございます。

被控訴人代理人

先ほど示した治療計画書の中に、治療を予定し、請求もしようと思っているものについては、書いておかないと請求はできないと、こういうことですか。

治療計画書に基づくものという条件があるものについては、書かなければいけないですね。歯周治療用装置というのは、それに該当する項目になっているわけです。

適応検査、精密検査もそうですよね。

これはしなかったら治療計画が立てられません。

それは書かなくていいのですか。

結果を書くのは当然です。

精密検査や、そういうのをやるということは、治療計画に書かなくていいのですか。 治療計画じゃないんですよ。それ行うというのは、治療計画を立てるために必要な検査なのであって、検査をやるという計画はあるはずないです。検査をやった結果、治療計画に基づいて、やるかどうか。適応検査をしたときに、これはP1型ではいかないということになれば、P2に移行せざるを得ない。そういうことを調べるために検査をするのでね。それを全部、治療計画の中でやるのか、初めからP1ならP1というふうに決めつけて、それで治療を行うということになる。それは趣旨が全然違うんです。

歯周治療用装置の算定要件の中での、最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間という、この要件に関して伺います。補綴時診断料というのございますね。

はい。

医療保険規則では、欠損補綴を行うに際して、補綴時診断料が算定されると、こうなっていることは御存じですね。

はい。

甲第18号証を示す

「補綴時診断料は、患者の当該初診における受診期間を通じ、新たな欠損補綴及び 床裏装を行う場合に、着手時点において1回限り算定できる」となっていますね。 はい。 これはよろしいですね。

はい。

この補綴時診断料は、医療保険規則上、欠損補綴の着手時点において認めるんだと、 算定するんだと、こうなっていましたね。

そうですね。

補綴物の印象採得が行われた場合の、補綴時診断料の算定については、最初の補綴物の印象採得時に、補綴時診断料を算定して差し支えないとされていたのは御存じですか。

はい。

甲第19号証を示す

ここに出てますが、一番下の左側ですが、「補綴時診断料は着手時点となっているが、印象採得を行った場合、最終時点で補綴時診断料を算定するのか。」という質問に対して、「最初の印象採常時に補綴時診断料を算定して差し支えない。」と、こうなってますね。

はい。

つまり、医療保険規則上、補綴時診断料は、欠損補綴の着手時点において算定する ものとされていて、そして、補綴物の印象採得が行われた場合の補綴時診断料の算 定は、最初の補綴物の印象採得時に算定していいんだと去っているんですね。

はい。

これは補綴物の印象採得が行われた場合に、診療報酬算定規則の上では、補綴物の 印象採得の時点が欠損補綴の着手認定になると、こういうことではないんですか。 あなた、それは全く誤解しているんです。

どうなりますか。

それは、欠損補綴という部分に関してはそのとおりですけれども、歯冠修復という行為があります。

今、欠損補綴のことを聞いているんです。

関連するんですよ。

まず、欠損補綴は私の理解でいいのでしょう。

欠損補綴そのものでしたら、そのとおりです。

欠損補綴の場合、最終的治療としての欠損補綴の着手時点というのは、補綴物の印 象採得のときと、こういうことになるんでしょう。

そのとおりです。メタルコアは違いますよ。そこを取り違えて判断されるのは 誠に迷惑な話です。

甲第25号証を示す

いつ出たものですか。

日本歯科医師会の雑誌ですが、85年ですね。61-845と書いてあるページのところの 左側(4)のところに、「歯冠修復及び欠損補綴との関連について」とあって、1)の ところに、「治療計画書を作成して歯槽膿漏症の治療中に、必要があって保存修復、 メタルコアの装着、有床義歯の修理及びリベースを行うことは差し支えないか。」 という質問がありますね。

はい。

それに対して右のほうに回答がありまして、歯槽膿漏の治療中にうんぬんかんぬんの指針の、第4歯槽膿漏症と他の口腔疾患とが共存する場合の治療にあたり注意すべき事項を勘案して、必要に応じて並行して行って差し支えないと、こういう回答になっていますね。

はい。

ですから、これによると、P1型で治療計画書を作って歯周治療をしているときに、 メタルコアの装着をすることは、必要に応じて並行して行っていいと。

いえ、そういうふうに直接答えてないんです。「歯槽膿漏症と他の口腔疾患とが共存する場合の治療にあたり注意すべき事項」というのがありまして、これは1ページにわたって書いてあります。その事項を勘案してやるということ、なんでもいいということではないのです。ですから、それらを勘案した場合には、メタルコアの装着と歯周治療を並行して行っていいよということでしょう。

はい。

ですから、メタルコアを装着したら、すべからく歯周治療ができないということではないですよね。

ええ、そうですね。

(以上 中西美千子)

甲第14号証を示す

212ページ。事実だけを確認しますが、これは「Dental Diamond」という昭和61年の雑誌です。その症例の一つとして、事例が一つ載ってますけれども、このような記載があります。何月か分かりませんが、10日の日に、左下五、六の歯についてメタルコアのための形成インプレッションをして、同じ歯について18日にメタルコアをセットして、それから25日に同じ歯に被覆冠をセットして、右のほうに「50×2」とありますから保険請求をしていると、こういうケースですね。

そうですね。

このケースでは、メタルコアをセットした後に、歯周治療用装置を装着してるという。

厚生省は認めておりません。

それは結構です。認めてるかどうかではなくて、そういう事例のようなんですが、 それをですから、この事例では少なくとも、メタルコアを装着後にも歯周治療用装 置を使っていいんだと、保険請求できるという前提で、この記載はされてますよね。 間違った記載です。

間違ってても、そうなってますね。この事例のように、メタルコアを装着した後で、 歯周治療用装置を使うということは、歯周治療ではごく普通に行われているのでは ないですか。

そのように思いません。

どうして思いませんか。

そういったケースは、非常に少なしと思っております。

少ないですか。

はい。

そのことのほうが望ましいと。

そもそもI型が10パーセントしかない、3パーセントしかない、先ほど言ったとおりです。その中でそれを行うケースというのは、ごくわずかです。

歯周治療の実際のことを聞いてるんですよ。

あなたはさっき、3パーセントしかなかったと言われるから言ってるんです。 この事件で証人に出ている鴨井先生も、同じ趣旨の証言をしていることは御存じで すか。

どんな趣旨ですか。

原審第16回口頭弁論証人鴨井久一の速記録を示す

25丁の裏の中ほどに、「原告御本人は、前回、メタルコアというのは、かなり治療の早期に入れることもあると、で、それから歯周治療に入る場合もあるというようなことをおっしゃっているんですが、P1型の治療で、そのような手順を踏むという場合がありますか。」という質問に対して、「先ほど申し上げましたように、初期治療というか、基本的なところで歯内療法、根管治療するわけですよね。根管治療が終わって、こういうメタルコアを作って、いわゆる治療用の被覆冠をお入れになって、そして歯肉の炎症を取っていくとか、あるいは、それに対しての、炎症がどういうふうに治っていくかということを見るということで、その歯周初期治療のどこでコアを入れて推移を見ていくと、再評価あるいは検査をしながら見ていくということは、あり得ると思いますね。それが、いわゆる「型の治療としては、私は望ましいんではないかと思います。」と答えています。

ところがここで、テックというふうに考えているので、これは歯周治療用装置 じゃないというふうに言っておられるんですね。そのとおりだと思います。 これは、6月6日の歯周治療用装置のことを聞いてるんであって、一般論として。

事件に関連したものとして言ってるわけですから、それはテックであって、歯 周治療用装置とは言えないと言ってるわけですからそのとおりだと思います。 あなたの御見解ですと、メタルコアを装着した後は、歯周治療用装置をつけること はできないと。

時期によると申し上げているわけですよ。半年もやってきて、後の1週間でそれをやるなんて、そんなばかな治療がどこにあるかというんですよ。患者をだしにしてるんだ。

裁判長

そういうのはないと. 思うということですね。

はい。

(以上 穐利るり子)

仙台高等裁判所第3民事部

裁判所速記官 佐々木和枝 裁判所速記官 中西美千代 裁判所速記官 穐利るり子

証人調書

(この調書は、第3回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事件の表示:平成12年(ネ)第514号 期日:平成13年7月4日午後1時30分

氏名:石井拓男 年齢:53歳

住所:千葉市稲毛区園生町1267番地2

宣誓その他の状況:裁判長(官)は、宣誓の趣旨を説明し、証人が偽証をした場合

の罰を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。

陳述の要領:別紙速記録記載のとおり

以上

官誓書

良心に従って、本当のことを申します。

知っていることをかくしたり、無いことを申したりなど、決していたしません。 このとおり誓います。

証人 石井拓男

速記録

(平成13年7月4日第3回口頭弁論)

事件番号 平成12年ネ第514号

証人氏名 石井拓男

控訴人指定代理人(近藤)

乙第31号証を示す

最後の3ページ目に先生の署名押印がございますが、これは先生の陳述書に間違い ございませんね。

はい、間違いありません。

ここに書かれた内容については、間違いはございませんか。

はい、間違いありません。

先生は、平成5年1月から平成7年の6月までの間、厚生省保険局の歯科医療管理官を 務められましたね。 はい。

歯周治療用装置の3要件については、昭和60年3月に保険発11号通知が定められて、で、平成6年3月に保険発25号通知で出し直されておりますね。

はい。

先生は、この25号通知の発出に、厚生省で中心的なお立場で御関与されたということでよろしいですか。

はい。

乙第11号証を示す

これは25号通知ですけれども、206ページに「4、歯周治療用装置」という項目があって、(1)というところに、いわゆる3要件が定められていますね。

はい。

これは、当初出された11号通知書と、要件自体は変わっておりませんね。

変わっておりません。

25号通知を発出するにあたって、歯周治療用装置の算定要件を見直そうというような議論は、厚生省内部でございましたか。

それはございません。

そうしますと、11号通知をそのまま踏襲したという理解でよろしいでしょうか。 そのとおりです。

先生が、25号通知作成に関与された当時の、歯周治療用装置の要件の解釈について 伺っていきますが、「治療計画書に基づき」という要件、これは先生が管理官をさ れていた当時、どのような解釈がされておりましたでしょうか。

これは、当初と変わりませんから。

そうすると、例えば、実施予定の療法については、治療計画書にそれは記載しない と点数は認められないと、こういう理解でいいんでしょうか。

そのとおりです。

そうすると、例えば歯周治療用装置の装着を予定したのであれば、あらかじめ治療 計画書自体に記載しないと、点数は認められないということでしょうか。

そういうことになっております。

例えば、厚生省のほうで、カルテ本体に歯周治療用装置の記載があれば、治療計画 書には記載を省いていいといったような運用を、認めていたというようなことはご ざいますか。

そういう通知は出ておりますですね。

それは、今おっしゃった通知というのは、治療計画書に記載がある場合には、カル テ本体のほうには重ねて記載を要しないと、こういう通知のことですね。

そういうことですね。

そうすると、計画書に書いてなくても、ほかのどこかに書いてあればいいということではないわけですね。

そういうことではありません。計画書に書いてあるということが前提です。 甲第11号証を示す 「Dental Diamond」という雑誌の17ページに、「(8)治療計画(書)とは」という項目の中で、「その後の疑義解釈通知により、『書』といった形式にとらわれることなく、カルテのなかでも、別紙にでも、大掴みに診療の流れを記入し、それを念頭に診療を進めれば良いわけで、形式にとらわれることなく、実用的なメモ書きでよいことになった。」というふうにあるんですけれども、こういった疑義解釈通知というのは存在するんですか。

いや、こんなことはありませんですね。

ということは、その雑誌に書いてあることは誤りですね。

ええ、厚生省としては、こういうものを出したということはありません。 甲第13号証を示す

これは、岩手県歯科医師会の平成9年8月の会員ガイドブックなんですけど、127ページを見ますと、治療処置を1)2)というふうに番号化して計画書に書くような書式が示されているんですけれども、岩手県の医師会でこういった書式を使っていたということは、お聞きになったことはありますか。

いや、ございませんが。

じゃ、厚生省で、そういった記号とか番号で、治療計画書を記載するような形式でいいというようなことが、議論されたりということはございましたか。

いや、そういうことはありません。

先ほどの乙第11号証を、もう一度見てください。191ページの(17)という項目ですが、先ほど先生が御証言になった通知のことなんですけれども、「治療計画書に関しては、治療上必要な事項を精密検査表に記載した場合療養上特記すべき事項を除き、治療計画書が診療録に付随するものとしてこれと一体とみなすことができる状態で作成されている場合には、治療計画書に記載した所定の事項をさらに診療録に記載しなくても差し支えない。」と、こういうふうになっていますね。

はい。

これは、先ほど私がお聞きしたんですが、治療計画書には実施予定の処置が書いてなくちやいけないということが前提で、ただその場合に、治療計画書と一体をなすカルテのほうに二重記載ですね、つまり重ねて同じことを書く必要はないですよと、こういう意味でよろしいですか。

そういうことです。

それから次に、歯周治療用装置の要件のうち、「最終的な治療として歯冠修復及び 欠損一補綴を行うまでの間」というのがございますね。

はい。

この要件の意味ですけれども、これは先生が管理官をされていた当時の解釈というのは、どういうことになりますでしょうか。

これは当初と変わっておりませんですから、歯肉に害をなすような具合の悪い 歯冠修復物等があった場合、それを除去することは必要となりますが、それを除去 して、そのままでは隣の歯が倒れてくるとか、上の歯が、かみ合わせしている対合 の歯が動くとか、具合の悪いことが起こりますので、咀嚼をさせておくということ も重要なことですから、そのために、この歯周治療用装置というものを入れまして、で、その間に歯周に対する治療も行い、歯周の状況が改善したところを確認した上で、最終的な補綴物等の処置に入ると。その間をやるわけですね。「最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」というのは、そういうことですね。歯周治療を、例えば辺縁不適合物がありますよね、それを除去して、歯周治療を進めてきて、支台築造ですね、いわゆるメタルコアの型をとったと。それで、その段階に入ってから被覆冠を装着した場合、もうメタルコアの印象採得に着手したということは、これは最終的治療に入ったというふうに考えてよろしいんでしょうか。

それは、「型でやってる場合ですよね。

ええ、「型で。

いわゆるI型でやってきて、その今の歯周治療用装置があるなしにかかわらず ということでしょうかね。

つまり、辺縁不適合物を除去しますよね。それで、あっそうか、辺縁不適合物を取ったということは、そのままにして歯周治療を進めるということはできないので。

ええ。それがもし状態が悪ければ、その辺縁不適合物があって、それれは歯周 組織に対して為害作用があるとかいうことが確認されていれば、当然、除去すると いう計画を立てるでしょうし、その後、改善を見計るまでの間は、歯周治療用装置 をセットすべきというふうに想定するはずですから、それも計画書に書かれてあり ますからね。で、計画書に基づいて歯周治療用装置をセットして、改善を見計らっ て歯冠修復に入れば、それはもう歯周は改善したと。で、最終段階に入ったという ふうにみなされると思います。

「残存歯の保護と咬合の回復」という要件がありますね。これは、どういう意味なんですか。

残存歯の保護というのは、歯冠を外しますから、基にある歯質がある程度崩壊したものが残っております。そのままですと、咀嚼したり物をかんだりすると、壊れる可能性がありますから、やはり人工物でカバーしておかなくてはいけない。それから、対合歯と隣接歯ですね、そのまま透き間があいてますから、隣の歯がそこに倒れかかってきて、スペースがなくなることがある。それから、かみ合わさっている上ないし下の相手の歯が動いてまいりますので、スペースがなくなる。ですから最終的な補綴物を入れる間は、そのスペースを確保しておいて、露出した歯質に直接、為害性のある食片が当たらないように保護することが必要だということです。そのままの状態に、つまり、歯を古い修復物を取った状態で、そのまま治療を進めると、歯周治療に何か悪影響があるんですか。

それは、歯周率患の状態によると思いますけれども。歯周疾患の状況の悪い場合は、当然、普通にないような状況で、直接食片がその深部に当たったりというようなことが起こりますね。その歯牙の歯質にも、歯の種類にもよりますけれども。暫間被覆冠というものがございますね。で、歯科点数のルール上は、歯周治療用装置については、1歯につき50点とか、1装置750点とか、独立の点数が認められていて、暫間被覆冠については、一連の最終的な処置の点数に含まれるというふうにさ

れてますね。こういうふうに扱いが違う理由というのは、どういうことなんでしょうか。

歯周治療用装置というのは、繰り返して言いますけれども、治療計画書に基づいて計画的に歯周治療を行うという、計画の中で位置付けられるものですから、そのもの自体が歯周治療に対しても意味があるということで、特別な点数評価がされていると。暫間被覆冠というのは、歯周疾患とは関係なく、齲蝕で崩壊した歯冠を修復する場合の一過程の中で削ったりしますから、そこで露出した歯質とかなくなったスペースを、露出した歯質を保護し、なくなったスペースを確保する、そのために用いているわけですので、これは一連の流れの中に入って位置付けられていますから、それ自体は特に点数化されていない。

暫間被覆冠というのは、歯周治療が進んで、その最終的治療に入れるくらいまで、 それは改善された状態で用いるということでいいんですか。

それは、歯周治療とはかかわりなく、歯周治療をやっていて、まあI型と2型で取り扱い違うんですけれども、計画的にやってるんであれば、歯周の状態が改善して、これから歯冠修復に移ると。そうすればそのときには、先ほど言った歯冠修復の一連の流れの中に暫間被覆冠というものが登場するわけですね。

じゃ、歯周治療とは関係がないということですか。

ええ、そこで起こってくれば、歯冠修復の一連の中に入ってくる。最終的な処置の一環だということですか。ええ、I型の場合だと、そういうふうになります。 甲第6考証を示す

患者Aさんのカルテですけれども、3枚目に「治療計画書」というのがございますが、これは本件では、歯周治療用装置を装着したものについて点数が認められるかが問題になってるんですけれども、この治療計画書を見ますと、歯周治療用装置の装着予定の記載はございませんね。

ないですね。当初にはないですし、その後の変更も。

次のページの「再評価検査」ですか。

やって、その後の治療計画書を必要とすれば、変更が書かれるんだろうと思う んですが、それもないですね。

そうすると、これは「治療計画書に基づき」という要件には、該当するんですか。 この場合は、治療用装置は想定してないですから、このケースで治療用装置は 算定できない。

そうすると、例えば今のお話をまとめると、当初の治療計画書に記載がなくても、 その後の再評価検査の結果に基づいて、治療計画の変更の中で、その後で必要にな ってきたなら変更欄に記載をしなくちゃいけないということなんでしょうか。

そうだと思いますね。

同じく甲第6号証の最終ページを見てください。6月6日に、右上2番1番と、左上1番の歯についの治療の記載なんですけれども、「メタルコアーimp」、「歯周治療用装置ヒフク冠set」と記載がございますね。これは本件で問題になっている被覆冠なんですけれども、メタルコアのインプと記載があるので、メタルコアの印象採得

と歯周治療用装置の装着を、同じ日にやっていることになりますね。 はい。

こういったカルテの記載からして、その最終的な治療を行うまでの間とか、あとは 残存歯の保護と咬合の回復のために用いられた被覆冠だというふうに言えるんで しょうか。

いや、これは治療計画書に記載がありませんので、これ自体は歯周治療用装置 としては認められないものになります。そもそもそこの要件で、もう駄目だという ことですか。

はい。

これを見ますと、メタルコアの印象採得を6月6日にやっておりますね。 はい。

それで同じ歯について、6月13日に、これはメタルコアをセットですか、「銀合金メタルコアーset、失PZ硬質レジン前装冠」と記載がありますね。これは、6月13日に、右上2番1番と左上1番についてメタルコアをセットして、「失PZ」というのは、これは歯を削るということですか。

そうですね。

それで、「硬質レジン前装冠」という修復物を入れたということですか。 そうですね。

治療計画に基づくという要件はさておくとして、今御覧いただいた治療計画からして、ほかの要件との関係ではいかがでしょうか。

かなり長い間ずっと治療されてきていますし、再評価の、これは6月ですか、 歯周の状況というのは悪くないですよね、もうこの1番2番の形成しているときには。 だから、歯周状態はよくなったということで、「型でやっておられるわけですから、 最終処置に入られたんだと、そういうふうに思います。

本件の場合、メタルコアの印象採得を6月6日にやったというのは、これはもう最終的処置に入ったと見ていいんでしょうか。

ええ、そうだと思いますね。これ今気が付きましたけど、同じ部位に6月12日、これ「TEK」と書いてありますね。6月12日は、右上2番左上2番についてテックですか。

はい。これはダブってますね。これは同じ装置、ちょっとこれ、混同されてるんじゃないですかね。

6月6日の歯周治療用装置と6月12日記載のテックと6月13日記載のテックですか。 はい、よく分からないですね。

これが。

ここでは歯周治療用装置と言っていながら、ここテックというふうに先生、書かれてますので、混同されてるんじゃないでしょうかね。

6月6日の歯周治療用装置も、じやあテックじやないかということですか。

はい、不明確ですね、これは。

テックというのは、暫間被覆冠のことですか。

そうですね。

(以上 穐利るり子)

甲第7号証を示す

患者Bさんのカルテですけれども、これの3枚目、治療計画書と記載があって、「除石」とか「Cr」という記載がございますね。歯周治療用装置の装着予定については同じく記載がないですね。次のページですけれども、治療計画の変更の欄にも「変更なし」という記載しかないですね。これもやはり歯周治療用装置の装着を予定したということは、ここからは読めないということになりますか。

はい。

被控訴人のほうで、除石とかこういった記載から、あとCrですか、要するに、その後の歯周治療用装置の装着予定も読み取れるんだというようなことを言っているんですが、そういうことは言えるんですか。

それは言えません。

甲7号証の後ろから4枚目、7月4日に、右上6番、5番、4番について「ダミー切除」 という記載がありますね。

はい。

1番下の欄ですね、それでダミーを切除して、同じ日に、次のページの1番上に、 右上6番について、これ「FCK除去」というのはどういう意味ですか。

フルキャストクラウン、完全な金属被覆冠を外したということですね。

歯冠全部を鋳造した金属で覆ったものですね。その金属冠のことです。

つまり古いクラウンを除去したということですね。

はい。

それで、右上6番について歯周治療用装置という記載がありますね。それでその後7月12日の欄を見ますと、右上5番と4番について「歯周治療用装置、被覆冠セット」と、それでその下の欄ですけど、次回ブリッジインプレッションですか。

そのようですね。

次回ブリッジの印象採得を予定したという意味でしょうか。

はい。

それで、その1週間後ですか、7月19日に、右上4番ですか、下から2段目、「銀合金メタルコアーセット」と、メタルコアを装着したわけですね。

(うなずく)

次のページですけれども、右上6番、5番、4番ですか、「失PZFCK」とあるんですけれども、これは歯冠形成の意味ですか。

そうですね。

右上4番と6番について、「失PZFCK」とあるんですが、歯冠形成ということでよろしいですか。

そうだと思います。

歯冠形成をしてフルキャストクラウンを、新しいのを入れたということですか。

入れるための印象を取っているわけですよね。

ああ、印象を採ったということですか。この治療経過からして、今示した二つの被覆冠が、最終的な治療を行うまでの間に付けられたものであるのかどうかということと、それから残存歯の保護と咬合の回復のために使われたものかどうかということについては、いかがでしようか。

残存歯の保護と咬合の回復のためではあると思います。ただ、先ほどから申し上げてありますように、治療計画書に記載がございませんので、ですから、これは歯周治療用装置ではなくて、4番、5番、6番のブリッジの処置に入ったと、ここで、それのこれは暫間被覆冠だというふうに思います。先ほどのあそこで混乱されていることと同じであるというふうに思いますね。

じゃ、これは最終的な治療に入った段階で付けた被覆冠ということなんですか。 はい。

残存歯の保護と咬合の回復に当たるとおっしゃったけれども、それは。

暫間被覆冠自体はそういう機能があります。

その暫間被覆冠の機能としての残存歯の保護と咬合の回復ということなんですか。 今おっしゃった、この行為が何であるかということになれば、それは暫間被覆 冠としてセットされて、その暫間被覆冠が持っている機能としてはそういう機能が ございます。

暫間被覆冠というのは、先ほど先生がおっしゃいましたけど、歯周治療とは無関係に付けるものということでよろしいんでしょうか。

はい、歯冠修復特にクラウンブリッジという歯科治療の中の一連の中に位置づけられるものですから。

被控訴人代理人

先生の歯科医学での御専門は何でしょうか。

現在は社会歯科学です。

歯周治療学を御専門として学ばれたということはございますか。

歯周治療そのものを、学ぶというのは学生時代は学んでおりますけれども。 御専門として学ばれたことは。

卒業後という意味でございますか。

いいえ、学生時代でも結構ですが。

学生時代はもちろん、その当時習っております。

その後、御専門として歯周治療学の勉強をしたことはないということでよろしいですか。

私は昭和47年から平成2年まで、愛知学院大学歯学部というところにおりまして、そこは口腔衛生学というところに所属しておりました。そこは外来を持っていて患者を診ております。歯周治療の、まあ歯周科というものがありますから、そこと連係しながら歯周疾患を持っ下いる患者さんは診ておりました。

先ほどの御証言ですと、平成6年の保険発第25号通知というのがあって、その中で

「治療計画書が診療録に付随するものとして一体とみなすことができる状態で作成されている場合は、治療計画書に記載した所定事項を更に診療録に記載しなくても差し支えない」と、こういうことになっているんだということでしたね。

(うなずく)

で、先生の陳述書、それから先ほどの御証言によりますと、歯周治療用装置を保険 点数で算定する場合には、治療計画書の中に歯周治療用装置ということが記載され ている必要があるんだということでしたね。

(うなずく)

それは厚生省の御見解だったということでしょうか。

はい。

しかし、診療報酬査定の実態では、治療計画書の記載は簡略されたり、あるいは歯 周治療用装置など予定されている処置がすべてその中に記載されなくても、カルテ などの記載から読み取れればいいんだという運用がされていたのではないですか。

そんなことはありません。

聞いたことないですか。

聞いたことはないです。

P 1型が昭和60年3月に導入して採用されましたよね。その後なかなか普及しなかったということではありませんか。

普及しなかったというのは、何をもって普及というか分かりませんけれども、 全部が歯周のI型になるということは確かにありませんでしたね。

P1型の治療のあり方については、保険点数の算定の仕方について、いろいろな批判があったということはありませんか。

批判と言いますか、今までのやり方が大きく変わりましたから、なかなか歯科 治療というのはマニュアルスキルって、技術でやっておりますので、診療形態とか いろいろ変えないと、それを診療の中に入れ込めないということがあるというふう に思います。ですから、思い切って診療形態を変えていただかないといけないとい うことがあったと思いますので、今日明目から急にというのは難しかっただろうと 思います。

P1型の運用の仕方自体に批判があったということは御存じないですか。

批判というか、それはなかなかやりにくいから。

例えば初診から適用検査をクリアして、しかも1か月たたないと、指導管理I型の精密検査、歯周治療ができないとなっていると、これはおかしいではないかという批判があったことは聞いていないですか。

私が保険局医療科に来て補佐とか歯科医療管理官をやっていたときには、歯周のことはそれほど、記憶ですからね、あれですけれども。

御存じなければいいんですが、さほどの批判があったという認識はお持ちじゃなかったですか。

批判というか、なかなか診療形態を変えていただくということが進まない、できにくいという医療機関があるということはありましたですよね。

適用検査をクリアするのに、オレリーのプラークスコアで20パーセント以下にならないといかんのだというのは実態に合ってないじゃないかとか、こういう」批判があったことも聞いたことないですか。

それよりも歯科医学的に、歯周病学会がそのような状況にしてからでないと。 まずそういう批判があったかどうかは聞いたことはないですか。

歯周状態変えるということを言われたわけです。それがなかなか言っても患者 さんが、これ患者さんがやってくれないと進みませんから、なかなかハードだなと、 そういう声はあったと思います。

それから治療計画書の関係で、画一的でかつ非臨床的、非現実的な治療計画書ではないかという批判があったということは聞いたことがありませんか。

今のような文言ではちょっとよく分かりません。

治療計画書が非臨床的、臨床に合わない、あるいは現実的じやないじゃないかという批判を聞いたことはありませんか。

どうでしょうかね。

覚えてらっしやらないですか。

そうですね。

治療計画書が煩雑すぎるという批判があったことは御存じないですか。

私がいたころは、始まって相当たってましたからね。

いろいろな批判を受ける形で厚生省としてP1型の査定の仕方を少しずつ変更してきたということがあったのではないですか。

例えばどういう。

疑義解釈のところでいろいろ変えるとか、いわゆる修正を加えてきたということがありませんでしたか。

疑義解釈ですか。

疑義解釈でいろいろ変えたりですね。

私細かいことは思い出せませんけれども、平成3年に記載の仕方についてとか、 違う平成元年ですか、あれは、にありましたですね。それから平成3年でしたかね、 やはり見直しがあったとは思います。

先ほど私が言ったプラークスコアの関係だとか、そういうのも改正になりましたよね。20パーセント以下にならなきゃとか。

明確には思い出せません。いつごろどうだったかということは。

甲第11号証を示す

この雑誌は分かりますか。

デンタルダイヤモンドという雑誌は知っております。

これを見たことがあるかどうか、分からなければ分からないで結構ですが、17ペー ジのところ、治療計画書、これは前にもこの記載は見たことがございますか。

前はないです。

今回初めてですか。

初めてです。

治療計画書の様式について、全国の様式がどうなっているのかというあたりを厚生省としてお調べになったということはありますか。

全国としてそういうことはやってないですよね。そういう必要ないですから。 記載がどのようになされているかということの実態調査をしたことはありますか。

実態調査はないですけれども、それは毎年共同指導というところで実際に診療の先生方にお目にかかってカルテを拝見しますから、そこで治療計画書というのは見ます。

計画書の様式について、指示を出したということがありますか。

ございません。

厚生省としては、あなたの知る限りは出したことは覚えていないですか。

はい。

先ほど岩手で使われている、岩手歯科医師会が使っている様式を示されておりましたが、ああいう様式を見たことはないですか。

ないですね。私はありません。

(以上 佐々木和枝)

仙台高等裁判所第3民事部

裁判所書記官 穐利るり子

裁判所書記官 佐々木和枝

平成12年(ネ)第514号

控 訴 人 社会保険診療報酬支払基金

被 控 訴 人 外 川 正

2001年10月9日

右被控訴人訴訟代理人

弁護士 佐々木良博

仙台高等裁判所第3民事部 御 中

準 備 書 面

第1 はじめに

被控訴人の主張は、既に2001年2月26日付答弁書並びに2000年8月11日付準備書面において、詳細に論じているところであり、本書面においては、歯周治療用装置について保険点数が認められる3要件に関し、控訴審において取り調べられた書証及び証人尋問の結果に基づいて若干の主張を付加するに留める。

第2 「治療計画書に基づき」との要件について

1 控訴人は、「治療計画書に基づき」とは、治療計画書自体に歯周治療用装置の装着予定が明記されなければならないことを意味する旨主張し、証人宮武光吉並びに石井拓男もこれに沿う証言を行っている。

2 しかし、歯周治療用装置について保険点数が認められたのは、「歯周治療は治 療計画に基づいて計画的に行っていくことが効果がある」との認識に基づくもので あり(宮武光吉の証人調書2頁)、保険点数算定の要件として「治療計画書に基づ き」との要件が定められたのは、歯周治療のために行われる歯周治療用装置の装着 を治療計画に基づいて計画的に実施させるために他ならない。したがって、ここで 重要なのは、治療計画が立てられ、この治療計画に基づいて歯周治療用装置が装着 されることなのであって、治療計画書に歯周治療用装置の装着が明記されているこ とではない。算定告示及び25号通知が歯周治療用装置の算定要件として、「治療 計画書に基づき」と定め、「治療計画書に歯周治療用装置の装着が明記されている こと」と定めていないのは、かかる趣旨に基づき「治療計画に基づいて歯周治療用 装置が装着されることを必要とする」 ことを要件としてうたったものというべきで ある。したがって、治療計画書に歯周治療用装置の装着が明記されていなくとも、 治療計画書の記載から歯周治療用装置の装着が予定されていると理解できるもの については、「治療計画書に基づき」との要件を満たすものといわなければならな い。そして、本件においては、治療計画書の記載から歯周治療用装置の装着が予定 されていると理解できるものであることについては、2001年2月26日付答弁 書並びに2000年8月11日付準備書面において主張しているとおりである。 3 仮に、控訴人が主張し、証人宮武光吉並びに石井拓男が証言しているように、 「治療計画書に基づき」とは、治療計画書自体に歯周治療用装置の装着予定が明記 されなければならないことを意味するものであったとしても、それはP1型が導入 され歯周治療用装置に保険点数の算定が認められた当初のみのことであり、被控訴 人に対し本件原点査定が行われたわれた時点においてはかかる取り扱い・運用は行 われてはおらず、治療計画書に歯周治療用装置の装着が明記されていなくとも、治 療計画書の記載から歯周治療用装置の装着が予定されていると理解できるものに ついては、「治療計画書に基づき」との要件を満たすものとして保険点数の算定が 認められていたものである。

(1) P1型が導入され歯周治療用装置に保険点数の算定が認められたのは昭和60年3月であったが、導入後、P1型に対しては、治療に当たる医師から多くのそして激しい批判が寄せられることになった(甲21、22、27、28、29、30)。そして、当然ながらP1型の利用率は低く、導入から4ヶ月半経過した時点で0.1パーセントに満たず(甲21、24頁)、1年2ヶ月経過した昭和61年5月の時点でも2.9パーセントに過ぎなかった(甲28、46-846頁)。P1型に対する批判(換言すれば利用率の低い原因)は多数存在していたが、そのうちの一つが治療計画書に関するものであった。即ち、治療計画書に対しては、「画一的にして、かつ非臨床的、非現実的な治療計画書が求められている」(甲27、35頁)、「治療計画書の記載が煩雑である」(甲22、28頁)、「カルテの記載以外に治療計画書を記載しなければならないことが、P1型の治療に取り組むときの壁になっている」(甲27、36頁)、「検査内容や治療計画の記録法が、通常のカルテ記載の範囲を超えて詳細に過ぎる」(甲27、31頁)等々の批判が寄

せられた。

- (2) そして、その結果、治療計画書の記載内容について、疑義解釈や運用の変更 が行わざるを得なくなり、昭和62年頃からは、治療計画書の記載内容は「現実的 かつ実用的に改善され」、「カルテに、治療計画のアウトラインを記すだけで十分 で」あり「書という煩雑なものでなく、各部位ごとの処置内容、そのだいたいのス ケジュールをドクター自身が分かるように書けばそれでよいという解釈がなされ」 るに至り(甲27、36頁、37頁)、平成2年頃からは「治療計画書とは、臨床 所見、症状の経過、評価、実施予定の療法及び療養上の指導計画等が記載されてい るものをいう[昭和60.2.18保険発11]…とあるが、その後の疑義解釈によ り、『書』といった形式にとらわれることなく、カルテのなかでも、別紙にでも、 大掴みに診療の流れを記入し、それを念頭に診療を進めればよいわけで、形式にと らわれることなく、実用的なメモ書きでもよいことになった」のである(甲11、 17頁。なお、甲11の「保険医のための最新歯周囲治療システム」は、本件訴訟 において控訴人側証人として証言を行った日本歯科大学教授鴨井久一も編集委員 として作成・編集に関わっているものである)。したがって、平成2年頃からは、 治療計画書には個々の具体的な処置内容を詳細に記載する必要はないとの運用が 行われていたものである。
- (3)以上述べたように、治療計画書には個々の具体的な処置内容を詳細に記載する必要はないとの運用が行われ、その結果、治療計画書の記載内容は大幅に簡略化され、治療計画書の様式も極めて簡略化された様式が採用されることになった。岩手県において歯科医師が使用していた治療計画書の書式は、被控訴人が使用していた岩手県保険医協会作成の書式(なお、この書式を採用するに当たり、被控訴人基金の指導医療官であった菊池万之助医師の校正を受けていることについては、200年8月11日付原告準備書面33頁において述べているとおりである)と岩手県医師会の作成した甲12の書式であり、いずれも主たる処置を記号等で簡潔に記載するのみで、予定されている処置内容を具体的詳細に記載する様式とはなっていない。
- (4)以上述べたとおり、治療計画書には個々の具体的な処置内容を詳細に記載する必要はないとの運用が行われ、その結果、治療計画書の記載内容は大幅に簡略化され、主たる処置を記号等で簡潔に記載するのみで、予定されている処置内容を具体的詳細に記載する様式とはされていなかったものであり、このことは、治療計画書に歯周治療用装置の装着が明記されていなくとも、治療計画書の記載から歯周治療用装置の装着が予定されていると理解できるものについては、「治療計画書に基づき」との要件を満たすものとして保険点数の算定を認める運用が行われていたことを示すものである。

そして、2000年8月11日付原告準備書面34頁以下において指摘した甲14及び甲11の症例並びに治療計画書の記載例は、上記運用が行われていたことを示すものであり、また被控訴人自身本件で減点査定を受けるまで、治療計画書の基づくものとして歯周治療用装置の保険点数が算定されていたことも、上記運用が

行われていた事実を示すものである。

そして、この点については、控訴人自らも「歯科診療において治療計画書の記載事項や形式が簡略化されていたこともあって、実務上の取り扱いの一部には、必ずしも治療計画書それ自体に歯周治療用装置の装着予定が明記されていなくても『治療計画書に基づき』との要件該当性を認める運用が存在したことは否定し得ないようである」と述べて(控訴理由書 13頁、14頁)、治療計画書の記載事項や形式が簡略化されていた事実及び治療計画書それ自体に歯周治療用装置の装着予定が明記されていなくても『治療計画書に基づき』との要件該当性を認める運用が存在していた事実を認めているところである。

更に言えば、2000年8月11日付原告準備書面2頁以下において詳述しているように、被控訴人は、本件減点査定に当たり「過剰ないし不適当・不必要な手術・処置」ないしは「歯冠修復にかかる一連の診療行為における暫間被覆冠は所定点数に含まれる」ことを減点査定の理由とし、「治療計画書に基づく」との要件を満たしていないことを理由とはしていなかったものであり(被控訴人が「治療計画書に基づく」との要件を満たしていないことを理由として主張し始めたのは、本件訴訟において被控訴人が3つの要件を主張した後のことである)、かかる事実も、控訴人において、本件減点査定の理由として「治療計画書に基づく」との要件を満たしていないとは全く考えてはいなかった事実、すなわち被控訴人の治療計画書は「治療計画書に基づく」との要件を満たしているものと判断していた事実を示すものということができる。

- (5) なお、証人宮武光吉は、P1型が普及しなかった事実並びにP1型対して多くの批判があった事実を否定するかのごとき証言を行っているが、かかる証言が事実に反するものであることは甲21、22、27、28から明らかである。また、証人宮武光吉は、平成8年に至ってP1型が廃止されなければならなかった理由についてあたかもP1型が普及してきたからであるかのごとき証言を行っているが、この証言もまた事実に反するものであることは、甲29、30から明らかである。第3 「最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間におこなわれること」との要件について
- 1 この要件に関し、医療保険規則上、「最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」とは、「最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴のための印象採得実施時点まで」と解されるべきことについては、2000年8月11日付原告準備書面13頁以下において、詳述したとおりである。

すなわち、医療保険規則では、「欠損補綴」を行うに際して「補綴時診断料が算定されることになっており(甲18)、この補綴時診断料について「25号通知」は「補綴時診断料は、患者の当該初診における受診期間を通じ、新たな欠損補綴及び床裏装を行う場合に、『着手時点において』1回限り算定できる」と定め(甲18)、補綴時診断料は欠損補綴の着手時点において算定する取り扱いとなっている。そして、補綴物の 印象採得が行われた場合の補綴時診断料の算定については「最初の(補綴物の)印象採得時に補綴時診断料を算定して差し支えない」とされてい

る(甲19、159頁)。このように、補綴時診断料は欠損補綴の着手時点において算定するものとされ、補綴物の印象採得が行われた場合の補綴時診断料の算定は最初の(補綴物の)印象採得時に算定することとされているのであり、このことは、補綴物の印象採得が行われた場合、診療報酬算定規則の上では「(補綴物の)印象採得の時点」が「欠損補綴の着手時点」とされていることを意味する。そうであるからこそ、「(補綴物の)印象採得の時点」で補綴時診断料の算定が認められているわけである。以上述べたように、補綴物の印象採得が行われた場合、診療報酬算定規則上では「(補綴物の)印象採得の時点」が「欠損補綴の着手時点」とされている以上、歯周治療用装置の算定要件とされている「欠損補綴を行うまでの間」(換言すると、「欠損補綴に着手されるまでの間」)とは「補綴物の印象採得に着手されるまでの間」を意味するものというべきである。したがって、「補綴物の印象採得に着手されるまでの間」に装着された被覆冠は、「欠損補綴を行うまでの間」に装着された歯周治療用装置と認められるべきである。

そして、以上の点については、証人宮武光吉も全面的にこれを認めているところである(同人の証人調書25頁ないし27頁)。

2 以上のとおり、「最終的な治療としての欠損補綴を行うまでの間」とは、「補綴物の印象採得に着手されるまでの間」を意味するものと解される以上、「最終的な治療としての歯冠修復を行うまでの間」とは、メタルコアの 印象採得時ではなく、「最終的な治療としての歯冠修復物の印象採得に着手するまでの間」を意味するものというべきである。

なお、控訴人は、メタルコアの印象採得後に装着された被覆冠は「最終的な治療としての歯冠修復を行うまでの間」との要件を満たさず暫間被覆冠であって歯周治療用装置ではない旨主張し、メタルコアの 印象採得もって「最終的な治療としての歯冠修復の着手時点」であるかのごとき主張を行っている。

しかし、疑義解釈によれば「治療計画書を作成して(すなわち、P1型において)歯槽膿漏症の治療(歯周治療)中、必要に応じてメタルコアの装着を歯周治療と平行して行って差し支えない」ものとされているのであって(甲25)、メタルコアの印象採得や装着後においても、歯周治療を継続して行うことが認められている。すなわち、上記疑義解釈によると、メタルコアの印象採得ないし装着後において歯周治療である歯周治療用装置の装着を行うことが認められいるのであり、そうである以上、医療保険規則上は、メタルコアの印象採得ないし装着をもって「最終的な治療としての歯冠修復」の着手時点とは認めていないことは明らかであると言わなければならない。

3 以上述べたように、医療保険規則上、「最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」とは、「最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴のための印象採得実施時点まで」の意味に理解されるべきであり、メタルコアの印象採得をもって「最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴の着手時点」とみるべきではない。

そして、2000年8月11日付原告準備書面15頁以下において述べた甲1

4の事例は、かかる理解に基づいて治療並びに保険の請求が行われていることを示すものというべきである。

4 以上のように、「最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」とは、「最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴のための印象採得実施時点まで」の意味に理解されるべきであり、本件各歯周治療用装置が「最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴のための印象採得実施時点」以前において装着されていることについては、2000年8月11日付原告準備書面16頁以下において述べているとおりである。

第4 「残存歯の保護と咬合の回復のために行われること」との要件について 控訴人は、本件においては「残存歯の保護と咬合の回復のために行われること」 との要件を満たしていない旨鏤々主張する。

しかし、歯周治療用装置であれ、暫間被覆冠であれ、「残存歯の保護と咬合の回復」という目的・機能を有していることについては、証人石井拓男もこれを認めているところであり(同人の証人調書11頁、12頁)、控訴人の主張が失当であるであること明らかである。

平成12年(ネ)第514号
控 訴 人 社会保険診療報酬支払基金被 控 訴 人 外 川 正 2001年10月9日
右被控訴人訴訟代理人
弁 護 士 佐 々 木 良 博 仙台高等裁判所第3民事部 御 中

証拠説明書

甲21号証

標目:だれのための歯科医療か (ザ・クインテッセンス1987. vol. 6 NO7)

立証趣旨:P1型治療が普及しなかった事実及びその原因

原本・写し:写し

甲22号証

標目:ザ・クインテッセンス1987.vol.6 NO7

立証趣旨: P 1 型治療が普及しなかった事実及びその原因

原本・写し:写し

甲23号証

標目: P1型とP2型の歯周治療項目の比較(作成者被控訴人)

立証趣旨:P1型とP2型の歯周治療項目の比較並びに治療計画書に基づかなけれ

ば保険点数が算定されない治療項目について

原本・写し:原本

甲24号証

標目:P1型歯周治療に認められている診療項目と本件治療の状況(作成者被控訴

人)

立証趣旨:P1型歯周治療に認められている診療項目と本件において被控訴人が実

施し診療報酬が算定されている治療の内容・状況

原本・写し:原本

甲25号証

標目:歯周関係疑義解釈(日本歯科医師会雑誌38巻8号)

立証趣旨:疑義解釈により、メタルコアの装着と平行して歯周治療を行なうことが

認められている事実 原本・写し:写し

甲26号証

標目:保険医のための最新歯周治療システム(デンタルダイヤモンド増刊号vol15.

NO9)

立証趣旨:治療計画書が、「疑義解釈により、『書』といった形式にとらわれることなく、カルテのなかでも、別紙にでも、大掴みに診療の流れを記入し、それを念頭に診療を進めればよいわけで、形式にとらわれることなく、実用的なメモ書きで

もよいことになった」事実

原本・写し:写し

甲27号証

標目:ザ・クインテッセンス1987.vol.6 NO7

立証趣旨: P 1 型治療が普及しなかった事実及びその原因

原本・写し:写し

甲28号証

標目:歯周治療を成功させるには(日本歯科医師会雑誌41巻8号)

立証趣旨:P1型治療が普及しなかった事実及びその原因

原本・写し:写し

甲29号証

標目:社会保険請求における歯周治療 立証趣旨:P1型が廃止された原因

原本・写し:写し

甲30号証

標目:保険医のための最新医療システム(デンタルダイヤモンド増刊号1996. vol. 21

N0289)

立証趣旨:P1型が廃止された原因

原本・写し:写し

平成12年(ネ)第514号 診療報酬請求事件 控訴人 社会保険診療報酬支払基金 被控訴人 外川 正 平成13年10月9日 最終準備書面 仙台高等裁判所第3民事部 御中 控訴人指定代理人 近藤裕之 狩野要祐 星 庄一 控訴人訴訟代理人 患者 A 喜美恵

目次	
第1	事案の概要6
第2	本件の患者2名に対する診療経過6
1	患者Aについて
2	患者Bについて······7
第3	歯周治療用装置の点数算定要件と暫間被覆冠の点数の取扱い7
1	歯周治療用装置の独立の点数算定の趣旨、目的等8
	(1) 歯周疾患の特徴と長期にわたる計画的治療の必要性8
	ア 歯周疾患とその治療の特徴8
	イ 歯周治療用装置の目的、機能8
	ウ PI型の治療体系の確立9
	(2) 歯周治療用装置の点数化と算定要件の定め9
	ア 歯周治療用装置を含むP1型治療の点数化······9
	イ 保険発11号通知の定め10
2	暫間被覆冠について独立の点数算定が認められない趣旨11
	(1) 暫間被覆冠の目的、機能と歯周治療用装置との相違11
	(2) 歯周治療用装置との点数算定の取扱いの相違12
第4	歯周治療用装置の点数算定要件の解釈13
1	「治療計画書に基づき」との要件13
	(1) 歯周治療用装置の装着予定の治療計画書への明記の必要性13
	ア 「治療計画書に基づき」という文言の意義、解釈13
	イ 診療録への二重記載との関係14
	(2) 被控訴人の主張に対する反論

	ア	治療計画書自体への所定事項の記載の要否15
	1	疑義解釈通知等に関するデンタルダイヤモンドの記載について…16
	ゥ	岩手県歯科医師会作成の治療計画書の様式について16
	エ	治療計画書作成前の被覆冠装着等について17
	オ	まとめ19
	「 <u></u>	最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」との要件
	(1)	歯周治療用装置装着の時期的制限
	ア	
	1	歯周初期治療後に歯周治療用装置を用いる場合20
	ゥ	歯周初期治療後に用いた被覆冠を歯周治療用装置と見る余地の有
無・		20
	(2)	被控訴人の主張等に対する反論21
	ア	メタルコア、ブリッジの印象採得に際し用いられた被覆冠の点数算
定・		21
	1	メタルコアの印象採得の点数の位置づけについて22
	(3)	メタルコアの印象採得と最終的治療の関係についての原判決の解釈の誤
IJ		22
	ア	原判決の判旨22
	1	原判決の判旨22 判旨の解釈の誤り23
	(4)	歯槽膿漏症と他の口腔疾患が併存する場合の処置について24
3	「殍	『表演の保護と咬合の回復のため』との要件25
	(1)	「残存歯の保護と咬合の回復」の意味と暫間被覆冠との区別の基準…25
	(2)	被控訴人の主張に対する反論26
第5	本件	+各被覆冠の歯周治療用装置の算定要件非該当性27
1	「治	â療計画書に基づき」との要件の非該当性·············27
	(1)	本件各被覆冠の装着予定の記載の不存在27
	(2)	実際の診療経過との関係28
	ア	歯周治療用装置の装着を予定した場合の治療経過28
	イ	患者Aの治療経過と歯周治療用装置の装着予定の有無29
	ウ	
	(3)	被控訴人の主張に対する反論30
	ア	「除石」、「RCT」、「Cr」の記載と歯周治療用装置の装着予定…30
	イ	
2		最終的治療としての歯憲修復及び欠損補綴を行うまでの間」との要件の非
該当	-	33
	(1)	患者 A について34
		治療経過34
	イ	本件被覆冠1の装着時期等34

	(2)	患者Bについて		35
	ア	治療経過		35
	イ	本件被覆冠2及び3の装着	時期等·····	36
3	「殍	浅存歯の保護と咬合の回復 <i>0</i>		
	(1)	患者Aについて		37
有無		装着時期、装着時点にお 		装着後の積極的歯周治療の 7
. L. W.	1			
	(2)	患者Bについて		39
				装着後の積極的歯周治療の
有無	• • • • • • •			
	イ	被控訴人の主張に対する		
4	まと	± め······		41
第6	最終	冬的治療処置との二重評価に	こついて	42
1		空訴人の最終的治療に係る-		
2	二重	重の点数評価⋯⋯⋯⋯		42
第7	結訴	龠·····		43

控訴人は、これまでの審理結果を踏まえ、従前の主張を以下のとおり、整理、ふえんして述べる。

第1 事案の概要

本件は、保険医療機関の指定を受け、歯科医院を開業する保険医である被控訴人が、2名の患者の治療に当たり装着した被覆冠(本件各被覆冠)が、健康保険法43条の9第2項を受けた平成6年3月16日付け厚生省告示第54号「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(点数表)」(乙第9号証)の定める「歯周治療用装置」に当たるとして、所定点数を算定して診療報酬講求をしたところ、控訴人が、本件各被覆冠は歯冠修復等の製作に係る一連の診療行為における「暫間被覆冠」であり、その点数は最終的治療である歯冠修復等の所定点数に含まれるとして、減点査定をしたため、被控訴人が上記減点査定に係る診療報酬相当額の支払を求めた事案である。

本件の争点は、本件各被覆冠が算定告示等の定める歯周治療用装置の点数算定要件に該当し、独立の点数算定が認められるか、それとも、本件各被覆冠が暫間被覆冠にすぎず、最終的な一連の診療行為の点数に含まれ、独立の点数が認められないかである。

第2 本件の患者2名に対する診療経過

被控訴人は、その患者である患者A及び患者Bに対し、以下の診療を施した。

1 患者Aについて

被控訴人は、患者Aに対し、平成5年11月6日から平成7年6月23日までの間(ただし、平成6年6月7日から平成7年4月17日までの間は通院を中断している。)、右上7

番及び同4番ないし左上5番、右下6番ないし左下5番の各歯牙について歯槽膿漏の、右上1番、2番、左上1番、2番の各歯牙について歯根膜炎(齲歯が深く歯の内部に進行した状態をいう。)の各歯科治療を実施した。

患者Aの治療開始時の歯槽膿漏の状態はP1という軽度のものであり(甲第6考証の1枚目)、また、付着歯肉検査、咬合の検査にも特に問題はないとされており(同号証の3枚目「歯周精密検査」に「OB」とあるのはその意味である。)、患者Aの歯槽膿漏はかなり軽症のものであった。

この間、被控訴人は、診療録の「治療計画書」欄に「除石」、「RCT」(「根管治療」をいい、根管内容物の除去、清掃を行うことである。)と記載し、適応検査、精密検査を行い、その後、歯科衛生士の実地指導、除石、消毒、歯周疾患指導管理、感染根管処置等を行った。

本件で問題となるのは、右上1番、2番、左上1番の各歯牙についての治療であるが、被控訴人の診療録(甲第6号証)によれば、上記各歯牙の治療経過等の詳細は別紙1のとおりである。

2 患者Bについて

被控訴人は、患者Bに対し、平成6年12月7日から平成7年8月1日までの間、.右上7番、6番、同4番ないし左上7番、右下8番、7番及び同5番ないし左下5番、7番の各歯牙につき、歯槽膿漏(患者Aと同様、P1という軽度のものである。)の、左上4番につき歯根膜炎の歯科治療を実施した。

なお、患者Bについても、精密検査において、付着歯肉検査、咬合の検査とも問題なしとされており、患者Bの歯槽膿漏も明らかに軽症のものである(甲第7号証の3枚目)。

この間、被控訴人は、診療録の「治療計画書」欄に「除石」、「Cr」(「ブリッジ」の意味。)と記載し、適応検査、精密検査、歯周疾患指導管理科、除石、消毒、根管処置等を行った。

本件で問題となるのは、右上4番ないし6番の各歯牙についての治療であるが、被控訴人の診療録(甲第7号証)によれば、上記各歯牙についての治療経過等の詳細は別紙2のとおりである。

第3歯周治療用装置の点数算定要件と暫間被覆冠の点数の取扱い

- 1 歯周治療用装置の独立の点数算定の趣旨、目的等
 - (1) 歯周疾患の特徴と長期にわたる計画的治療の必要性
 - ア 歯周疾患とその治療の特徴

歯周疾患(歯周病)は、歯周組織(歯肉、セメント質等)に原発した炎症が歯根膜や歯槽骨に波及し、歯肉の発赤、腫脹が生じ、歯周ポケットの形成(歯と歯肉の間に隙間が広がること)、歯の動揺などが見られ、最終的には歯の喪失につながる疾患であり、慢性的な国民病である。その治療には、1か月から数か月にわたる長期間を要する。その治療の基本は、プラークの除去にあるが、プラークは食生活により日々形成されるため、患者に歯磨きの励行によるプラーク(歯垢)コントロールの動機付けを与えることが肝要であり、これと併行して、医師がスケーリング(歯石の

除去)、ルートプレーニング(板面の平滑化)等の処置を行い、治療効果を補完する必要がある(これらの処置によっても効果の得られない重症の症例では、歯肉切除等の歯周外科手術が行われることもある。)。そして、かかる治療をあらかじめ体系づけられた綿密な治療計画に基づき、長期間にわたり、治療の成果を確認しつつ段階的た行うことによって、初めて歯周疾患の効果的治療が可能となるのである。

イ 歯周治療用装置の目的、機能

ところで、歯周疾患の治療に当たり、辺縁不適合物(古いブリヅジ等の歯肉に適合しない修復物等)が残存していると、かみ合わせが悪くなり、歯周疾患に罹患した歯肉に不自然な外力が加わって歯周組織の破壊が進むため、そのような治療に悪影響を及ぼす不適合物は早期に除去しなければならない。そして、古いブリッジや義歯を除去すると、かみ合わせができず、前後の歯が傾斜するなどして、歯肉に不自然な外力が及び歯周疾患の治療に悪影響を及ぼす(歯周疾患に罹患した歯は外力に弱い。)。したがって、辺縁不適合物の除去後、速やかに被覆冠ないし床義歯を入れて咬合を確立し、歯の適合性を回復しなければ、治療効果は得られない。

このように、歯周組織を維持、改善し歯周治療の効果を高める目的、機能を有する被覆冠、床義歯が歯周治療用装置にほかならず、歯周治療用装置は、前述した長期にわたる歯周治療の一環として用いられるものである(以上につき、乙第24号証、第27号証、原審の証人鴨井公一の証言)。

ウ P1型の治療体系の確立

かかる歯周治療の特質、必要性にかんがみ、日本歯科医師会歯周病検討委員会は、昭和58年4月ころから、いわゆるP1型の治療体系を確立した。これは、診療の初期に適応検査等を行い、1年月経過後、精密検査を行い、これらの結果に基づき治療計画書を作成して綿密な治療計画を立て、治療計画に基づき、プラークコントロール、ルートプレーニング等の歯周初期治療を行い、精密検査の1か月後には、再評価検査を行って治療の効果を確認し、必要に応じて歯周外科治療、再度の歯周初期治療を行った後、治療が十分な治療効果が得られた段階で最終的治療である歯冠修復、欠損補綴を行うというものである(これは、治療計画書に基づかず、従来型の対症療法的治療を行うP2型治療と区別される。)。

そして、歯周治療用装置は、上記治療過程のうち、適応検査、精密検査によって 辺縁不適合物の存在が確認された場合に、治療計画書作成後、速やかにこれを除去 し歯周初期治療を行う段階で、その治療効果を高めるために用いられるものである (以上につき、乙第24号証、第27号証、原審の証人鴨井久一の証言)。

(2) 歯周治療用装置の点数化と算定要件の定め

ア 歯周治療用装置を含むP1型治療の点数化

前述したPI型治療は、それまでの対症療法的な治療と異なり、あらかじめ綿密な治療計画を立て、これに基づく体系的治療を行わなければならないため、一般の歯科医師の間には、必ずしも定着しなかった。しかし、国民病としての歯周疾患の克服のための体系的治療の必要性から、厚生省は、昭和60年3月の歯科点数表改定に際し、歯周治療用装置を含むPI型治療を行った場合に、新たに所定点数を認めるこ

ととし、これによりPI型の治療体系に基づく計画的治療を奨励することとしたのである。

すなわち、厚生省は、当時の保険局歯科医療管理官宮武光吉が中心となって、日本歯科医師会、健康保険組合連合会等と協議を重ね、上記計画的治療体系の点数化に取り組んだ結果、歯周治療用装置については、昭和60年2月18日付け厚生省告示第15号により、

- 「1. 被覆冠(1歯につき)50点
- 2. 床義歯(1装置につき)750点
 - 注1. 治療計画書に基づく場合に算定する。
 - 2. 印象採得、材料等の費用を含むものとする。」
- との点数が設けられた(乙第33号証(官報)の17頁)。

イ保険発11号通知の定め

また、同日付けで厚生省保険局医療課長、同歯科医療管理官の都道府県民生主管部(局)保険主管課(部)長、国民健康保健課(部)長あて保険発第11号「診療報酬点数表の一部改正に伴う実施上の留意事項について(通知)」(乙第34号証。以下「保険発11号通知」という。)が発せられ、歯周治療用装置の点数算定要件につき、「歯周治療用装置とは、治療計画書に基づき、最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間、残存歯の保護と咬合の回復のために行う被覆冠又は床義歯をいうものであること。」と定められた(同号証の21頁)。

これらの点数とその算定要件の定めは、被控訴人が患者A、患者Bに対する各診療行為を行った当時も同様であって、平成6年3月16日付け厚生省告示第54号「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」も、歯周治療用装置について同じ点数を定め(乙第9号証の467頁)、また、同日付け保険発第25号通知は、保険発11号通知と同じ点数算定要件を定めている(乙第9号証の206員)。

すなわち、これらの定めは、歯周治療用装置が前述の治療計画に基づく一連の歯 周治療の効果を高める機能、目的を有することにかんがみ、後述の最終的治療の一 環である暫間被覆冠とは異なり、独立の点数算定を認めることとし、もって長期に わたる計画的、効果的治療を奨励しようとした趣旨にほかならない。

なお、平成8年3月に至って、PI型、PII型の治療区分が廃止されたことに伴い、 算定告示等も改正され、歯周治療用装置は、歯周初期治療によっても十分な治療効果の得られない重症の歯周疾患について、歯周外科手術を行い、同手術と併行して 用いられた場合に限って点数算定が認められることとなった(以上につき、乙第30 号証、第31号証、当番の証人宮武光吉、同石井拓男の各証言、原審の証人鴨井久一の証言)。

2 暫間被覆冠について独立の点数算定が認められない趣旨

これに対し、暫間被覆冠(テンポラリークラウン、TEK)については、前述の昭和60年2月18日付け算定告示にも、平成6年3月16日付け算定告示にも独立の点数の定めはなく、保険発11号通知は、歯冠修復及び欠損補綴の作成に係る一連の診療行為における暫間被覆冠…の費用は、それぞれの所定点数に含まれるものであること。」

と定めており(乙第34号証の21頁)、保険発25号通知も同様の定めを設けている(乙 第11号証の222頁)。

(1) 暫間被覆冠の目的、機能と歯周治療用装置との相違

暫間被覆冠は、被覆冠形態の歯周治療用装置と、その外観、材質はほとんど異ならないが、歯周治療用装置とは、その目的、機能が明らかに異なる。

すなわち、歯周治療用装置は、辺縁不適合物除去に伴い咬合を確立し、歯肉に歯 周治療の妨げとなる外力が加わるのを防止し、長期にわたる歯周治療に資する目的 で用いられ、まさに積極的治療処置の一環にほかならない。これに対し、暫間被覆 冠は、歯周治療が既に終了した段階で、歯冠修復、欠損補綴等の最終的治療を行う までの短期間、字義どおり暫時的に用いられるものにすきない。すなわち、最終的 な歯冠修復物やその土台(メタルコア等)を作るまでの間、歯を削ったり、型をとっ たりという処置がなされるが、同処置を行い、最終的な修復物を入れるまでの短期 間、いわば歯に穴が開いた状態となり、このままの状態では、感染等のおそれがあ り、審美性も損ねる。そのため、最終的な修復物を入れるまでの暫時の間、被覆冠 等が用いられるのであり、これが暫間被覆冠である。

このように、暫間被覆冠は、歯周治療が十分な成果を見て終了した段階で暫時的に用いられるものにすきず、歯周治療用装置のように長期にわたる歯周治療の最中に、その効果を高める積極的目的で用いられるものではない。したがって、その目的、機能は歯周治療とは無関係であるということができる(乙第24号証、原審の証人鴨井久一の証言、当番の証人石井拓男の証言)。

(2) 歯周治療用装置との点数算走の取扱いの相違

以上のとおり、暫間被覆冠は、歯周治療用装置と異なり、歯周治療の目的、機能を有しないため、歯周治療の一環としての「処置」と見ることはできず、むしろ最終的な歯冠修復、欠損補綴の一環として、これらの諸処置の点数に含めて評価される。したがって、独立の点数算定は認められず、歯冠修復及び欠損補轍と「一連の診療行為」として「それぞれの所定点数に含まれる」のである。

両者の点数算定の取扱いの相違が、かかる両者の機能、目的の相違に応じたものであることは、平成6年3月18日付け算定告示において、歯周治療用装置の点数が第8部「処置」第1節「処置料」の項目中に定められている(乙第9号証の467頁)のに対し、暫間被覆冠については、この「処置」の項目中に点数の定めがないこと、保険発25号通知が、暫間被覆冠の点数をあえて歯周治療用装置のそれと区別して「歯冠修復及び欠損補綴に係る一連の診療行為における暫間被覆冠…の費用は、それぞれの所定点数に含まれる」(乙第11号証の222頁)と定めていることからも裏付けられる。

さらに、上記算定告示をみると、歯冠修復及び欠損補綴料として、生活歯歯冠形成290点(鋳造冠、ジャケット冠等)、支台築造(1歯につき、メタルコア130点)、印象採得(ワンピースキャストブリッジ、支台歯とダミーの数の合計が5歯以下の場合、270点、6歯以上の場合、320点)など比較的高い点数が定められているが、これは、上記各処置と一連の処置として用いられた暫間被覆冠等を含めて評価する趣旨に

ほかならない。

第4 歯周治療用装置の点数算定要件の解釈

前述のように、歯周治療用装置について独立の点数算定が認められている趣旨、目的からすれば、平成6年3月16日付け算定告示、保険発25号通知の定める歯周治療用装置の要件は、次のように解釈される。

| 「治療計画書に基づき」との要件

(1) 歯周治療用装置の装着予定の治療計画書への明記の必要性

ア「治療計画書に基づき」という文言の意義、解釈前述のとおり、平成6年3月16日付け算定告示及び保険発25号通知は、昭和60年2月18日付け算定告示及び保険発11号通知の定めを踏襲して、歯周治療用装置は「治療計画書に基づき」用いられた場合に算定される旨定めている。

そして、厚生省保険局医療課等編「歯科点数表の解釈」平成6年4月版(乙第21号証)によれば、「治療計画書とは、臨床所見、症状の経過、評価、実施予定の療法及び療養上の指導計画等が記載されているものをいう。」とされている(同号証の160頁(3))。

これは、歯周治療用装置が、PI型の治療体系に基づき、あらかじめ綿密に立てられた治療計画の一環として用いられた場合に限って点数算定が認められるものであることから、歯周治療用装置の装着を予定したのであれば、「実施予定の療法」として、それを治療計画書に明示しなければならないとする趣旨である。

したがって、歯周治療用装置の点数算定が認められるためには、「治療計画書に基づき」との字義に従い、治療計画書自体に「実施予定の療法」として、その装着予定が明記されなければならないことは当然であって、仮に当初の治療計画書作成時には歯周治療用装置を予定していなかったが、その後の治療過程でこれを用いる必要が生じたのであれば、その旨の治療計画の変更を要する。

かかる解釈は、厚生省保険局が、昭和60年3月に新たに歯周治療用装置の点数を設けた際の確立した解釈であって、治療計画書の記載を簡略化してよいとか、実施予定の療法の一部の記載を省略してよいなどという論議がなされたことはない(乙第30号証、当番における証人宮武光吉の証言)。

そして、上記解釈は、平成6年3月16日付け算定告示、保険発25号通知が定められた際にも、そのまま踏襲されているのである(乙第31号証、当番の証人石井拓男の証言)。

イ 診療録への二重記載との関係

なお、保険発25号通知は、治療計画書に関して、「治療計画書が診療録に付随するものとしてこれと一体とみなすことができる状態で作成されている場合には、治療計画書に記載した所定の事項をさらに診療録に記載しなくても差し支えない。」との定めを設けている(乙第11号証の191頁の(17))。

これは、平成元年に保険発19号通知により設けられた定めを保険発25号通知で発出し直したものであるが、その趣旨は、治療計画書に所定事項が記載されている場合には、これに付随し、一体をなす診療録には、治療計画書に記載した事項の二重

記載を要しないとするものであって、その逆の場合、すなわち、診療録に所定事項の記載があれば、治療計画書にはその記載を省略してよいことを示唆するものではない(乙第31号証、当番の証人石井拓男の証言)。

したがって、上記通知を根拠に、診療録に実施予定の療法の記載があれば、治療計画書には記載を要しないなどとはいえない(むしろ上記通知の「治療計画書に記載した所定の事項」との文言からは、「実施予定の療法」を含む「所定の事項」は、当然に治療計画書に記載しなければならないとの前提に立っていることがうかがわれる。)。

(2) 被控訴人の主張に対する反論

ア 治療計画書自体への所定事項の記載の要否被控訴人は、平成6年3月16日付け算定告示及び保険発25号通知は、「治療計画書自体に歯周治療用装置の装着予定が明記されることまでは要求していない」と主張し(当番の答弁書の第3、二、1)、原判決もこれを容れて、同旨判示をしている(原判決の52頁)。

しかし、乙第31号証、当番の証人石井拓男の証言に照らせば、保険発25号通知が、 歯周治療用装置を含む「実施予定の療法」を治療計画書自体に明記しない限り点数 算定が認められないとの趣旨のものであることは明らかである。

原判決は、治療計画書自体への明記を要求する特段の定めがないことを上記解釈の根拠としているようであるが(原判決の51頁)、治療計画書に実施予定の療法を記載すべきものとされている以上、あえてそのような当然の事理を定めた通知等を設けるいわれはなく、かえって算定告示や関係通知に特段の定めがない限り、「所定の事項」の記載を省略してよいなどという解釈が成り立つ余地はない。

したがって、被控訴人の上記主張は失当であり、これに依拠した原判決の解釈も明らかに誤っている。

イ 疑義解釈通知等に関するデンタルダイヤモンドの記載について被控訴人は、前記主張の根拠として、デンタルダイヤモンド増刊号VOL15、No.9(甲第11号証)に「その後の疑義解釈通知により、『書』といった形式にとらわれることなく、カルテの中でも、別紙にでも、大づかみに診療の流れを記入し、それを念頭に診療を進めればよいわけで、形式にとらわれることなく、実用的なメモ書きでよいことになった」との記載が存することを挙げる(当番の答弁書の前記箇所)。

しかし、そのような疑義解釈通知はそもそも存在せず、これまでに厚生省が治療計画書の記載を簡略化してよいことを示唆する通知を発したことなどない(当番の証人石井拓男の証言)。したがって、デンタルダイヤモンドの上記記述は明らかに誤りであって、被控訴人の前記主張の根拠足り得ない。

ウ 岩手県歯科医師合作成の治療計画書の様式について

また、被控訴人は、社団法人岩手県歯科医師会が甲第12号証の127頁に示されるように、各処置の内容を・スケーリング、・SPR等に番号化した治療計画書の様式を作成しており、あたかも同頁の・ないし・に例示されている以外の処置については、治療計画書への記載を要しないかのような主張をする。

しかし、そもそも厚生省保険局がかかる様式の治療計画書使用を承認したことは

ない(当番の証人石井拓男の証言)。また、仮に、かかる様式の治療計画書によったとしても、前記・ないし・に例示されたもの以外の処置(歯周治療用装置を含む)について、治療計画書への記載を省略してよいなどという解釈が成り立つはずはなく、上記以外の処置を予定したのであれば、これを治療計画書に記載しない限り点数算定が認められないのは当然である(乙第32号証、当番の証人宮武光吉の証言)。

したがって、被控訴人の上記主張も明らかに失当である。

エ 治療計画書作成前の被覆冠装着等について

(ア) さらに、被控訴人は、前記デンタルダイヤモンドで紹介されている症例(甲第11号証の303、304員のカルテA(参考例))では、治療計画書作成前に歯周治療用装置が用いられているにもかかわらず、点数算定が認められているとし、これは、治療計画書に記載がなくても、カルテの記載から歯周治療用装置の装着予定が理解されるからであると主張する(当番の答弁書11頁)。

この点に関連して、保険発25号通知は、「辺縁不適合物を除去後、被覆冠等歯周治療用装置を行う必要がある場合に精密検査の前に行うことは認められる。なお、この場合には『治療計画書作成中』と摘要欄に記載する。」と定めており(乙第11号証の206頁4、(4))、精密検査前に歯周治療用装置を用いる場合のあることを想定している。

しかし、これは治療計画書は本来、適応検査、精密検査終了後、これらの結果を 踏まえて作成されるところ、適応検査の結果、歯周治療の妨げとなる辺縁不適合物 が発見され、精密検査を待たずに早急にこれを除去して歯周治療用装置を用いる必 要がある場合には、その装着を許容する趣旨であって、治療計画書作成のいとまが ない場合についてのいわば当然の規定である。

上記カルテAが、いかなる症例に関するものであるかは必ずしも明らかではないが、その記載によれば、適応検査と同時に暫間被覆冠(「歯周治療用装置」の意であろう。)を用いており(甲第11号証の206頁)、上記通知に沿った治療を行ったケースと解される。したがって、同症例を根拠に、治療計画書作成後に歯周治療用装置を用いる通常の場合についてまで、カルテに記載があれば、治療計画書にその記載を省略してよいなどとはいえない。よって、被控訴人の前記主張は失当である。

(イ) また、被控訴人は、デンタルダイヤモンド増刊号v0L11、No. 14(甲第14号証)で紹介されている症例では、治療計画書に「Cr」等の記載しかないにもかかわらず、歯周治療用装置の点数算定が認められているとも主張する。

しかし、デンタルダイヤモンドは、民間の一雑誌であって公刊物ではなく、その 記述も正確性を欠いていることは前述のとおりである。

そして、厚生省保険局が上記雑誌のような治療計画書の記載の在り方が正しい運用であると是認したこともない(もっとも、治療計画書の記載内容については、歯科点数の査定上の限界があることは後述する。)。

のみならず、上記症例の場合、カルテに「PCRの結果、従来どおりの方法を継続し、除石と歯周ポケット掻爬をした後様子を見て外科予定。早い時期に左下56番歯 冠修復、それまで被覆冠を入れておく」との治療予定が記載されており(これらは 本来、治療計画書に記載しなければならないものではあるが。)、本件のように、 カルテにすら歯周治療用装置の装着予定の記載が全くなく、しかも最終的治療に至ってから歯周治療用装置と称する被覆冠を用いているケースとは異なる。

オ まとめ

以上のとおり、「治療計画書に基づき」との要件に関する被控訴人の主張はいずれも失当である。

- 2 「最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」との要件
 - (1) 歯周治療用装置装着の時期的制限
 - ア 上記要件の趣旨と通常の装着時期

「最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」との要件は、被覆 冠又は床義歯が歯周治療用装置と認められるための時期的な制限を定めたもので ある。

すなわち、歯周治療用装置は、治療計画書作成後、プラークコントロール、除石、ルートプレーニング等の一連の歯周治療がなされる間、歯の適合性を確保し、咬合の確率を図ることによって、歯周治療に役立たせる目的で用いられるものであり、長期にわたる歯周治療の期間に、これらの処置に伴って用いられた場合に限り点数算定が認められるものである。したがって、歯周治療が終了して最終的治療に入る段階で用いられた被覆冠は、歯周治療の目的で用いられるものではあり得ず、歯周治療用装置の点数は認められない。上記要件はかかる当然の事理を明らかにしたものである。

そして、前記のとおり、適応検査、精密検査の結果、歯周治療の妨げとなる辺縁 不適合物があれば、治療計画書作成後、歯周初期治療の段階で速やかにこれを除去 して歯周治療用装置を装着し、以後の長期にわたる歯周治療の効果を上げることが 想定されているから(原審の証人鴨井久一の証言)、通常の場合、歯周治療用装置は 歯周初期治療の段階で用いられるのが常識であって、上記要件もかかる歯科医療の 常識を念頭に置いたものである(当番の証人宮武光吉の証言)。

したがって、後述のような特段の事情がない限り、歯周初期治療後に用いた被覆 冠を歯周治療用装置とみることはできない。

イ 歯周初期治療後に歯周治療用装置を用いる場合

例えば、歯周外科治療を行った場合などは、歯周治療用装置が歯周初期治療後の段階で用いられることもあるが、歯周外科治療は歯周初期治療が功を奏しない重症の症例についてなされるから、上記装着時期はあくまで症状の重症度に応じたものである(平成8年3月の歯科点数の改定で、歯周初期治療を行っても効果の見られない重症の症例について歯周外科治療と併行して被覆冠等を用いた場合に限定して歯周治療用装置の点数算定が認められることとなったが、これも、重症の症例の治療目的で用いられた被覆冠等に点数を認める趣旨であって、本件各被覆冠のように最終的治療段階で歯周治療と無関係に用いられた被覆冠に独立の点数算定を認める趣旨ではないことはいうまでもない(原審の証人鴨井公一の証言)。)。このほか歯周初期治療後の段階で歯周治療用装置を用いる場合があり得るとすれば、適応検

査、精密検査の段階では、歯周治療の妨げとなる辺縁不適合物が認められず、古い 冠や義歯を入れたまま歯周治療を進めたが、再評価検査等の結果から、これらを入 れたままでは歯周治療に支障があると判断されたような例外的場合であり、かかる 場合には、当然に、その旨の治療計画の変更を要する。

ウ 歯周初期治療後に用いた被覆冠を歯周治療用装置と見る余地の有無

そして、仮に歯周治療用装置を歯周初期治療後に用いる場合であっても、同装置が歯周治療の目的に供されるものである以上、少なくとも、その装着後さらに長期にわたる歯周組織の維持、改善のための治療がなされるのが当然であって、被覆冠の装着後、間もなく特段の歯周治療がなされることなく最終的治療に着手しているようなケースでは、当該被覆冠は歯周治療用装置とは解し得ず、最終的治療が終了するまでの暫時の間用いられた暫間被覆冠というべきである。

まして、最終的な補綴物を入れるために、歯冠形成を行ったり、その土台となる メタルコアや最終的な補綴物であるブリッジの印象採得を行った段階では、もはや 歯周治療は終了しているはずであるから、この段階で用いられた被覆冠は歯周治療 目的のものではあり得ず、上記各最終的治療と一連の処置としてなされた暫間被覆 冠にほかならない(以上につき、乙第30号証、原審の証人鴨井久一、当審の証人宮 武光吉の各証言)。

(2) 被控訴人の主張等に対する反論

ア メタルコア、ブリッジの印象採得に際し用いられた被覆冠の点数算定 被控訴人は、前記算定告示及び保険発25号通知は、「最終的な治療として歯冠修 復及び欠損補綴を行うまでの間」と定めているにすきず、「最終的治療の着手時に とられる処置(メタルコア、ブリッジの印象採得、歯冠形成)及び最終的治療である 歯冠修復、欠損補綴を行うまでの間」とは定めていないから、メタルコア、ブリッ ジの印象採得、歯冠形成に着手した後に装着した被覆冠であっても、歯周治療用装 置と認めるべきであると主張する(当審の答弁書の6頁等)。

しかし、保険発25号通知が「『歯冠修復及び欠損補綴物の製作に係る一連の診療行為』における暫間被覆冠…の費用はそれぞれの所定点数に含まれる。」と定め(乙第11号証の222頁)、平成6年3月16日付け算定告示が、歯冠形成、支台築造(メタルコア)、印象採得の点数を第12部「歯冠修復及び欠損補綴」第1節「歯冠修復及び欠損補綴料」の項目中に定めていることに照らすと、メタルコア、ブリッジの印象採得、歯冠形成は、いずれも「歯冠修復及び欠損補綴物の製作に係る一連の診療行為」にほかならない。

したがって、上記告示及び通知は、メタルコア、ブリッジの印象採得、歯冠形成に着手した後に用いられた被覆冠は暫間被覆冠であって、それぞれの所定点数に含めて評価され、歯周治療用装置として独立の点数算定が認められないとの前提に立っていることが明らかである。

よって、被控訴人の前記主張は失当である。

イ メタルコアの印象採得の点数の位置づけについて

また、被控訴人は、メタルコアは、歯冠修復物の土台となるものであって、歯冠

修復物そのものではなく、保険点数も歯冠修復物とは別個に算定されることになっているから、メタルコアの印象採得の着手時点をもって「最終的な治療としての歯 冠修復」の着手時点と見ることはできないと主張する(甲第20号証の20頁)。

しかし、昭和59年の歯科点数において、メタルコア(支台築造)の装着は、失活歯歯冠形成の一項目として点数が定められていたところ(乙第29号証の1の193頁)、昭和60年の歯科点数の改正で歯冠形成とは別個の項目として点数が定められたにすぎない(乙第29号証の2の195頁)。そして、メタルコアの装着、印象採得は、別項目化後も歯冠形成と同様、「歯冠修復及び欠損補綴」の項目に含まれていることに変わりはないから(前記ア)、メタルコアの印象採得は、「歯冠修復及び欠損補綴の製作に係る一連の診療行為」にほかならない(乙第30号証、当番の宮武光吉、同石井拓男の各証言)。

被控訴人の上記主張は、. 上記算定告示等の定めを無視したものであって、明らかに失当である。

(3) メタルコアの印象採得と最終的治療の関係についての原判決の解釈の誤り

ア原判決の判旨

なお、原判決は、控訴人主張の解釈のとおり、算定告示が「メタルコアの印象採得時をもって歯冠修復の開始時としている」ことを窺わせると判示しつつ、「歯科医師において、歯肉の状態がある程度改善し、メタルコアの印象採得は可能であるが、歯肉の十分な改善及び歯周治療を終了させるためには再度歯周治療用装置たる被覆冠を用いる必要があるとの判断に至ることもあり得る」とし、控訴人の上記解釈を前提とすると、歯科医師は「メタルコアの印象採得ならばすることができるにもかかわらず、これをせずに、歯周治療用装置たる被覆冠の装着のみを行った上で、患者を再度通院させ、歯肉の十分な改善を確認して歯周治療を終了させた後でなければ、メタルコアの印象採得を行うことができないということになり、患者の通院回数を無用に増やすことになる」と判示して、算定告示が「メタルコアの印象採得と同時に行う歯周治療用装置たる被覆冠の装着を排除する趣旨を含んでいない」と向時に行う歯周治療用装置たる被覆冠の装着を排除する趣旨を含んでいない」とか、「歯冠修復着手以後の被覆冠を一切認めないという形で時期を限定するものではない」と判示する。

イ 判旨の解釈の誤り

しかし、上記判旨は、メタルコアの印象採得時に当該歯牙がなお歯周治療用装置たる被覆冠を用いて治療を施す必要がある状態にある場合があり得るとの理解を前提としているが、そもそもそのような前提自体が誤りである。すなわち、歯肉の状態が、もはや積極的治療を要しない状態にまで改善しているからこそ最終的治療である歯冠修復に着手し得るのであって、歯肉が、いまだ歯周治療用装置を用いて治療を施す必要のある状態にあれば、その治療が終了してから歯冠修復に着手するのが当然の順序である。この点、「歯槽膿漏痒の治療指針」(乙第21考証の866員)は、「いかなる補綴も健全な歯肉をもとにして行われなくてはいけない。今補綴を行わんとしてそこに歯肉の疾患が存在するのであれば、まずこれを正常化してから

支台形成なり局部義歯の印象が行われるのが当然である。すなわち…いかなる補綴装置を行うに当たっても、まず歯槽膿漏症の処置が先行されなければならないのである。」と定めているところである。

原判決は、歯周治療用装置を用いて治療を施す状態にある歯牙について同時に歯 冠修復に着手することで患者の通院回数を減らせるとするが、かかる治療の前後を 踏まえない処置によって患者の通院回数さえ減らせればよいなどというのは、本末 転倒であって、医学的常識の無理解を露呈する立論というほかはない。

以上のとおり、判旨は歯科医療に関する非常識な見解に立脚して算定告示の解釈 を歪めるものであり、明らかに失当である。

(4) 歯槽膿漏症と他の口腔疾患が併存する場合の処置について

なお、甲第25号証(日本歯科医師会雑誌38巻8号·昭和60年11月10日)中には、「治療計画書を作成して歯槽膿漏症の治療中に、必要があって…メタルコアの装着…を行うことは差し支えないか。」との疑義事項(同号証の2枚目裏(4)・)に対し、「歯槽膿漏症の治療中に『歯槽膿漏症の治療指針』の『第4歯槽膿漏と他の口腔疾患とが共存する場合の治療に当たり注意すべき事項を勘案して必要に応じ、並行して行って差し支えない。」との回答が示されている。

しかし、これは、あくまで日本歯科医師会の行った疑義回答であって、厚生省保険局の正式な疑義解釈ではない(現に、上記回答の末尾には(社指)とあり、(保険発・・・・号)といった表示はない。)。また、上記回答が勘案すべきであるとする「歯槽膿漏症の治療指針」の「第4 歯槽膿漏と他の口腔疾患とが共存する場合の治療に当たり注意すべき事項」の「2. 補綴(修復)と歯槽膿漏症」(乙第21号証の865、866頁)には、前記のとおり「歯肉の疾患が存在するとき、まずこれを正常化してから支台形成なり局部義歯の印象が行われるのが当然である。・・・いかなる補綴装置を行うに当たってもまず歯槽膿漏症の処置が先行されなければならない。」とされている。しかも、上記項目中の「ア 金属冠、ジャケット冠、継続歯の場合」によれば、冒頭に「この三種の補綴に共通なことはその断縁が歯肉縁下1・のところにおかれるということである。この歯肉縁下1・という場合の歯肉縁は、あくまで臨床的に健全な歯肉を基準としたものであることはいうまでもない。」とされ、末尾には「補綴物の支台を形成する前に歯肉はほぼ正常位にいたるまで歯槽膿漏症の治療を行ない、しかる後に支台形成すべきであるといえる。」とされている(乙第21号証の866、867頁)。

したがって、「歯槽膿漏症の治療指針」は、歯槽膿漏症と他の口腔疾患(例えば齲蝕症)の治療を行う場合であっても、メタルコア等の支台形成は、歯肉が十分健全化されてからこれに着手することを当然の前提としているのである。

- 3 「残存歯の保護と咬合の回復のため」との要件
- (1) 「残存歯の保護と咬合の回復」の意味と暫問被覆冠との区別の基準 前述のように、辺縁不適合物除去後、歯牙をそのままの状態にしておくと、かみ 合わせが悪く、前後の歯が傾斜したりして、歯肉に不適切な外力がかかり歯周組織 の破壊が進んで歯周治療の効果が得られなくなるので、被覆冠や床義歯を用いるこ

とによって、かみ合わせを保持し、前後の歯の傾斜を防ぎ、歯周治療の効果を高める処置がとられる。「残存歯の保護と咬合の回復のため」とは、被覆冠等をこのように、歯周組織の維持、改善のための積極的治療目的で用いることを意味する(乙第30号証、当審の証人宮武光吉の証言)。

したがって、かかる積極的治療目的で用いられた被覆冠、床義歯のみが上記要件に該当することになるが、歯周治療用装置は被覆冠形態の暫間被覆冠とその材質、素材がほとんど異ならないから、その外観によって両者を区別することは、そもそも不可能である。そうすると、その区別は、当該被覆冠が辺縁不適合物除去後、プラークコントロール、スケーリング、ルートプレーニングといった一連の歯周治療を行っている期間に、これらの処置に伴い用いられたものであるか、それとも、これらの歯周治療が終了し最終的治療に入る段階で、当該最終的治療が終了するまでの暫時の間用いられたものであるかによって区別するほかはない。

その意味で、両者の区別は、その装着時期と密接に関連するということができ、前者のように一連の歯周治療処置を行っている最中に、これらの処置に伴って用いられた被覆冠は、歯周治療の効果を高める目的で用いられた歯周治療用装置と評価し得るのに対し、後者のように、既に歯周治療が終了した段階で用いられた被覆冠は、最終的治療が終了するまでの暫時の間、歯周治療とは無関係の歯の審美性保時、感染防止等の機能を果たすにすぎないから、最終的治療の一環にほかならず、暫間被覆冠としか評価し得ないのである。

(2) 被控訴人の主張に対する反論

被控訴人は、支台築造や歯冠形成といった最終的治療のみが残された段階で用いられた被覆冠であっても、歯根膜に刺激を与え廃用性萎縮を防ぐとともに歯の形態を回復するなど、「残存歯の保護と'咬合の回復」に役立つ旨主張する(当番の答弁書の13、14頁)。

被控訴人は、歯周治療が終了した段階で装着した被覆冠であっても、なお「残存歯の保護と咬合の回復」に役立つから、同要件を満たすと主張したいのであろうが、上記要件は、歯周治療用装置が、最終的治療とは区別された歯周治療のための「処置」の一環として独立の点数算定が認められるかどうかにかかわるものであるから、その意義は当該被覆冠が歯周治療の効果を高める機能、目的を有するかどうかという観点から把握されるべきである。

すなわち、「残存歯の保護と咬合の回復のため」とは、辺縁不適合物除去後、歯周治療用装置を装着し、かみ合わせを保持し、歯に不適切な外力が及んだり、前後の歯が傾斜して間隙をふさぎ食片が直接歯質に当たって歯周治療に悪影響を及ぼすことを防ぎ、もって歯周治療の効果を高めることをいうのであり、このように歯周治療用装置が歯周治療に役立つ機能を有することに着目して、最終的治療とは独立の「処置」としての点数算定が認められているのである(当審の証人石井拓男の証言)。したがって、歯周治療が既に完了し、最終的治療のみが残された段階で用いられた被覆冠が、そのような機能、目的を有しないことは明らかである。

仮に、上記段階で、被覆冠を用いることで、被控訴人のいう歯根膜の萎縮や歯の

形態の回復を図り得るとしても、この段階では、歯周治療自体は完結しているのであるから(そうでなければ、そもそも最終的治療に入れるはずがない。)、そのような機能は歯周治療それ自体とは無関係の副次的効果にすぎないというべきである。したがって、被控訴人の上記主張は失当である。

第5 本件各被覆冠の歯周治療用装置の算定要件非該当性

- Ⅰ 「治療計画書に基づき」との要件の非該当性
 - (1) 本件各被覆冠の装着予定の記載の不存在

前記のとおり、「治療計画書に基づき」との要件該当性が認められるためには、治療計画書それ自体に歯周治療用装置の装着予定が明記されていなければならないところ、被控訴人作成の患者A、患者Bの各治療計画書(甲第6号証、第7号証の各3枚目)それ自体には、その装着予定の記載がないばかりか、カルテ本体(甲第6号証の6頁以下、第7号証の5頁以下)にすら、本件各被覆冠があらかじめ装着を予定されたものであることをうかがわせる記載は全くない。また、適応検査、精密検査の結果から歯周治療の妨げとなる辺縁不適合物が存しないと判断され、治療計画書作成の段階では歯周治療用装置を要しないとされたが、歯周治療を行い、再評価検査等の結果からこれが必要と判断される場合もあり得るが、かかる場合、治療計画書の語の治療計画の変更がなされるはずである。しかるに、本件の場合、治療計画書の変更欄にはいずれも「変更なし」との記載が存するのみであって(甲第6号証の4枚目、5枚目の「臨床所見及び治療計画書の評価・変更」欄、第7号証の4枚目の同欄)、そのような治療計画の変更がなされた形跡は一切ない。

したがって、本件各被覆冠が「治療計画書に基づき」装着されたものでないことは明らかである(乙第30号証、第31号証、当審の証人宮武光吉、同石井拓男の各証言)。

(2) 実際の診療経過との関係

のみならず、以下に述べるように、本件の患者A、患者Bに対する診療経過に照らしても、本件各被覆冠があらかじめ装着を予定されたものであると認める余地はない。

ア 歯周治療用装置の装着を予定した場合の治療経過

そもそも歯周治療用装置は、初診時のレントゲン検査や適応検査、精密検査において、歯周治療の妨げとなる辺縁不適合物が認められた場合に、そのままの状態で歯周治療を進めても治療効果が得られないことから、歯周初期治療に入る段階で上記不適合物を除去して装着されるものである。そして、古い修復物が歯肉に適合するかどうかは、上記各検査において、辺縁の状態を確認することで容易に判断可能であり(原審の証人鴨井久一の証言)、辺縁不適合物が存すると判断されれば、治療計画を立てる段階で、その除去と歯周治療用装置の装着を予定し、歯周初期治療に当たり、速やかに上記計画に従った処置を行うのが当然である。仮に、上記各検査の段階では、辺縁不適合物が存しないと判断され、古い修復物を除去せずに歯周初期治療に入ったとしても、その後の再評価検査等の結果から、やはり上記修復物が歯周治療の妨げとなると判断されれば、その段階で治療計画を見直し、改めて上記

修復物の除去、歯周治療用装置の装着がなされるはずである。

イ 患者Aの治療経過と歯周治療用装置の装着予定の有無

しかるに、別紙1のとおり、被控訴人は、患者Aの治療に当たり、平成5年11月20日に精密検査を行った後、古いメタルコアや前装冠を除去せずに歯周治療を継続し、この間、治療計画の見直しを行った形跡もなく、1年4か月余り経過した後の平成7年4月25日、同月27日に至って、上記古い修復物を除去したが、この時点ですら、改めて歯周治療用装置の装着を予定し直した形跡はなく、現にこれを用いていない。かえって、被控訴人は、翌月10日、11日には、左上1番の歯牙に最終的治療の一環であるTEK(暫間被覆冠)を装着し、同月26日、同月29日ないし31日、同年6月2日及び同月5日には、右上2番の歯牙にも暫間被覆冠を装着している。そして、その翌日の同月6日に、右上1番、2番、左上1番の各歯牙に歯周治療用装置と称する本件被覆冠1を装着しているが、更なる歯周治療を予定するでもなく、同日、直ちに最終的治療であるメタルコアの印象採得を行い、そのわずか1週間後にはメタルコアの装着、歯冠形成といった一連の最終的治療を行っているのである。

このように、被控訴人が治療計画書作成時はもとより、その後の歯周治療の過程においても、歯周治療用装置を用いることを予定した形跡は全くうかがわれないのであり、むしろ被控訴人は古い修復物を除去しないまま歯周治療を完了させ、その除去後は、短期間TEKを装着した上で直ちに最終的治療に入ることを予定していたものと見るのが相当である。本件被覆冠1は、被控訴人が治療計画と無関係に用いた上記TEKのひとつにほかならず、被控訴人は、これがあらかじめ装着の予定された歯周治療用装置であるとみせかけようとしているにすきない。

ウ 患者Bの治療経過と歯周治療用装置の装着予定の有無

これは、患者Bについても同様であって、被控訴人は別紙2のとおり平成6年12月19日の精密検査後、古いダミーやメタルコアを除去しないまま半年以上も歯周治療を続け、この間、治療計画を見直して歯周治療用装置の装着を予定し直した形跡もない。そして、平成7年7月4日に至って上記古い修復物を除去し、同時に右上6番の歯牙に歯周治療用装置と称する本件被覆冠2を装着しているが、更なる歯周治療を予定するどころか、次回診療日に右上4番の歯牙のメタルコアの印象採得を予定し、8日後の次回診療日(同月12日)に、予定どおり印象採得を行っている。その際、右上4番の歯牙に歯周治療用装置と称して本件被覆冠3を装着しているが、やはり特段の歯周治療は予定せず、かえって次回診療日に最終的治療であるブリッジの印象採得を予定し、1週間後の次回診療日(同月19日)に、予定した印象採得を行うとともに、最終的治療である歯冠形成を行っているのである。

上記経過に照らせば、被控訴人は、本件被覆冠2及び3を、あらかじめ治療目的で用いることなど予定していなかったことが明らかであり、むしろ最終的治療に至るまでの間、古い修復物を除去しないまま(したがって、歯周治療用装置を用いずに)歯周治療を進める予定であったと見るほかはない。

したがって、上記各被覆冠も、最終的治療段階で治療計画と無関係に用いられた 暫間被覆冠にほかならないというべきである。

(3) 被控訴人の主張に対する反論

ア 「除石」、「RCT」、「Cr」の記載と歯周治療用装置の装着予定 これに対し、被控訴人は、患者Aの治療計画書(甲第6号証の3枚目)の「除石」、「RCT(根管治療)」の記載や、患者Bの治療計画書(甲第7号証の3枚目)の「Cr(ブリッジの装着)」の記載が、これらの処置に伴って行われる具体的処置を含むものであるとして、いかにもこれらの記載に歯周治療用装置の装着予定が含まれるかのような主張をし(当審の答弁書17、18頁)、甲第20号証、原審の被控訴人本人尋問の結果中には、これに沿う部分がある。

しかし、そもそも歯周治療用装置は適応検査、精密検査の結果、歯周治療の妨げとなる辺縁不適合物が認められた場合に、治療計画書に基づき装着が予定されるものであり、「除石」、「RCT」、「Cr」といった処置に当然に伴うものではない。したがって、歯周治療用装置の装着予定が上記各処置の記載に当然に含まれるなどとはいえない(乙第30号証、当審の証人宮武光吉、同石井拓男の各証言)。

しかも、「除石」や「RCT(根管治療)」は、歯周治療に限らず、齲歯の治療に当たりごく一般的になされる基本的治療であって、これらの処置から、歯周治療用装置の装着が当然に予定されているとはいえず、最終的治療としてCr(ブリッジの装着)を予定しているからといって、これに至る歯周治療の過程で、歯周治療用装置を用いることが当然に想定されるものでもない(原審の証人鴨井久一の証言)。

被控訴人の上記主張は、本件各被覆冠が、最終的治療の段階で無計画に用いられた暫間被覆冠であるにもかかわらず、いかにも、あらかじめ、装着を予定されたものであるかのように見せかけるための詭弁であって、明らかに失当である。しかるに、原判決は、かかる不合理極まりない主張に安易に依拠し、控訴人提出の上記証拠等に言及すらせずに、本件被各覆冠が「治療計画書に基づき」用いられたものであると断じており(原判決48頁ないし54頁)、明らかな採証法則違反がある。

- イ 被控訴人が用いた他の被覆冠についての減点査定の有無との関係被控訴人は、患者Aに対し平成7年5月24日に、患者Bに対し平成7年5月8日、同月30日にそれぞれ用いた被覆冠については、本件各被覆冠と同様、治療計画書に記載がないにもかかわらず、減点査定の対象とされておらず、同一の治療計画書に基づき点数を請求しているにもかかわらず、点数を認めたり、認めなかったりするのは背理であると主張する(当番の答弁書の16貫)。
- (ア) 被控訴人が平成7年5月24日に患者Aの左上2番の歯牙に用いた被覆冠(甲第6号証の該当日付欄)、同月8日に患者Bの左上3番、4番の歯牙に用いた被覆冠、同月30日に右上2番、1番、左上1番の各歯牙に用いた被覆冠(甲第7号証の各該当日付欄)について、歯周治療用装置の点数を請求したこと、これに対し、控訴人が治療計画書を作成していないことを理由に減点査定を行っていないことはそのとおりである。

しかしながら、以下に述べるように、これは控訴人の減点査定に一貫性がないからではなく、査定の段階では、治療計画書の記載内容までは審査できないからである。

(イ) すなわち、控訴人の行う査定は、診療報酬請求書(いわゆるレセプト。 乙第1号証、第2号証と同じ体裁、内容のもの)を対象とする書面審査であって、乙 第1号証、第2号証のとおり、上記請求書には、各月に行った処置の内容とその点数 が記載されるのみであり、治療計画書の作成の有無やその記載内容を記入する欄は ない。したがって、控訴人が査定を行う際に治療計画書に当該処置の記載がないこ とを指摘することは不可能である(控訴人の審査は、診療担当者が治療計画書に基 づく処置を点数請求する以上は、当然に当該処置を治療計画書に記載しているとの 前提で行われる。)。

治療計画書の記載内容は、診療録(甲第6号証、第7号証の各3枚目)を確認しない限り把握し得ないが、控訴人の行う審査には、診療担当者に対し診療録の提出を求める手続はない。診療録の審査については、社会保険診療報酬支払基金法14条の3が「審査委員会は、診療報酬請求書の審査のため必要があると認めるときは厚生労働大臣の承認を得て、当該診療担当者に対して出頭及び説明を求め、報告をさせ、又は診療録その他の帳簿書類の提出を求めることができる。」と規定するのみである。

(ウ) したがって、控訴人は審査の段階では患者A及び患者Bの各治療計画書の記載内容を知悉しておらず、被控訴人が本訴に至って診療録(甲第6号証、第7号証)を書証として提出したため、初めて本件各被覆冠のほか上記各被覆冠の装着予定が治療計画書に記載されていないことを知ったものである。控訴人が、査定の段階では、「治療計画書に基づき」との要件を欠くことを減点の理由としなかったのはかかる事情によるものである。

控訴人は、診療報酬請求書(乙第1号証、第2号証)の記載から、被控訴人が同一月に、本件各被覆冠を「処置」として点数請求するとともに、印象採得、歯冠形成、支台築造、鋳造歯冠修復等の「歯冠修復及び欠損補綴」に係る処置の点数請求をしていることが明らかであったため、本件各被覆冠が「最終的治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間、残存歯の保護と咬合の回復のため」用いられたものではないと判断し、減点査定を行ったが、前記(ア)の各被覆冠については、診療報酬請求書の記載上、そのような顕著な減点事由がうかがわれなかったため、減点査定をしなかったにすきない。

(エ) 控訴人が、前記(ア)の各被覆冠につき治療計画書に記載がないことを理由に減点査定をしなかったのは、かかる審査手続上の制約に起因するものであって、控訴人の取扱いが統一性を欠いているからではない。

したがって、被控訴人の前記主張は失当である。

- 2 「最終的治療としての歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」との要件の非該当性
 - (1) 患者Aについて

ア 治療経過

患者Aの右上1番、2番、左上1番の各歯牙についての治療経過は、別紙1のとおりであるが、これによれば、被控訴人は、歯槽膿漏に罹患していたとする上記各歯牙

について、平成5年11月13日に適応検査、同月20日に精密検査を行った後、右上1番、2番、左上1番の各歯牙について古い修復物を除去しないまま除石、P処JG(消毒)等の処置を行い、左上1番の歯牙の古い修復物(前装FCK)を除去したのは、上記各検査後、実に1年4か月余を経過した後の平成7年4月25日であり、右上1番、2番の古い修復物(前装FCK)を除去したのも同月27日に至ってからである。

しかも、被控訴人は、その後、上記各歯牙について消毒、根管治療(歯周治療ではない。)など若干の処置を行っただけで、翌月10日、11日には、早くも左上1番の歯牙に、最終的治療の一環であるTEK(暫間被覆冠)を装着し、同月26日、29日ないし31日、同年6月2日及び同月5日には右上2番の歯牙にもTEK(暫間被覆冠)を装着している。

そして、同年6月6日には、右上1番、2番、左上1番の各歯牙につきメタルコアの 印象採得を行い、最終的治療に着手しながら、同名歯牙に歯周治療用装置と称する 本件被覆冠1を装着している。しかるに、その後、同月12日に、消毒を行っただけ で、翌13日には、上記各歯牙に銀合金メタルコアを装着し、歯冠形成を行った後、 同月23日には最終的修復物である硬質レジン前装冠を装着している。

イ 本件被覆冠1の装着時期等

前記のとおり、被控訴人は、精密検査後、患者Aの右上1番、2番の各歯牙について古い修復物を除去しないまま除石、消毒等の処置を続け、1年4か月余り経過した後、ようやく上記古い修復物を除去したが(したがって、これらの修復物が歯周治療の妨げとなる辺縁不適合物でなかったことは明らかであり、そもそも同名歯牙につき歯周治療用装置装着の必要が存したとは認められない。)、同名歯牙に歯周治療用装置と称する本件被覆冠1を装着したのは、既に最終的治療の一環であるメタルコアの印象採得に着手した日であり、しかも、その後、特段の歯周治療を行うことなく、わずか1週間後には最終的治療であるメタルコアの装着、歯冠形成を行っているのである。

以上の経過からすれば、本件被覆冠1は、特段の歯周治療の必要がなくなった段階で、明らかに最終的治療に着手した後に装着されたものであって、「最終的治療としての歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」に用いられたものとは到底解し得ず、同要件に該当しない(当審の証人宮武光吉、同石井拓男の各証言)。

(2) 患者Bについて

ア 治療経過

被控訴人は、患者Bの右上4番ないし6番を含む各歯牙について平成6年12月7日に適応検査を、同月19日に精密検査を行った後、やはり古い修復物を除去することなく除石、消毒等の処置を続け、右上4番ないし6番のダミーを切除し、右上6番の古い修復物(FCK)を除去し、右上4番の古いメタルコアを除去したのは、精密検査後6か月以上も経過した後の平成7年7月4日に至ってからである(したがって、上記修復物も歯周治療の妨げとなる辺縁不適合物ではなかったと解され、本件で、そもそも歯周治療用装置装着の必要性があったとは認められない。)。

そして、同日、右上6番につき歯周治療用装置と称する本件被覆冠2を装着しなが

ら、その後特段の歯周治療は行わず、右上4番については、直ちに次回の診療日に 最終的治療の一環であるメタルコアの印象採得を予定しており、右上6番の歯牙と 同様、特段の歯周治療を行わないまま、8日後の次回診療日(同月12日)には予定ど おり右上4番の歯牙にメタルコアの印象採得を行っている。この際、右上4番の歯牙 に歯周治療用装置と称する本件被覆冠3を装着しているが、次回診療日には、最終 的修復物であるフリッジの印象採得を予定しており、1週間後の次回診療日である 同月19日に、右上4番の歯牙にメタルコアを装着するとともに、右上4番、6番の各 歯牙にフリッジの印象採得、歯冠形成を行い、同月28日には、最終的修復物である ブリッジの装着を完了させている。

イ 本件被覆冠2及び3の装着時期等

上記のとおり、被控訴人は患者Bの右上4番ないし6番の各歯牙について、精密検査後6か月以上も経てから古い修復物を除去し、右上6番につき歯周治療用装置と称する本件被覆冠2を装着したが、その後、同歯牙につき特段の歯周治療を行った形跡はなく、2週間後には最終的修復物であるブリッジの印象採得、歯冠形成を行っているのである(この間に行った処置は、わずかにブリッジの印象採得、歯冠形成時に行った消毒のみである。)。

また、右上4番の歯牙についても、古い修復物を除去した際、歯周治療を予定するどころか、早くも次回診療日には最終的治療の一環であるメタルコアの印象採得を予定し、わずか8日後の次回診療日に、メタルコアの印象採得を行うと同時に歯周治療用装置と称して本件被覆冠3を装着している。

そうすると、本件被覆冠2は、歯周初期治療の段階で用いられたものでないことはもとより、既に特段の歯周治療の必要がなくなり専ら最終的治療に入る段階で、最終的治療の一環として用いられたものであることが明らかであって、現に、上記被覆冠装着後、特段の歯周治療がなされた形跡はない。したがって。上記被覆冠が「最終的治療としての歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」に用いられたものであるとは認められない。

本件被覆冠3についても、もはや歯周治療の必要がなくなり最終的治療であるメタルコアの印象採得時に装着され、特段の歯周治療を行わないまま、その1週間後にはブリッジの印象採得、歯冠形成といった最終的治療を行っているのであり、上記要件該当性が認められないことは明らかである(当審の証人宮武光吉、同石井拓男の各証言)。

- 3 「残存歯の保護と咬合の回復のため」との要件の非該当性
 - (1) 患者Aについて
- ア 装着時期、装着時点における歯肉の改善度、装着後の積極的歯周治療の 有無

そもそも患者Aの右上1番、2番、左上1番の各歯牙の古い修復物が歯周治療の妨げとなり、これらを除去して歯周治療用装置を用いる必要が存したのであれば、精密検査後、歯周初期治療に入る段階で、速やかに上記の古い修復物を除去し、歯周治療用装置を用いるのが当然である。しかるに、前記のとおり、被控訴人は、精密

検査後;実に1年4か月余もこれらの古い修復物を除去しないまま歯周治療を行っているのであり(したがって、上記修復物は辺縁不適合物ではなかったということになろう。)、上記治療経過に照らせば、本件で、そもそも歯周治療用装置装着の必要性はなかったものというべきである。

しかも、患者Aの歯槽膿漏はごく軽症のものであり、精密検査後、除石、消毒等の処置を施すことによって順調に治癒していることがうかがわれ、歯周疾患指導管理の結果をみても、歯肉の発赤、腫脹、排膿は終始「改善」の状態で経過している。そして、被控訴人は、平成7年4月25日に左上1番の、同月27日に右上1番、2番の各歯牙の古い修復物を除去した後も、消毒、根管治療など若干の処置を行っただけで、同年5月10日、11日には左上1番の歯牙に、同月26日、29日ないし31日及び同年6月2日及び同月5日には右上2番の歯牙に、それぞれ最終的治療の一環である暫間被覆冠を装着しているのである。

そうすると、上記暫間被覆冠を装着した時点で、既に特段の歯周治療を行う必要が存しない状態にまで患者Aの歯周疾患は改善されていたとみるのが相当である。現に、被控訴人は、右上2番の歯牙に暫間被覆冠を装着した日の翌日である同年6月6日に、上記各歯牙について、歯周治療用装置と称する被覆冠を装着する一方で、最終的治療の一環であるメタルコアの印象採得を行い、そのわずか1週間後にはメタルコア装着、歯冠形成を行っており、この間、上記各歯牙について特段の歯周治療を施した形跡はない。

かかる治療経過にかんがみれば、メタルコアの印象採得と同時に装着された本件被覆冠1は、既に歯周治療が完了し、最終的治療に入る段階で装着されたものであって、歯周治療の効果を上げる目的で用いられたものとは到底解し得ない(明らかに、前後に複数回にわたり装着したTEK(暫間被覆冠)と同じ目的のものである(乙第30号証、当審の証人宮武光吉、同石井拓男の各証言)。)。

したがって、上記被覆冠は「残存歯の保護と咬合の回復のため」のものとは認められない。

イ 被控訴人の主張に対する反論

(ア) 被控訴人は、本件被覆冠1の装着時点における患者Aの歯肉の状態は、かなり改善しつつあったとはいえ十分ではなかったと主張し(原審の平成8年10月1日付け準備書面の五)、原審の被控訴人本人尋間の結果中にもこれに沿う供述部分がある。

しかし、前記のとおり、患者Aの歯槽膿漏はそもそも軽症のものであったことに加え、初診後の歯肉の状態等は終始良好に経過していること、本件被覆冠1を装着した平成7年6月6日の時点における歯肉の状態も、発赤、腫脹、排膿はいずれも「改善」とされていること、同日、最終的治療であるメタルコアの印象採得に着手し、その後短期間に最終的治療を完了させていること、この間、消毒等の若干の処置を行っただけで、特段の歯周治療を行った形跡がないことなどに照らせば、上記時点における歯肉の状態が、歯周治療用装置を装着して、なお積極的な歯周治療を施す必要がある状態であったとは到底認め難い。

したがって、被控訴人の前記主張等は採用し得ない。

(イ) また、被控訴人は、本件被覆冠1の装着は、メタルコア装着までの間、咬合の回復と歯根膜の廃用性萎縮を防ぎ、残存歯を保護する目的によるものであったとも主張する(甲第20号証の第三、三、1)。

しかし、前述のように、そのような目的は、既に歯周治療自体は完結した段階で、 最終的治療が終了するまでのわずかな期間における歯牙の保護をいうものであっ て、歯周治療の効果を高めるためのものではあり得ず、暫間被覆冠の装着をもって 足りる程度のものにすきない。したがって、被控訴人のいう装着目的は、最終的治 療とは区別された独立の治療処置である歯周治療用装置の算定要件としての「残存 歯の保護と咬合の回復」には該当しないというべきである。

よって、被控訴人の前記主張も失当である。

(2) 患者Bについて

ア 装着時期、装着時点における歯肉の改善度、装着後の積極的歯周治療の 有無

患者Bの右上4番ないし6番の歯牙についても、歯周治療用装置を用いる必要が存したのであれば、精密検査後、速やかに古い修復物を除去し、これを装着するはずであり、しかるに、被控訴人は、半年以上も上記修復物を除去しないまま除石、消毒等の処置を行っているのであり、しかも、この間、患者Bの歯肉の状態等は終始良好に経過している(したがって、上記古い修復物は辺縁不適合物には当たらず、本件でそもそも歯周治療用装置を用いる必要性は認められない。)。

そして、右上4番ないし6番の歯牙の古いブリッジを除去した平成7年7月4日に、右上6番につき歯周治療用装置と称する本件被覆冠2を装着しながら、その後特段の歯周治療を行った形跡はなく、右上4番の歯牙については、次回、最終的治療の一環であるメタルコアの印象採得を予定しているのである。

また、同月12日、右上4番の歯牙につき歯周治療用装置と称する本件被覆冠3を装着する一方で、予定どおりメタルコアの印象採得を行い(同被覆冠が歯周治療を目的とするものであったとすれば、同時に最終的治療に着手するというのは矛盾である。)、次回、最終的治療であるブリッジの印象採得を予定している。そして、そのわずか1週間後の次回診療日には、右上4番の歯牙にメタルコアを装着し、予定どおり同歯牙と右上6番の歯牙にブリッジの印象採得を行うなど、短期間に専ら一連の最終的治療を次々と進め、同月中に最終的治療を終えているのである。

かかる治療経過にかんがみれば、本件被覆冠2及び3は、既に歯周治療が終了し、 メタルコアやブリッジの製作に係る一連の最終的処置の過程でなされたものとみ るほかはない(当審の証人宮武光吉、同石井拓男の各証言)。

したがって、上記各被覆冠も、歯周治療に資する目的で用いられたものでないことは明らかであって、「残存歯の保護と咬合の回復のため」との要件に該当しない。

イ 被控訴人の主張に対する反論

被控訴人は、平成7年7月4日の診療時に右上4番ないし6番の各歯牙のブリッジを 除去したところ、炎症箇所が見つかったので、上記各被覆冠をその治療のために装 着した旨主張し。(平成8年10月1日付け準備書面の別紙二の四)、原審の被控訴人本 人尋間の結果中にはこれに沿う部分もある。

しかし、それまでの治療経過において歯肉の状態が一貫して良好に保たれていた にもかかわらず、上記時点で突如、歯周治療用装置を装着して積極的治療を要する ほどの炎症が見つかったなどというのは、およそ措信し難い。

上記日の診療録の歯周疾患指導管理料の記載中には、歯肉の「改善」と「不変」の双方に丸印が付され、「右上5部発赤あり」との記載が存するが、これらは事後に書き込まれた可能性が高く、作為の形跡がうかがわれるところである。

仮に、平成7年7月4日に積極的な歯周治療を要するほどの炎症箇所が見つかったというのであれば、その後、なお長期にわたる歯周治療が行われ、再評価検査等を行った後に最終的治療に入るべきところ、前記のとおり、被控訴人は、同月19日に消毒を行ったのみで、特段の歯周治療も再評価検査も行った形跡はなく、かえって、最終的な修復物の製作のための処置を短期間に次々と進めているのである。

また、ブリッジ除去後、仮に発赤箇所が見つかったとしても、これは歯周疾患とは無関係の軽微な炎症であって、特段の処置を施すことなく自然治癒する程度のものであり、この段階で歯周治療用装置を用いて積極的な治療を施す必要があったとは到底認め難いし、現にそのような積極的治療はなされていない。

したがって、被控訴人の前記主張は到底採用し得ない。

4 まとめ

以上のことから、本件各被覆冠が歯周治療用装置の点数が認められるための前記3要件のいずれにも該当しないことが明らかであり、上記各被覆冠は、あらかじめ装着が予定されたものでないととはもとより、既に歯周治療を行う期間が終了した後に、歯周治療目的とは無関係に用いられたものであって、メタルコア、ブリッジの印象採得、歯冠形成等の一連の最終的処置の点数に含めて評価されるべき暫間被覆冠にほかならない。

第6 最終的治療処置との二重評価について

1 被控訴人の最終的治療に係る一連の処置の点数算定

別紙1のとおり、被控訴人は、患者Aの右上1、2番、左上1番の各歯牙について、 平成7年6月6日に歯周治療用装置と称して本件被覆冠1を装着して点数150点を算定 しながら、メタルコアの印象採得を行い、そのわずか1週間後には、右各歯牙にメ タルコアを装着して640点を算定し、かつ歯冠形成を行って2620点を算定し、その 10日後には前装冠の装着を終え5680点を算定している。

また、別紙2のとおり、患者Bについても、平成7年7月4日、右上6番の歯牙に歯 周治療用装置と称して本件被覆冠2を装着し50点を算定しつつ、同月12日、右上4番 の歯牙につきメタルコアの印象採得を行い、また、同日、歯周治療用装置と称して 本件被覆冠3を装着して100点を算定するとともに、既に次回診療日には、ブリッジ の印象採得を予定している。そして、次回診療日の同月19日、右上4番の歯牙につ きメタルコアを装着し、同歯牙及び右上6番の歯牙につきブリッジの印象採得を行 って270点を算定し、また、同名歯牙につき歯冠形成を行い合計445点を算定し、同 月28日にはブリッジ装着を終え、合計1928点を算定している。

2 二重の点数評価

前述したところから明らかなとおり、本件各被覆冠は、治療計画書に基づく長期にわたる歯周組織の維持、改善のための治療処置として装着されたものとは到底いえず、間もなく歯冠形成、支台築造、歯冠修復物装着等の処置が採られていることに照らし、独立した処置として点数を算定し得ない暫間被覆冠としか解しようがない。そうすると、本件各被覆冠の点数は、一連の最終的治療の点数に含めて評価されるべきものである(上記のとおり、それぞれの処置について本件各被覆冠の点数を含めて評価し得る高い点数が認められているのである。)。

したがって、被控訴人のように、上記各被覆冠を歯周用治療装置と称してあえて 独立の点数評価を求めることは、上記一連の最終的治療の点数に含まれる処置の点 数を二重評価するものにほかならず、明らかに失当である。

第7 結論

以上の次第であり、被控訴人の本訴請求は明らかに理由がないところ、原判決は 歯科医学の常識を無視して被控訴人の主張、供述に安易に依拠し、暫間被覆冠であ る本件各被覆冠を歯周治療用装置であると断ずる誤りを犯しており、相当ではない から、これを取り消すべきである。

別紙1

【患者Aの治療経過】

※ 歯牙を特定しない記載は、右上1番、2番、左上1番を含む歯槽膿漏の各歯牙についてのものである(上記各歯牙を含まない歯牙の処置の記載は省略した。)。右上1番、2番、左上1番に関する処置で、本件の争点と特に関連する処置には、網かけを施し、注釈を付すなどした。

診療月日 治療内容

平成5年11月6日 歯冠研磨、歯科衛生士の実地指導

同月13日 適応検査

同月20日 精密検査

同年12月4日 歯周初期治療(除石)

同月8日 P処JG(消毒)

歯周疾患指導管理科(歯肉の発赤、腫脹、排膿はいずれも改善。「歯ブラシの動き方や角度、歯ブラシがうまく歯に当たっているかなど気をつけながら磨くように話す。」)

同月16日 P処JG

同月29日 再評価検査(治療計画書の評価・変更なし)

歯科衛生士の実地指導

平成6年1月12日 P処JG、再P除石、

歯周疾患指導管理科(歯肉の発赤、腫脹、排膿はいずれも改善。

「旧南部にプラークが残っている。歯ブラシを細かく振動させながら1本1本磨くように話す。」)

同月28日 P処JG、再P除石、OA(XC軟膏)

同月31日 P処JG

同年2月5日 P処JG、再P除石

歯周疾患指導管理科(歯肉の発赤、腫脹、排膿はいずれも改善。「歯肉の痛いところはとばして磨かずにいるようだが、マッサージをするような感じで磨くように話す。」)

同月14日 P処JG

同月17日 同上

同年3月5日 P処JG

歯周疾患指導管理科(歯肉の発赤、腫脹、排膿はいずれも改善。「あまり力を入れすぎないで、ゆっくりと振動させるような感じで1本1本磨くように話す。)

再評価検査(治療計画書の評価・変更なし)

同月15日 P処JG、再P除石

同月19日 同上

同月23日 同上

同月25日 P処JG

同月29日 同上

同年4月6日 P処JG

歯周痴愚指導管理科(歯肉の発赤、腫脹、排膿はいずれも改善。「歯磨きの時間が短いようで、プラークが全体に付着している。夜は少し長めに時間をとって磨くように話す。」)

同月16日 P処JG

同月26日 同上

同年5月10日 P処JG

歯周疾患指導管理科(歯肉の発赤、腫脹、排膿はいずれも改善。

「前歯舌側部にプラーク付着。歯ブラシを上手に歯にあて、角度をつけて、細かく動かし磨くよう話す。)

同年5月17日 P処JG、再評価湊査(治療計画書の評価・変更なし)、

歯科衛生士の実地指導

同月24日 P処JG、再P除石

同月31日 同上

同年6月7日 P処JG、再P除石、

歯周疾患指導管理科(歯肉の発赤、腫脹、排膿はいずれも改善。「舌

側部にプラーク付着。歯ブラシに角度をつけ、振動させながら、奥歯から順番に磨くように話す。」)

治療中断

平成7年4月17日 P処JG

歯周疾患指導管理科(歯肉の発赤、腫脹、排膿はいずれも改善。 「旧歯部にプラークが付着しやすいようなので、奥歯まで歯ブラシを入れ、バスナ スクラビング法で磨くよう話す。」)

> 再評価検査(治療計画書の評価・変更なし)、 歯科衛生士の実地指導

同月18日 P処JG、再P除石

同月22日 P処JG

同月25日 P処JG

左上1番のメタルコア除去(注1)

左上1番の感染根管処置

同月27日 P処JG、左上1番のRCT

右上1番、2番の前装FCK除去(注2)

右上1番、2番の感染根管処置

同年5月1日 P処JG

歯周疾患指導管理科(歯肉の発赤;腫脹、排膿はいずれも改善。「歯 頚部にプラークが付着している。特に旧歯部に多い。歯の表面だけでなく、歯頚部 にきちんと歯ブラシをあてて磨くように話す。」)右上1番、2番、左上1番のRCT

同月8日 P処JG、右上1番、2番、左上1番のRCT

同月10日 P処JG

左上1番にTEK(注3)

同月11日 同上

同月16日 P処JG

同月24日 P処JG、再P除石

同月26日 P処JG

右上2番にTEK

同月29日 同上

同月30日 P処JG、右上2番にTEK

同月31日 同上

同年6月2日 同上

同月5日 P処JG

右上2番にTEK

同月6日 P処JG、除石、プラーク除去

右上1番、2番、左上1番のラバーダム防湿

歯周疾患指導管理科(歯肉の発赤、腫脹、排膿はいずれも改善。「移動が早くならないように気をつけながら、一歯磨きをするよう話す。」)

右上1番、2番、左上1番、2番につき、

メタルコア印象採得(注4)

本件被覆冠 1 装着 (注 5) 150点

同月12日 P処JG(マッサ」ジ)

同月13日 P処JG

.右上1番、2番、左上1番につき、

銀合金メタルコア装着(注6) 合計640点 失PZ硬質レジン前装冠(注7) 合計2620点

TEK

同月23日 P処JG

右上1番、2番、左上1番、2番につき、

硬質レジン前装冠装着(注8) 合計5680点

- (注1) 古い修復物のメタルコア(土台)を除去したとの意味。
- (注2) 古い前装冠(修復物。前装FCK)を除去したとの意味。
- (注3) テンポラリークラウン。暫間被覆冠の意味である。
- (注4) 新しいメタルコアの型を取ったという意味。
- (注5) 本件で、歯周治療用装置か暫間被覆冠かが争われている被覆冠。
- (注6) 新しい銀合金メタルコアを装着したとの意味。
- (注7) 歯冠形成の意味。最終的修復物である硬質レジン前装冠装着のため歯を削ること。
- (注8) 最終的修復物としての硬質レジン前装冠を装着したという意味。

別紙2

【患者Bの治療経過】

※ 主に、本件被覆冠2及び3を装着した右上4番ないし6番の歯牙の治療経過について記載し、歯牙を特定しない記載は、上記各歯牙と他の歯牙を併せて行った処置を含むものである(右上4番ないし6番の各歯牙以外の歯牙の処置については記載を省略した。)。本件の争点と特に関係する治療経過については、網かけを施し、注釈を付すなどした。

診療月日 治療内容

平成6年12月7日 適応検査、歯冠研磨、歯科衛生士の実地指導

同月12日 歯周疾患指導管理科「硬い電子歯ブラシを使っていて、プラークは取れているが、くさび状欠損になっている。大きい歯ブラシのため、おうと反射があ

るようなので、小さい歯ブラシを使ってスクラビング法で磨くよう話す。」

同月19日 精密検査

平成7年1月19日 右上4番ないし7番につき歯周初期治療、除石

同年2月3日 P処JG、歯周疾患指導管理科(歯肉の発赤、腫脹、排膿はいずれも改善「前回よりはバスナクライビング法を覚えてきているようだ。動きが大きくなるところがあるので、気をつけて磨くよう話す。」)

同月6日 P処JG

同月13日 同上

同月17日 同上

同月24日 右上7番ないし4番、右上2番ないし左上7番につき

P処JG、再評価検査(治療計画書の評価・変更なし)

歯科衛生士の実地指導

同年3月3日 歯周疾患指導管理科(歯肉の発赤、腫脹、排膿はいずれも改善「かなり磨き方もうまくなっているし、プラークもあまり残っていないので、この状態を常に保てるようにいつもていねいに磨くように話す。」)

P処JG、再P除石

同年3月10日 P処JG、再P除石

同月14日 同上

同月17日 P処JG

同月20日 同上

同月23日 同上

同月27日 P処JG

同月29日 同上

同年4月1日 P処JG、歯周疾患指導管理科(歯肉の発赤、腫脹、排膿はいずれも改善「きれいに磨いているようなので、このままバスナスクライビング法を用いて磨くよう話す。」)

同月4日 P処JG

同月7日 同上

同月10日 同上

同月11日 同上

同月18日 同上

同月21日 同上

同月28日 同上

同年5月8日 P処JG、歯周疾患指導管理料(歯肉の発赤、腫脹、排膿はいずれも改善。「歯ブラシの動かし方や、角度などに気をつけて、バスナスクライビング法で磨くように話す。」)

同月12日 P処JG

同月26日 同上

同月30日 P処JG、再評価検査(治療計画書の評価・変更なし)、

歯科衛生士の実地指導

同年6月3日 P処JG、歯周疾患指導管理科(歯肉の発赤、腫脹、排膿はいずれも改善「舌側側の磨き方がうまくできないようだ。プラークはあまり残っていないようなので、意識して歯ブラシに角度をつけ、1歯磨きをするよう話す。」)

再P除石

同月10日 P処JG、再P除石

同月14日 同上

同月21日 P処JG

同月23日 同上

同月30日 同上

同年7月4日 P処JG

右上4番ないし6番のダミー切断(注1)

右上6番につきFCK除去(注2)

本件被覆冠 2 装置 (注 3) 50点

右上4番につき

メタルコア除去(注4)

ラバーダム防湿

根管内異物除去

次回メタルコアの印象採得予定(注5)

歯周疾患指導管理科(発赤は、不変と改善の双方に丸印が付され、腫脹、排膿はいずれも改善。「プラークはあまり付着していないが、上顎旧歯部に磨き残しが見られる。もう少し時間をかけて歯ブラシが歯頚部に当たっていることを確認しながら磨くことを話す。右上5部発赤あり。」)

同月12日 右上4番につき

メタルコアの印象採得(注6)

本件被覆冠3装着(注7) 100点

次回、ブリッジの印象採得を予定(注8)

同月19日 P処JG

右上4番につき

銀合金メタルコア装着 160点

右上4番、6番につき

ブリッジの印象採得 合計270点

失 P z F C K (注 9) 合計445点

同月28日 右上4番、6番につき

ワンピースブリッジ(右上4番、6番にFCK、

右上5番はパラダミー(注10) 合計1928点

(注1) 患者Bの右上4番ないし6番の各歯牙には、古いブリッジがかけられており、右上5番の歯は人工歯(ダミー)であった。ダミー切断とは、ダミーを取り除くため

古いブリッジを切断したという意味である。

- (注2) 古いブリッジを除去したという意味。
- (注3) 本件で、歯周治療用装置か、暫間被覆冠かが争われているもの。
- (注4) 右上4番の歯牙の古い支台築造物(メタルコア)を除去したという意味。
- (注5) 次回の診療日に右上4番の歯牙の新しいメタルコアの型を取ることを予定しているという意味。
- (注6) 右上4番の新しいメタルコアの型を取ったという意味。
- (注7) 注3と同じ。
- (注8) 次回、最終的な修復物であるブリッジの型を取ることを予定しているという意味。
- (注9) 歯冠形成
- (注10) 右上4番ないし6番にプリヅジを装着し、右上4番と6番に新しいFCKを、右上5番に新しいダミーを入れたという意味。

平成12年(ネ)第514号 診療報酬請求事件 控訴人 社会保険診療報酬支払基金 被控訴人 外川 正 平成13年12月6日

最終準備書面補充書

患者A貴美恵

仙台高等裁判所第3民事部 御中控訴人指定代理人 近藤裕之 狩野要祐 星 庄一 控訴人訴訟代理人

控訴人は、被控訴人の2000年10月9日付け準備書面(以下「被控訴人準備書面」という。)について、以下のとり反論する。

第1 被控訴人準備書面に対する総括的反論

1 被控訴人は、被控訴人準備書面において、後に述べるように、前記保険発11号通知にいう歯周治療用装置とは、1)治療計画書に基づき、2)最終的な治療として歯 冠修復及び欠損補綴を行うまでの間、3)残存歯の保護と咬合の回復のために行う、被覆冠又は床義歯をいうものであることという3要件について、それぞれ独自の解

釈をなし、1) については、治療計画に基づいていれば治療計画書に記載されている必要はなく、2) については、「最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴のための印象採得実施時点まで」で足り、3) については、暫間被覆冠も残存歯の保護と咬合の回復という目的を有していることは同様であると主張し、これらを組み合わせた帰結として、最終的治療としての歯冠修復及び欠損補綴を目的とした印象採得であっても、その直前に実施される被覆冠等は、歯周治療用装置に当たり得ると主張する。

しかし、後述するように、このような拡大解釈自体がそれぞれ不合理なものであることは明らかであるうえ、かかる立論は、何故歯周用治療装置について高い点数が定められ、暫間被覆冠について独立の点数が定められていないかという趣旨を没却するものというべきである。

2(1) 既に当審における最終準備書面(同書面第3、1、2)などで主張しているように、本件歯周治療用装置については、昭和60年2月18日付け厚生省告示第15号により、「1.被覆冠(1歯につき)50点、2.床義歯(1装置につき)750点(注 治療計画書に基づく場合に算定する。印象採得、材料等の費用を含むものとする。」との点数が設けられ、また、同日付けで保険発第11号「診療報酬点数表の一部改正に伴う実施上の留意事項について(通知)」が発せられ、この歯周治療用装置の点数算定要件につき、「歯周治療用装置とは、治療計画書に基づき、最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間、残存歯の保護と咬合の回復のために行う被覆冠又は床義歯をいうものであること。」と定められたものである。

これに対し、暫間被覆冠は、上記算定告示及び平成6年3月16日付け算定告示にも独立の点数の定めがなく、前記保険発11号通知は、歯冠修復及び欠損補綴の作成に係る一連の診療行為における暫間被覆冠・・・の費用は、それぞれの所定点数に含まれるものであること。」と定められており、保険発25号通知も同様の定めが設けられている。

(2) そして、歯周用治療装置について高い点数が定められているのに対し、暫間被覆冠について独立の点数が定められていないのは、歯周治療用装置は、辺縁不適合物除去に伴い咬合を確立し、歯肉に歯周治療の妨げとなる外力が加わるのを防止し、長期にわたる歯周治療に資する目的で用いられ、まさに積極的治療処置の一環にほかならないのに対し、暫間被覆冠は、歯周治療が既に終了した段階で、歯冠修復、欠損補綴等の最終的治療を行うまでの短期間、字義どおり暫時的に用いられるものにすぎないからである。

すなわち、最終的な歯冠修復物やその土台(メタルコア等)を作るまでの間、歯を削ったり、型をとったりという処置がなされるが、同処置を行い、最終的な修復物を入れるまでの短期間、いわば歯に穴が開いた状態となり、このままの状態では、感染等のおそれがあり、審美性も損ねる。そのため、最終的な修復物を入れるまでの暫時の間、被覆冠等が用いられるのであり、これが暫間被覆冠である。そうすると、暫間被覆冠は、歯周治療が十分な成果を見て終了した段階で暫時的に用いられるものにすきず、歯周治療用装置のように長期にわたる歯周治療の最中に、その効

果を高める積極的目的で用いられるものではなく、その目的、機能は歯周治療とは 無関係なのである。

(3) このように、歯周治療用装置は、辺縁不適合物除去に伴い咬合を確立し、歯肉に歯周治療の妨げとなる外力が加わるのを防止し、長期にわたる歯周治療に資する目的で用いられ、まさに積極的治療処置の一環にほかならないのに対し、暫間被覆冠は、歯周治療が既に終了した段階で、歯冠修復、欠損補綴等の最終的治療を行うまでの短期間、字義どおり暫時的になされる措置である。

本件における最終的治療としての歯冠修復及び欠損補綴を目的とした印象採得をなす場合、その前に歯を削ったり、古い補綴物を除去したりする必要があり、印象採得の後、いわば歯に穴が開いた状態になるから、最終的な修復物を入れ、歯冠修復、欠損補綴をするまでの間、被覆冠等を用いる必要があるのは当然である。しかし、その被覆冠が機能する期間はまさに暫時であり、長期間のものではないから、これをもって歯周治療のための残存歯の保護と咬合の回復を目的とするなどと解することは到底できないのである。

- 3(1) 以上の観点を踏まえ、本件被覆冠1について検討すると、被控訴人は、精密検査後、患者Aの右上1番、2番の各歯牙について古い修復物を除去しないまま除石、消毒等の処置を続け、1年4か月余り経過した後、ようやく上記古い修復物を除去したが(したがって、これらの修復物が歯周治療の妨げとなる辺縁不適合物でなかったことは明らかであり、そもそも同名歯牙につき歯周治療用装置装着の必要が存したとは認められない。)、同名歯牙に歯周治療用装置と称する本件被覆冠1を装着したのは、既に最終的治療の一環であるメタルコアの印象採得に着手した日であり、しかも、その後、特段の歯周治療を行うことなく、わずか1週間後には最終的治療であるメタルコアの装着、歯冠形成を行っているのである。
- (2) また、本件被覆冠2も、被控訴人は、患者Bの右上4番ないし6番の各歯牙について、精密検査後6か月以上も経てから古い修復物を除去し、右上6番につき歯周治療用装置と称する同被覆冠を装着したが、その後、同歯牙につき特段の歯周治療を行った形跡はなく、2週間後には最終的修復物であるブリッジの印象採得、歯冠形成を行っているのである(この間に行った処置は、わずかにブリツジの印象採得、歯冠形成時に行った消毒のみである。)。そして、右上4番の歯牙についても、古い修復物を除去した際、歯周治療を予定するどころか、早くも次回診療日に、おすルコアの印象採得を予定し、わずか8日後の次回診療日に、メタルコアの印象採得を行うと同時に歯周治療用装置と称して本件被覆冠3を装着している。そうすると、本件被覆冠2も、歯周初期治療の段階で用いられたものでないことはもとより、既に特段の歯周治療の必要がなくなり専ら最終的治療に入る段階で、最終的治療の一環として用いられたものであることが明らかであって、現に、上記被覆冠装着後、特段の歯周治療がなされた形跡はない。
- (3) さらに、本件被覆冠3についても、もはや歯周治療の必要がなくなり最終的治療であるメタルコアの印象採得時に装着され、特段の歯周治療を行わないまま、その1週間後にはフリッジの印象採得、歯冠形成といった最終的治療を行っている

のである。

4 したがって、本件被覆冠 1 ないし3 の措置は、歯周の辺縁不適合物除去に伴い咬合を確立し、歯肉に歯周治療の妨げとなる外力が加わるのを防止し、長期にわたる歯周治療に資する目的で用いられた積極的治療処置の一環ではなく、歯周治療が既に終了した段階で、歯冠修復、欠損補綴等の最終的治療を行うまでの短期間、字義どおり暫時的になされた措置であったことが明らかであるから、被控訴人の主張はかかる制度趣旨に反するものであり失当というべきである。

第2 被控訴人準備書面に対する個別的反論

- 1 「治療計画書に基づき」との要件について
- (1) 実施予定の療法の治療計画書への明記の必要性

被控訴人は、算定告示及び保険発25号通知の「治療計画書に基づき」との要件について、治療計画書自体に歯周治療用装置の装着が明記されていなくとも、その記載から歯周治療用装置の装着が予定されていると理解できる場合には、その要件を満たす旨主張する(被控訴人準備書面の第2、2)。

しかし、上記算定告示等は「治療計画に基づき」ではなく、「治療計画『書』に基づき」と定めているのであり、歯周治療用装置の装着予定を治療計画「書」に明記した場合に限って、その点数算定を認める趣旨であることが、文理上明らかである。

被控訴人は、上記算定告示等が「治療計画書に歯周治療用装置の装着が明記されていること」とは定めていないことを指摘するが、かかる当然の事理を、殊更注記することの方がむしろ不自然であって、算定告示等があえてそのような規定の仕方をしていないことを理由に、その要件を緩和して解し得るなどというのは、我田引水の主張というほかはない。

のみならず、本件の患者A、患者Bの治療計画書の「除石」、「RCT(根管治療)」、「Cr(ブリッジの装着)」の各記載をもって、「歯周治療用装置の装着が予定されていると理解できる」と到底いえないことは、控訴人の第5、1、(3)アで述べたとおりである。

したがって、被控訴人の上記主張は失当である。

(2) 治療計画書の簡略化について

また、被控訴人は、歯周治療用装置の装着予定が治療計画書に明記されなければならないとされていたのは、その点数が設けられた当初のみであって、本件減点査定がされた当時は、これを緩和する取扱い、運用が行われていた旨主張する(被控訴人準備書面の第2、3)。

被控訴人が上記主張の根拠とするのは、昭和60年にP1型の治療が点数化された後、臨床医の間から、治療計画書の記載が煩雑であるとか、その記載内容が画一的、詳細にすぎるなどの批判が寄せられ、治療計画書の記載内容が次第に簡略化される解釈、連用がなされるに至ったというものである。

確かに、従来、対症療法的な治療が慣行化していた実情にかんがみると、一部臨 床医には、実施予定の療法を逐一治療計画書に記載することを煩雑であると受け取 る者がなかったとはいえず、甲第22号証、第27号証中にはこれに沿う記述も存する (もっとも、同名号証によっても、そのような印象を持つ者がP1型の歯周治療を 行う臨床医の大勢を占めていたとは認めるに足りない。)。」

しかし、昭和60年の算定告示等の改正は、国民病たる歯周疾患を克服すべく、そ れまでの計画性に乏しい対症療法と異なり、歯周治療用装置が適応検査、精密検査 の結果に基づき、あらかじめ綿密に立てられた治療計画の中に位置づけられている 場合に限って、歯周治療のための「処置」の一環として独立の点数を認め、計画的 治療を推進しようとする目的でなされたものである。そして、「治療計画書に基づ き」との要件は、上記趣旨を踏まえ、歯周治療用装置の装着予定が、字義どおり「実 施予定の療法」として治療計画書に明記されなければならないことを意味し、これ は、上記算定告示等の改正当初はもとより本件診療行為がなされた平成5年ないし 平成7年当時においても、厚生省保険局の確立した解釈であった(乙第30号証の2、 3頁、第31号証の2頁、当審の証人宮武光吉尋問調書3頁、同石井拓男尋問調書2 頁)。現に、治療計画書の記載を簡略化してよいとか、歯周治療用装置の装着予定 をこれに明記しなくても点数算定が認められるといった厚生省通知等が発出され たことは一切ない(甲第11号証、第26号証中には、治療計画書の形式にとらわれず、 カルテなどに大づかみに治療の流れを記入すれば足りる旨の疑義解釈通知が存す るかのような記述があるが、これは明らかな誤りである(乙第31号証の3頁、当審 の証人石井拓男尋問調書2頁ないし4頁)。)。

- (3) したがって、治療計画書の記載方法について一部診療医の間で批判があったからといって、歯周治療用装置を含む「実施予定の療法」の記載を省略してよいなどという解釈が許容される余地はなく、被控訴人の上記主張は明らかに失当である。 2 「最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」との要件について
- (1) 補綴時診断料の算定時点との関係

ア 被控訴人は、「最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」とは、「最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴のための印象採得実施時点まで」と解すべきであると主張する(被控訴人準備書面の第3)。 その根拠とするところは、「欠損補綴」を行う際に「補綴時診断料」が算定されるが、保険発25号通知は、補綴時診断料を欠損補綴の着手時点において算定するとしており、補綴物の印象採得の時点が欠損補綴の着手時点と解されるから(甲第19号証)、最終的な補綴物の印象採得に着手する時点までは、「欠損補綴を行うまでの間」に該当する、というにある。

イ しかしながら、上記保険発25号通知は「補綴時診断料は、患者の当該初診における受診期間を通じ、新たな欠損補綴及び床裏装を行う場合に、着手時点において1回に限り算定できるものである。」と定めている(乙第11号証222頁のく歯冠修復及び欠損補綴料)の1(1))が、これは、欠損補綴(歯のないところに「入れ歯」を入れること)を行う場合に、その診断料をどの時点で算定するかを明確化するとともに、算定の回数を限定した趣旨であって、同通知を根拠に、最終的補綴物の印象

採得時に至るまでに用いられた被覆冠が当然に歯周治療用装置の算定要件を満たすとはいえず、その算定要件は、既に述べた歯周治療用装置に高い点数を算定することを認めた制度の趣旨、目的に照らして考察されなければならない。

前述したように、本件被覆冠 1 ないし 3 の措置は、歯周の辺縁不適合物除去に伴い咬合を確立し、歯肉に歯周治療の妨げとなる外力が加わるのを防止し、長期にわたる歯周治療に資する目的で用いられた積極的治療処置の一環ではなく、歯周治療が既に終了した段階で、歯冠修復、欠損補綴等の最終的治療を行うまでの短期間、字義どおり暫時的になされた措置であったのであるから、前記通知の解釈いかんにかかわらず、本件被覆冠 1 ないし 3 の措置が歯周治療用装置に該当することはあり得ず、いずれも暫間被覆冠であることは明らかといわざるを得ないのである。ウーしたがって、被控訴人の前記主張は失当である。

(2) 被控訴人のその余の主張等について

以上のほか、被控訴人は、メタルコアの装着を歯周治療と併行して行ってよい旨の疑義回答が存することなどを前記主張の根拠として挙げるが(被控訴人準備書面の第3、2)、メタルコアの装着は、歯肉の状態が十分な改善を見るに至った段階で、すなわち、歯周治療が終了した段階でこれを行うことが当然であって、歯肉がいまだ歯周治療用装置を装着して積極的治療を施す必要のある状態のままメタルコアの装着に着手することがあり得ないことは最終準備書面の第4の2(3)(4)で詳述したとおりである。

以上のことから、被控訴人のいう「最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴のための印象採得実施時点」に至らなくても、メタルコアの印象採得に着手した時点が最終的治療の着手時点に当たることが明らかであり、また、メタルコアの印象採得等の直前の既に特段の歯周治療を行う必要がなくなった時点も、これに含まれるというべきである(被控訴人の上記主張は、最終的治療段階に入ってから用いられた本件各被覆冠がいかにも歯周治療用装置の算定要件を満たすかのように見せかけるための方便にすぎない。)。

- 3 「残存歯の保護と咬合の回復のため」との要件について
- (1) 被控訴人は、歯周治療用装置も、暫間被覆冠も、「残存歯の保護と咬合の回復」という機能を有している点で差異はないとし、証人石井拓男もこれを認める証言をしている旨主張する(被控訴人準備書面の第4)。

しかし、上記主張は、歯周治療用装置が歯周治療の「処置」として独立の点数算定が認められる一方、暫間被覆冠が上記「処置」に該当せず、「歯冠修復及び欠損補綴の製作に係る一連の診療行為」として、これらの最終的処置の点数に含めて評価されることとされ、その算定上、明確な区別がなされている趣旨を理解しない立論といわざるを得ない。

(2) 歯周治療用装置、暫間被覆冠の機能、目的の差異とそれぞれの点数算定の相違

すなわち、歯周治療用装置の算定要件にいう「残存歯の保護と咬合の回復」とは、 歯周治療を行う際に、辺縁不適合物を除去した場合、歯をそのままの状態にしてお くと、前後の歯が傾斜したり、かみ合わせが悪くなって、歯周組織に不適切な外力が及び、歯周治療の効果が得られないため、被覆冠を用い、歯周治療の効果を高めることをいい、それ故、上記被覆冠は、歯周治療の「処置」として独立の点数評価がなされるのである。これに対し、暫間被覆冠は、歯周治療が既に終了した段階で、最終的補綴物又は修復物を入れるまでの短期間、主に歯の審美性保時や感染防止等のために用いられるにすぎず、歯周治療に資するものではあり得ないため、「最終的治療と一連の診療行為」として最終的治療の点数に含めて評価され、歯周治療の「処置」としての独立の点数評価はなされない。

保険発25号通知が、わざわざ「残存歯の保護と咬合の回復のため」との要件を設けたのは、上述のような歯周治療用装置と暫間被覆冠の機能、目的の差異を念頭に置いた趣旨にほかならない。

(3) 暫間被覆冠の機能と歯周治療との関係

そして、暫間被覆冠にも、ごく短期間とはいえ、歯の形態や咬合の維持等に資する機能が全くないとはいえないとしても、それは暫間被覆冠に常に伴うものであり、そうであるからといって暫間被覆冠が歯周用治療としての機能を有するわけではない。そして、暫間被覆冠を装着する時点では、既に歯周治療は完結し、最終的治療に入っているのであるから、これが歯周治療に役立つことはあり得ず(被控訴人の指摘する当審の証人石井拓男尋問調書12頁の証言箇所は、かかる趣旨と解される。)、上記機能は歯周治療とは無関係の副次的機能にすぎない。しかるに、被控訴人のいうように、かかる副次的機能をもって「残存歯の保護と咬合の回復」に当たると解した場合、歯周治療に役立たない被覆冠に、歯周治療のための「処置」として独立の点数を認めるなどというのは、前記制度趣旨に反するものであり、点数算定における実質的な二重評価に当たるものであって(この点については当審における控訴理由書第3、4、最終準備書面第6で述べたとおりである。)、不合理というべきである。

そして、本件各被覆冠のように、歯周治療が終了した段階で用いられ、およそ歯 周治療の効果を高める機能、目的を有しない被覆冠は「残存歯の保護と咬合の回復 のため」に用いられたものとは解し得ず、最終的治療と一連の行為たる暫間被覆冠 にすぎないことが明らかである。

したがって、被控訴人の上記主張は失当である。

第3 結語

以上の次第であり、被控訴人準備書面の主張は、いずれも理由がないから、原判 決を取り消したうえ、本訴請求をいずれも棄却すべきである。

平成14年1月23日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 平成12年(ネ)第514号 診療報酬請求控訴事件(原審・盛岡地方裁判所平成8年(ワ)

第10号)

平成13年10月10日口頭弁論終結

判決

東京都港区新橋二丁目1番3号

控訴人 社会保険診療報酬支払基金

同代表者理事長 末次 彬

同指定代理人 近藤裕之

同 狩野要祐

同 星 庄一

同訴訟代理人幹事長 患者A貴美恵

盛岡市山岸一丁目2番46号

被控訴人 外川 正

同訴訟代理人弁護士 佐々木良博

主文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実

第1 当事者の求めた裁判

- 1 控訴の趣旨
- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は第1、2審とも被控訴人の負担とする。
- 2 控訴の趣旨に対する答弁

主文と同旨

第2 事案の概要

1 被控訴人は、保険医療機関の指定を受け歯科医院を開設している者であり、控訴人は、政府又は健康保険組合等が健康保険法等の規定に基づいてなす療養の給付及びこれに相当する給付の費用について、保険者の委託を受けて、診療担当者に対して支払うべき診療報酬の迅速適正な支払いをなし、あわせて診療報酬請求書の審査を行うことを目的とする公法人である。

被控訴人は、平成5年11月から平成7年7月にかけて患者2名に対して歯槽膿漏症及び齲蝕(虫歯)の治療を行い、その治療の過程において患者の歯牙に歯周治療用装置としての被覆冠をそれぞれ複数個装着したとして、控訴人の従たる事務所である岩手県社会保険診療報酬支払基金事務所に対して、上記被覆冠の装着にかかる技術料合計2400円を含む上記患者らについての診療報酬を請求したところ、控訴人は、上記被覆冠の装着が次の厚生省告示ないし通知の定める要件を充たしていないことなどを理由として、被控訴人の上記歯周治療用装置に係る診療報酬請求部分を減点査定し、その支払いを拒絶した。

当時、被控訴人ら医療機関(診療担当者)が、保険者(政府、健康保険組合等)

に対して、治療として装着した被覆冠について歯周治療用装置として請求できる診療報酬については、「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(点数表)(平成6年3月16日厚生省告示第54号)によると被覆冠1歯につき50点と定められ、治療計画書に基づく場合にこれを算定するとされており、また、上記告示の解釈指針として「新診療報酬点数表の制定(昭和33年告示の全部改正)等に伴う実施上の留意事項について(通知)(平成6年3月16日保険発25号)が発せられており、これらによれば、被覆冠について歯周治療用装置として保険点数が算定されるための要件として、(1)治療計画書に基づくこと、(2)最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間に行われること、(3)残存歯の保護と咬合の回復のために行われることの3要件が定められていた。

本件は、被控訴人が、上記のとおり控訴人によって減点査定された診療報酬請求分2400円につき、控訴人に対し、健康保険法43条の9第4項、あるいは国家公務員共済組合法55条5項、並びに社会保険診療報酬支払基金法13条1項2号に基づいて、本件訴状送達の日の翌日である平成8年2月2日から支払いずみまで民法所定年5分の割合による遅延損害金と併せてその支払いを請求して提訴した事案であるところ、原審が被控訴人の請求を全部認容したので、控訴人が控訴したものであって、本件の主たる争点は、被控訴人が装着した被覆冠が上記3要件を満たす歯周治療用装置として保険点数の算定対象になるのか、それとも一連の歯冠修復作業の一部である暫間被覆冠として保険点数の算定対象とならないのかである。

2 当事者の主張

本件における「当事者の主張」は、次のとおり付加・訂正するほかは原判決の事実摘示と同一であるから、これを引用する。

(1) 原判決20頁4行目の「発炎性因子」を「歯周疾患の発炎性因子」と、同28頁7行目冒頭から同9行目の「ない。」までを「歯周治療用装置は、いわゆる「仮歯」の一種で、歯槽膿漏症に罹患し、崩壊が著しい歯に装着されるものであり、その目的は、歯を支持する組織の健康を維持することにあり、最終的に金属冠をかぶせるまでの間、当該の歯本来の形態と機能を回復し、歯の周囲組織に食事や歯ブラシによる適切な刺激を加えることにより、また、同時に歯の咬合の回復によって、噛むことによる適切な刺激が周囲組織に伝わることにより、その症状の改善を図ることにあって、歯周治療の早期の段階でのみ装着されるものではない。」とそれぞれ改める。

(2) 控訴人の当審における主張

ア 算定告示が歯周治療用装置に保険点数算定を認める趣旨

我が国において歯周疾患は、抜歯される歯の半数近くの原因を占める国民病ともいわれるようになり、全国の歯科治療において、歯周疾患に対する効果的治療を推進する施策が求められ、その一環として、昭和60年4月から実施された歯科診療におけるP1型治療(治療計画書に基づき、適応検査、精密検査を行った上、再評価検査によりその効果を確認しつつ、時間をかけて計画的・段階的治療を実施するものであり、治療計画書に基づかないP2型治療と区別される)において、歯周治療

用装置としての被覆冠につき保険点数算定を認めることになったことから、算定告示においてその算定要件を定めることにしたのである(なお、P1型、P2型の治療区分は平成8年3月廃止され、算定告示等も改正された)。

P1型治療においては、治療計画樹立後、適応検査、精密検査の結果、歯周初期 治療に入る段階で、古い被覆冠等の辺縁不適合物(歯肉に適応しない既存の修復物) があるときは速やかにこれを除去し、長期間かけてプラークコントロール、除石、 ルートプレーニング(根面の平面化)といった歯周初期治療を段階的に進めること が必要不可欠であるから、歯周治療用装置は歯周初期治療の段階までに装着される のが常識であり、また、歯周治療用装置を初期治療後に装着する場合にも装着後長 期にわたる歯周組織の維持、改善のための治療がなされる段階で装着されることが 必要である。辺縁不適合物を除去した後に歯牙をそのままにしておくと、残存歯の かみ合わせ不良となり、前後の歯が傾くなどして、歯肉に悪影響を及ぼし歯周疾患 を急激に悪化させる危険があるため、歯周疾患治療の一環として治療用被覆冠を装 着し、残存歯の保護、かみ合わせの改善等を図りながら、除石その他の歯周治療を 併せて実施し、少なくとも1か月以上の長時間をかけて歯肉の改善を図ることが求 められるのである。歯周疾患治療の基本は、その原因となるプラーク(歯垢)の除 去にあり、そのためには患者が清掃しにくい残存プラークを機械的に除去し、その 後歯磨きによるプラークコントロールを行い、十分な歯肉の改善が見られた後に、 印象採得、欠損補綴という最終治療を行うことが予定されている。歯周治療用装置 は、このような政策的に推進される歯周疾患の積極的治療の一環として実施される ものであるが故に独立した高い保険点数算定が認められたのである。

イ 暫間被覆冠に独立の保険点数算定が認められない趣旨

暫間被覆冠は、歯周治療用装置としての被覆冠と比較し、外観、材質は変わらないが、歯周治療用装置のように歯周疾患の積極的治療の一環として用いられるものではなく、歯周治療が終了し、最終的な歯冠修復物を装着するまでの間、既存の修復物を除去したり、歯を削ったりした後、治療中の歯が穴の開いた状態となるため、感染防止や審美性保持の目的で暫定的に装着する暫定的な被覆冠であるため、独立した保険点数の算定を認めず、最終的治療及びその前処置の点数に含めて評価されるべきものである。したがって、被控訴人が保険点数の算定を主張する本件の各被覆冠は暫間被覆冠とみるべきである。

ウ 「治療計画書」に基づくとの要件について

算定告示の解釈指針である25号通知は、「治療計画書に基づき」という要件を明示しており、歯周治療用装置の保険点数算定が認められるためには、その装着予定が治療計画書に明記されていることを要すべきは当然であるし、治療計画書に歯周治療用装置の装着の予定そのものを記載することが必要である。25号通知が「治療計画書が診療録に付随してこれと一体とみなすことができる状態で作成されている場合には、治療計画書に記載した所定の事項をさらに診療録に記載しなくても差し支えない」としているのも、当該治療措置が治療計画書に記載されていることを前提に、その場合、これと一体となすカルテに二重記載を要しないとする趣旨にす

ぎず、その記載の省略を認めるものではない。

歯科診療の実務において、治療計画書の記載事項や形式が簡略化されている実情があり、治療計画書それ自体に歯周治療用装置の装着予定が明記されていなくても「治療計画書に基づき」との要件を充たすとの実務上の運用が存在しているとしても、それは少なくとも、カルテの記載等や実際の診療経過に照らし、当該被覆冠の装着が当初から治療計画に組み込まれていたと認め得る客観的状況が必要であるというべきであり、本件においてはそのような状況は存在しない。むしろ、患者A及び患者Bについては、古いブリッジ等を除去しないまま除石等の歯周治療を続けたうえ、メタルコア装着、歯冠形成、歯冠修復物装着等の最終的処置が近接して初めて被覆冠が装着されたのであるから、これらの本件各被覆冠があらかじめ計画、予定された処置であると認めることはできない。

エ 「最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」の要件について

「最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」という意味は、歯冠修復等の最終的治療着手後に用いた被覆冠は、歯周治療用装置と取り扱わないという趣旨に理解すべきである。最終的治療の段階で装着した被覆冠は、暫間被覆冠として歯冠修復等に係る歯冠形成、支台築造、歯冠修復物装着の点数算定に含めて評価され、独立した点数評価に値しないからである。また、歯周治療用装置は前記のとおり長期にわたり咬合性疾患等を予防しながら歯周病疾患治療を継続する必要のある場合に装着されるものであって、本件のようにメタルコア印象採得時等に歯周治療用装置を装着するというようなことは歯周病治療の措置としては背理というほかない。また、もし、このようなことを認めることになれば、本来暫間被覆冠として他の歯冠修復等の処置の点数に含めて評価され独立した点数評価をすべきでない処置に高い保険点数を算定するという極めて不当な結果を招来することになる。

本件において上記要件を検討してみると、患者Aについては、メタルコア印象採得時に本件被覆冠(一)が装着され、その後何らの歯周病治療を施すこともなく、硬質レジン前装冠による歯冠形成という最終的処置が行われており、また、患者Bについては、ブリッジ印象採得の15日前及び7日前に本件被覆冠(二)、(三)が装着されているが、その後歯周病治療の処置がとられないまま最終的歯冠修復の処置に至っているのであるから、このように患者A及び患者Bに装着された被覆冠は、最終的歯冠修復物を装着するまでの暫時の間、歯を保護することを目的として装着された暫間被覆冠に該当することは明らかである。

オ 「咬合の回復と残存歯の保護のため」との要件について

「咬合の回復と残存歯の保護のため」とは、歯周疾患改善のため、長期にわたり、 歯肉等に対し積極的治療をなす目的で被覆冠を装着することを意味するものであ る。しかるに、本件において、患者Aの歯周疾患はそもそも軽度であり、その歯肉 の状態は一貫して改善傾向で推移しており、本件被覆冠(一)の装着時において、患 者Aの歯肉の状態が、歯周治療用装置の装着による積極的治療を必要とする状態に はなかった。また、患者Bについても、歯周疾患の程度は軽度であり、本件被覆冠(二)、(三)の装着時には、除石等の歯周治療は既に終了していた。したがって、上記各被覆冠が咬合の回復と残存歯の保護という歯周治療の目的で装着されたものということはできない(なお、患者Bについて、ブリッジ除去後に発赤箇所が見つかったというような事実があるようであるが、その程度の炎症は自然治癒するものであり、これが歯周治療用装置を必要とする程度の歯肉の炎症と見ることは相当ではない)。

カ 最終的治療措置との二重評価

本件において、被控訴人は、患者Aについて、平成7年6月6日に本件被覆冠(一)を装着して点数150点を算定するとともに、メタルコア印象採得を行い、その1週間後に、同一歯牙にメタルコアを装着して640点を算定するとともに歯冠形成(硬質レジン前装冠の装着をして5680点を算定し、患者Bについては平成7年7月4日に右上6番の歯牙に本件被覆冠(二)を装着して50点を算定し、同月12日に右上4番の歯牙にメタルコア印象採得を行い、同日本件被覆冠(三)を装着して100点を算定し、同月19日には右上4番歯牙につきメタルコアを装着し、同歯牙及び右上6番歯牙につきブリッジの印象採得を行い合計270点を算定し、同日の各歯牙に歯冠形成を行い合計445点を算定し、同月28日に同歯牙にブリッジ装着を終えて1928点を算定している。しかし、本件において患者A及び患者Bについて装着された各被覆冠は、暫間被覆冠であり、その機能、装着時期に照らし、歯周治療用のものとはいえないのであるから、それぞれ被覆冠装着後時を置かずとられた最終的治療処置の点数に含めて評価されているというべきである。

(3) 被控訴人の当審における主張

ア 算定告示の趣旨・目的

歯牙の被覆冠については、歯周治療用装置、暫間被覆冠のいずれも、その外観、 材質において同一であり、その機能においても、被覆冠を装着することにより、残 存歯への悪影響を防止するとともに歯の機能を回復させ、かみ合わせ不良を是正し、 感染症を防止するものである点において変わりはない。また、2次的機能において も、歯の機能回復を図り、歯根膜に刺激を与え、廃用性萎縮を防止するとともに、 歯の形態の回復により、歯肉に対する歯ブラシと食物による刺激を与えることを可 能にして、これにより歯肉の血行を促し歯周治療に資するという点において差はない。結局、両者の違いは算定告示及び25号通知によって保険点数が認められるかど うかという点にあり、25号通知の前記3要件を充たすものを歯周治療用装置と呼び、 要件を充たさないものを暫間被覆冠と呼ぶにすぎない。そして、歯周治療用装置に 保険点数が算定され、暫間被覆冠に保険点数が算定されないのは、暫間被覆冠が最 終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴に着手後にこれらの処置の一環として 装着され、これらの保険点数によって評価され尽くされるものであるため独立の保 険点数を認めないことにしたのである。

控訴人は、最終的治療に着手した後の被覆冠の装着は歯周治療用装置としての保

険点数は認められないと主張し、メタルコア及びブリッジの印象採得等が最終治療の着手に該当するように主張するが、メタルコアは歯冠修復物の土台となるものであり、歯冠修復物ではないうえ、保険点数も歯冠修復物とは全く別個に算定されることになっているから、その印象採得は最終的な治療としての歯冠修復の着手とはいえない。

また、控訴人は、P1型治療とP2型治療とが全く別個の治療方法であるように主張するが、両者は保険点数算定上の区別にすぎず、P1型においては「治療計画書」の作成が求められ、「適応検査」や「精密検査」の内容についての要件が定められている点、並びにP1型でなければ歯周治療用装置に保険点数の算定が認められていない点において異なっているだけであって、「被覆冠を装着し、残存歯の保護、かみ合わせの改善を図りながら、除石その他の歯周治療を併せて実施し、歯肉の改善を図ること」、再評価により「歯肉の改善が得られたことが確認された場合に歯冠修復や欠損補綴といった最終治療が行われること」についても共通である。

控訴人は、歯周治療用装置といえるためには、歯周治療の一環として治療用被覆 冠を装着し、少なくとも1か月以上の長時間をかけて歯肉の改善を図ることが当然 の前提をなすように主張するが、患者の歯周疾患の状態は千差万別であり、その治 療の進展は、患者の病状や努力・意欲にかかる点が大きいから、少なくとも1か月 以上の長時間の装着が必要であるというようなことはいえない。

イ 「治療計画書」に基づくとの要件について

算定告示及び25号通知は、「治療計画書に基づき」と規定するにすぎず、「治療 計画書自体に、歯周治療用装置の装着予定が明記される」ことを要求していない。 「治療計画書」とは、「臨床所見、症状の経過、評価、実施予定の療法及び治療上 の指導計画等が記載されているもの」をいうとされているが(昭和60年2月18日保 険発第11号)、その記載については、その後の疑義解釈通知により、「書」といっ た形式にとらわれることなく、カルテの中でも、別紙にでも、大づかみに診療の流 れを記入し、それを念頭に診療を進めればよいと解されている。また、実際に用い られている治療計画書の様式もそのほとんどが簡潔な記載を行う様式が採用され ており、具体的な歯周治療用装置の装着に関する記載をする方式をとっていない。 実務においては、治療計画書に歯周治療用装置の記載がなく、単に「Cr」(鋳造冠) と記載されているにすぎないにもかかわらず歯周治療用装置の請求が行われてお り、治療計画書の記載から歯周治療用装置の装着が当然に予定されていると理解さ れるものについては、「治療計画書」に基づくものとして保険点数が認められてお り(甲14)、また、歯周治療用装置を治療計画書の作成以前に装着した場合にも診 療報酬の請求が認められている(甲11)。これらは、治療計画書に歯周治療用装置 の装着の記載がなくても、カルテ等の記載から歯周治療用装置の必要性が理解でき る場合については保険点数を算定できることを示すものである。

ウ 「最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」の要件について

控訴人は、歯周治療用装置は歯周初期治療の段階で装着されるのが常識であり、

初期治療後に装着する場合にも、その後長期にわたる歯周組織の維持、改善のための治療がなされる段階で用いられるべきであるから、被覆冠装着後間もなく、最終的処置がとれるような場合には、暫間被覆冠として保険点数算定の対象にはならない旨主張する。しかし、歯周疾患の態様は千差万別であって、歯周治療用装置はないの必要に応じて装着されるものであり、歯周初期治療の段階で装着されるとは限っない(乙18、19)。算定告示及び25号通知も「歯周治療用装置とは、治療計画書の記載に基づき最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間、残存歯の保護と咬合の回復のために行う被覆冠又は床義歯をいう」としており、最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間に装着されたものに保険点数の算定を認めている。控訴人の主張は、算定告示及び25号通知の定める要件以外の要件を付加するものであり不当である。しかも、.算定告示はその後変更され、現在では、歯周治療用装置に保険点数が算定されるのは、歯周外科手術を行った場合に限られることになったが、これは装着時期を広く認めていた取扱いを変更したものと理解すべきであり、歯周治療用装置は歯周初期治療の段階に装着することが常識とする控訴人の主張に根拠のないことを示すものである。

エ 「咬合の回復と残存歯の保護のため」との要件について

控訴人は、「咬合の回復と残存歯の保護のため」とは、歯周疾患改善のため、長期にわたり、歯肉等に対し積極的治療をなす目的で被覆冠を装着することを意味するものであるところ、患者A及び患者Bに対する被覆冠の装着は、最終的処置のみが残された段階で装着されたものであり、歯周疾患治療を目的とするものとはいえず、独立点数算定をすべきではない旨主張する。しかしながら、被覆冠を装着する理由は、残存歯への悪影響を防止するとともに歯の機能や咬合の回復を図り、歯根膜に刺激を与え、廃用性萎縮を防止するとともに、歯肉に対する歯ブラシと食物による刺激を与えることを可能にして、これにより歯肉の血行を促し歯周治療に資する点にあるから、その要件は文字通り「咬合の回復と残存歯の保護のため」に装着されることを要し、それで足りるというべきである。

オ 控訴人が本件各被覆冠につき、歯周治療用装置ではないとして保険点数の算定をしないことの不当性について

被控訴人は、本件で問題となっている歯周治療用装置のほか、患者Aについては 平成7年5月24日に、患者Bについては同年5月8日、同月30日及び同年6月23日 にそれぞれ歯周治療用装置を装着し、それらについてした保険請求については、保 険点数を算定のうえ診療報酬を支払っていたのであるから、本件についてのみの支 払いを拒絶することは背理というべきである。

カ 二重評価について

本件の各被覆冠は、最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴物の製作に係る 一連の診療行為における暫間被覆冠には該当せず、一連の最終的処置に含まれて評価されているものではなく、二重評価の問題は存在しない。

第3 証拠

本件記録中の原審及び当審における各書証目録、各証人等目録記載のとおりであ

るから、これを引用する。

第4 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も被控訴人の本訴請求は、正当としてこれを認容すべきものと判断する。その理由は、次のとおり付加・訂正するほかは、原判決の理由説示と同一であるから、これを引用する。
- (1) 原判決36頁 7 行目の「二〇、」を「二〇ないし三〇、」に、同じ行の「一八、」を「一九、」にそれぞれ改め、同8 行目の「二八、」の次に「二九の一、二、三三、三四、」を、同8 行目の「原告本人」の次に「(一、二回)」をそれぞれ加える。
- (2) 原判決37頁8行目の「右上四番、同二番、同一番、左上一番、同二番について」を「左下四番、同五番について齲蝕症三度、右上四番、同二番、同一番、左上一番、同二番、右下八番ないし同六番、左下六番ないし同八番について、」と改め、同10行目の「同月一三日には、」の次に「左下齲蝕治療のほか、歯周治療の一環として」を、同38頁4行目の「(根管治療を示す。)」の次に「左下七番、同八番、右下七番、同八番抜歯、左下四番、同五番麻酔抜髄」をそれぞれ加え、同5行目の「岩手県保険医協会」を「岩手県歯科医師会」と改め、同39頁2行目の「同月一八日、」、同3行目の「二五日、」、同4行目の「七日、」、同7行目の「五月二四日、」、同40頁5行目の「同月六日、」のそれぞれ次に、いずれも「右上七番、同四番ないし左上五番、左下六番ないし右下五番について歯槽膿漏の処置を行うとともに、」を、同40頁6行目の「終了した。」の次に「同各歯の」を、同41頁2行目の「同月一三日、」の次に、「右上七番、同四番ないし左上五番、左下六番ないし右下五番について歯槽膿漏の処置を行うとともに、」をそれぞれ加える。
- (3) 原判決43頁 2 行目の「行った。」を「行うとともに、右上七番、同六番、同四番ないし左上七番、右下八番、同七番、同五番ないし左下五番、同七番等に歯槽膿漏の処置を行った。」と改め、同3 行目の「七月四目、」の次に「右と同様の歯槽膿漏の処置を行ったほか、」を、同じ行の「同六番」の次に「(同五番の歯は欠損)」をそれぞれ加え、同6 行目の「特に右上五番」を『右上四番のメタルコアを除去したところ、その隣の欠損歯である右上五番の歯肉部分」と改め、同末行の「同月一二日、」の次に「前記と同様の歯槽膿漏の処置を行ったうえ、」を、同44頁 1行目のrメタルコアの装着までの間、」の次に「次回の診療において右上四番ないし同六番(同五番は欠損)に架けるブリッジの印象採得を予定し、それまでの間、」を、同4 行目の「ブリッジ形態」の次に「の歯周治療用装置」をそれぞれ加える。(4) 原判決48頁 7 行目の次に、行を変えて次のとおり加える。
- 「3 前記のとおり、実際に用いられている治療計画書の様式もそのほとんどが 簡潔な記載を行う様式が採用されており、具体的な歯周治療用装置の装着に関する 記載をする方式がとられていなかったところ、実務においては、治療計画書に歯周 治療用装置の記載がなく、単に「Cr」(鋳造冠)と記載されているすぎないにもか かわらず歯周治療用装置の請求が行われていたり、治療計画書の記載から歯周治療 用装置の装着が当然に予定されていると理解されるものについては、「治療計画書」 に基づくものとして保険点数が認められており(甲14)、また、歯周治療用装置を

治療計画書の作成以前に装着した場合にも診療報酬の請求が認められていた(甲11)。しかも、被控訴人が、本件各治療中において患者Aに平成7年5月24日左上2番に装着した歯周治療用装置、患者Bに平成7年5月8日左上3番、同4番に、同月30日右上2番、同1番、左上1番に、同年6月23日右上3番にそれぞれ装着した各歯周治療用装置については、控訴人において被控訴人の請求したとおりに診療報酬の算定を認め、現にその支払いをしている(甲6、7、24)。

- 4 また、控訴人は被控訴人の本件各被覆冠の診療報酬請求に対する減点査定の理 由として、当初は、「過剰と認められる手術」(患者A)あるいは「不適当又は不 必要と認められる手術」(患者B)と記載していたが(乙4、5)、その後、平成 7年10月17日付け「再審査の結果について(通知)」において「歯冠修復の製作に 係る一連の診療行為における暫間被覆冠は所定点数に含まれる」と説明し(甲4)、 本件訴訟提起後においても、平成8年5月10日付け準備書面では、患者A、患者B の減点査定の理由として「手術」と記載したのは「処置」の誤記であると説明し、 同年6月24日付け準備書面では減点査定の理由を「本件各被覆冠は歯周治療用装置 ではなく、最終的な歯冠修復又は欠損補綴修復の一環としての暫間被覆冠であり、 歯冠修復又は欠損補綴修復の所定点数に含まれるものである」と説明し、平成9年 11月27日付け準備書面では「メタルコアを製作するまでの間に被覆冠を装着するの はメタルコアの所定点数に含まれる」と説明し、平成10年2月6日付け準備書面で は「本件各被覆冠の装着は治療計画書に基づくものではないから保険点数を算定す ることはできない」と説明し、減点査定の理由に関する主張を次々と変遷させた。 5 なお、平成8年3月になり、P1型、P2型の治療区分は廃止され、それに伴 い算定告示等も改正され、歯周治療用装置は、歯周初期治療によっても十分な治療 効果の得られない重傷の歯周疾患について、歯周外科手術を行い、同手術と並行し て用いられた場合に限って点数算定が認められることになった(弁論の全趣旨)。」 (5) 原判決48頁末行から同49頁3行目までを次のとおり改める。
- 「1 被控訴人は、患者 A 及び患者 B の両名に対する本件各治療において、いずれも初診時適応検査を行い、当初の臨床所見において歯周治療の必要性を認め、治療計画書にも「除石」、「根幹治療」、「抜歯」、「麻酔抜髄」、「冠装着」、「ブリッジ装着」等の記載をしているのであって、それらの記載内容から見れば、患者A 及び患者 B の治療の過程において歯周治療用装置として本件各被覆冠の装着が当然に予定されていたものというべきである。」
- (6) 原判決54頁7行目の次に行を変えて、次のとおり加える。
- 「(3) また、前記認定のとおり、被控訴人が、本件各治療において患者Aに平成7年5月24日装着した歯周治療用装置、患者Bに平成7年5月8日、同月30日及び同年6月23日装着した各歯周治療用装置について、控訴人において被控訴人の請求どおりに診療報酬の算定を認めてその支払いをしていることに照らしても、控訴人の主張は採用し難いところである。
- (4) なお、当審証人宮武光吉、同石井拓男の各証言、乙30ないし32には控訴人の主張に副う部分があるが、その内容はいずれも現時点から見てこう解釈すべきであ

ったという内容を強調するにすぎず、控訴人において控訴人主張のような解釈を採用して、歯周治療用装置に係る診療報酬の査定をしていた事実を明らかにする証拠 (治療計画書に歯周治療用装置を装着することの記載をしない歯周治療用装置やメタルコアの印象採得後に装着された歯周治療用装置についての診療報酬請求に つき、25号通知の要件を欠くものとして一般的に減点査定していたことを明らかに する資料)による裏付けのないことや、控訴人が本件訴訟において本件減点査定を した理由を当初から明確に主張できず、その主張を次々と変更して来たという事情 に照らして、たやすく採用できない。」

- (7) 原判決55頁末行の「この時点で」の次に「欠損歯である同五番の」を加え、同57頁6行目の「したがって、」を「加えて、歯周疾患がもともと完治困難な疾患であり、被控訴人が、前記認定のとおり、患者Bに対して本件被覆冠(二)、(三)を装着した時点においても従前どおり歯槽膿漏の治療を継続的に行っていること等の事実を考慮すれば、」と改め、同58頁6行目の次に行を変えて、次のとおり加える。
- 「(4) 当審証人宮武光吉、同石井拓男の各証言、乙30、31には控訴人の主張に 副う部分があるが、前記のとおりたやすく採用できない。」
- (8) 原判決59頁2行目の「歯冠修復」を「歯冠修復又は欠損補綴」と改め、同59 頁4行目から62頁末行までを次のとおり改める。
- 「(2) そこで検討するに、算定告示及び25号通知にいう「最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」が具体的に何を意味するのかについては、その文理上必ずしも明確ではないが、歯冠修復又は欠損補綴に着手する時期は歯周治療が一応終了した後であるというべきであるから、少なくとも歯冠修復又は欠損補綴の処置に着手した後は歯周治療用装置に保険点数の算定を認めることは許されないと解すべきである。ただ、その場合に、何をもって歯冠修復又は欠損補綴の着手といえるかが問題となるところ、控訴人は、算定告示(乙21)が「第12部 歯冠修復及び欠損補綴」の「第1節 歯冠修復及び欠損補綴料」の中に(支台築造)という項目を設け、メタルコアの印象採得については、メタルコアの築造に含めて評価するとしていることを根拠にして、メタルコアの印象採得をもってその着手があったものと主張するようである。

しかしながら、メタルコアは、歯冠修復を行うに際し、歯の実質欠損が大きい場合に、鋳造物を用いて支台歯形態を修復して、歯冠修復を適正に行うことを目的とする処置であって、適正に形成された支台歯の上に装着するものである歯冠修復物又は欠損補綴物とはその目的や機能において全く異なるものであるうえ、保険点数の算定においてもメタルコアの点数と歯冠修復又は欠損補綴の点数とは明確に区別されている。すなわち、保険点数の算定上、メタルコアの印象採得を行い、メタルコアを装着するまでの段階と歯冠修復物又は欠損補綴物の印象採得を行い、その装着をするまでの段階とでは保険点数算定が別体系となっていること(乙9、21、原審における被控訴人(2回))、また、そもそも歯周疾患の病態は患者により千差万別であり、歯周疾患に罹患している患者に歯冠修復又は欠損補綴の処置を行う

場合には、歯周治療の状態を見ながら歯冠修復の時期を探ることにならざるを得ないから、メタルコアの印象を採得した時点においても、さらに咬合を可能にして残存歯の保護を図る目的に資するために歯周治療用装置の装着が必要となる場合のあることを否定できないこと(原審における被控訴人(2回))、加えて、被控訴人は、患者Bに対する本件各治療中、平成7年5月8日左上3番、4番に、同月30日右上2番、1番、左上1番に、同年6月23目右上3番にそれぞれ装着した各歯周治療用装置については、本件被覆冠(一)及び(二)と同様にいずれもメタルコアの印象採得と同時に装着されたものであったにもかかわらず、被控訴人の請求どおりに診療報酬の算定を認めてその支払いをしていること(甲7、24)等に照らせば、算定告示における「最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」との要件は、少なくとも歯冠修復及び欠損補綴のための印象採得に着手するまでの間という意味に理解するのが相当である。

なお、当審証人宮武光吉、同石井拓男の各証言、乙30、31には控訴人の主張に副 う部分があるが、前記のとおりたやすく採用できない。

そうすると、控訴人の前記主張は採用できない。」

2 以上によれば、被控訴人の控訴人に対する本訴請求はこれを認容すべきであり、 これと同旨の原判決は相当であって、本件控訴は理由がないからこれを棄却すべき である。

よって、訴訟費用の負担につき、民事訴訟法67条1項、61条を適用して、主文の とおり判決する。

仙台高等裁判所第三民事部 裁判長裁判官 喜多村治雄 裁判官 小林 崇 裁判官 片瀬敏寿

これは正本である。 平成14年1月23日 仙台高等裁判所第三民事部 裁判所書記官 立花 亘